

目次

	ページ
1 太陽光発電に係る対応マニュアル	1
2 地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業 の促進に関する市町村条例モデル（案）	26
3 コラム（再生可能エネルギーに関する県の方針と規制を行 う際の注意点等）	40
4 Q&A よくある質問	48
【別紙】太陽光発電事業に関する協定書（案）	54
5 資料	
（1）長野県内の導入状況	60
（2）太陽光発電施設設置に係る県内市町村の取組（条例、要綱等）一覧	66
（3）支援制度概要	72
（4）設備導入の流れ（必要な手続き等）	73
（5）関係法令・条例の窓口（国、県、市町村）	83
（6）設置に係る基準、ガイドライン等	92
【参考資料1】今後の農山漁村における再生可能エネルギー導入のあり方 に関する検討会報告書	93
【参考資料2】太陽光発電設備の設置に関する県条例等の改正の概要	120
【参考資料3】太陽光発電の適正な推進に関する連絡会議について	121
【参考資料4】再エネ特措法の改正等について	123

1 太陽光発電に係る対応マニュアル

- ◆ 対応フローチャート
- ◆ 独自の情報収集方法とその後の対応
- ◆ 事業者に対する施工業者の選定等についてのお知らせ例
- ◆ 事業者に対して任意協力を求める際の留意事項
- ◆ 【チェックリスト 1】 長野県景観条例の適用基準
- ◆ 【チェックリスト 2】 太陽光発電設備の景観面におけるチェックリスト
- ◆ 【チェックリスト 3】 景観法等による太陽光発電設備の取扱いについて
- ◆ 【チェックリスト 4】 地域との合意形成における留意事項
- ◆ 【チェックリスト 5 - 1】 流域開発に伴う防災調節地等技術基準
- ◆ 【チェックリスト 5 - 2】 土砂災害に関する確認事項
- ◆ 【チェックリスト 5 - 3】 伐採届による森林の開発(1ha を超えない森林の開発)に関する
フローチャート
- ◆ 【チェックリスト 5 - 4】 長野県自然環境保全条例取扱要領における大規模開発行為の具体的基準

対応フローチャート

Yes ... ⇨ No ... ⇨

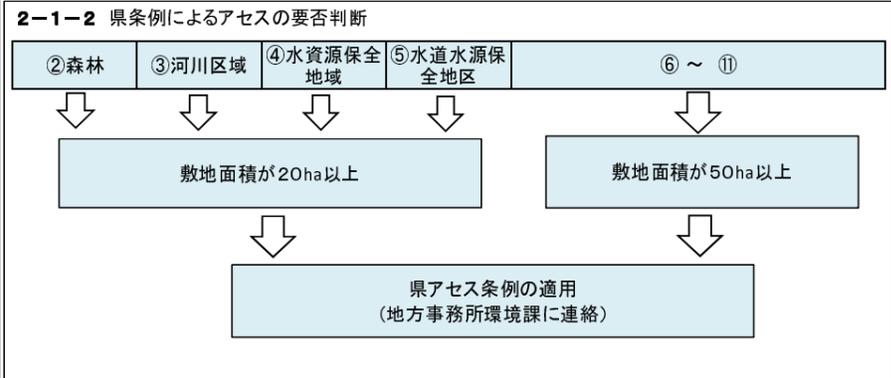
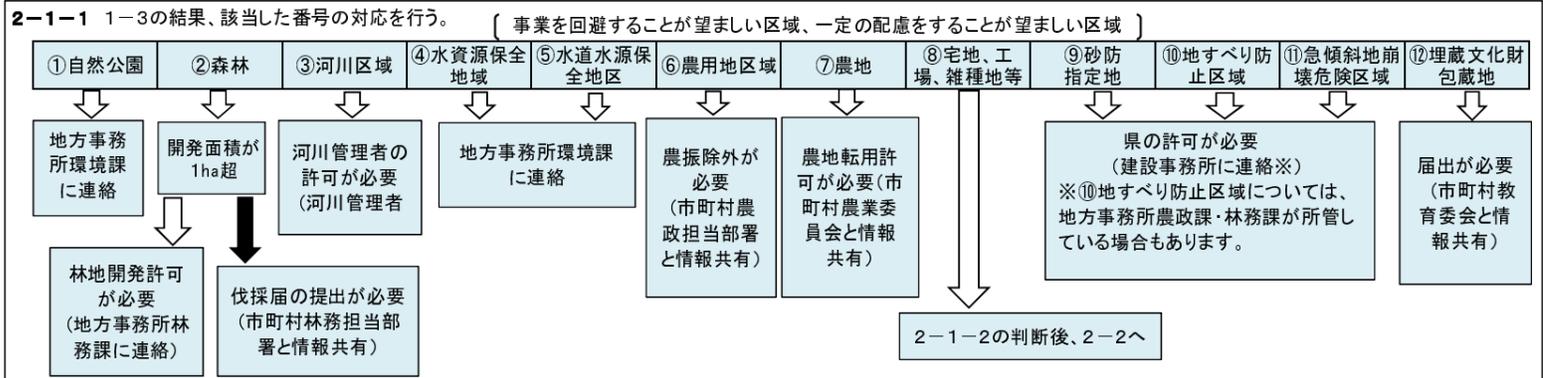
○ 注意点

- ・このマニュアルは市町村の再生可能エネルギー担当者向けに作成してありますが、内容を市町村に強制するものではありません。
- ・市町村が独自の考えに基づいて対応する場合には、その対応の方が本マニュアルに優先します。
- ・**黄色に着色** は市町村の実情等に合わせて語句修正や不要部分の削除を行ってください。
- ・1-1を出発点とし、矢印に従って対応してください。
- ・途中で○のページへと指示された場合には、該当ページへ飛び、飛んだ先の結果に応じて、このフローチャートの飛んだ場所から再出発し、矢印に従って対応してください。

事業把握



対応フロー

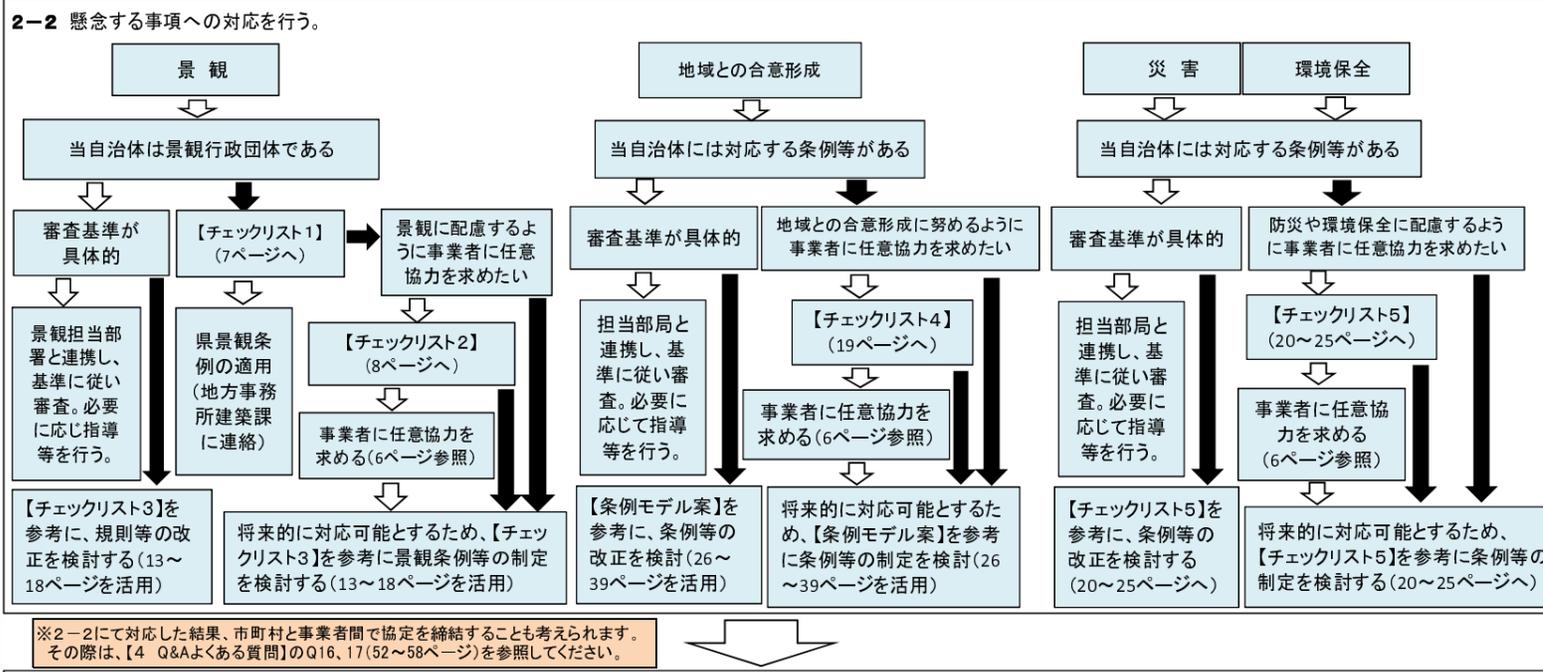


○チェックリスト一覧

番号	題名	ページ
1	長野県景観条例の適用基準	7
2	太陽光発電設備の景観面におけるチェックリスト	8～12
3	景観法等による太陽光発電設備の取扱いについて	13～18
4	地域との合意形成における留意事項	19
5-1	流域開発に伴う防災調節池等技術基準	20
5-2	土砂災害に関する確認事項	21
5-3	伐採届による森林の開発(1haを超えない森林の開発)に関するフローチャート	22～24
5-4	長野県自然環境保全条例取扱要領における大規模開発行為の要件の具体的な基準	25

※チェックリスト内の基準については、専門的な知識が必要な場合がありますので、必要に応じて下記の県の現地機関等窓口にご相談ください。

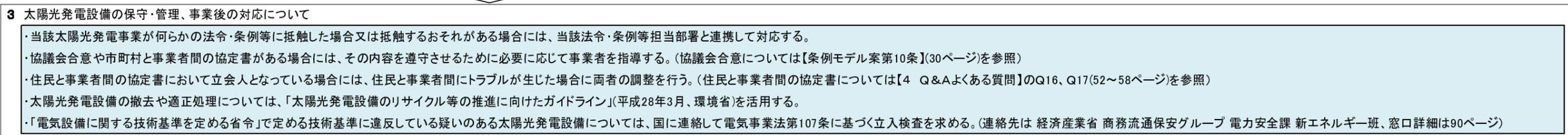
チェックリスト番号	県の現地機関等窓口	県庁担当課
1・2・3	地方事務所 建築課(商工観光建築課)	建設部 都市まちづくり課
4	長野県庁 環境部 環境エネルギー課	—
5-1	建設事務所 整備課(計画調査課) 技術専門員	建設部 河川課
5-2	建設事務所 維持管理課	建設部 砂防課
5-3	地方事務所 林務課	林務部 森林づくり推進課
5-4	地方事務所 環境課	環境部 自然保護課



※2-2にて対応した結果、市町村と事業者間で協定を締結することも考えられます。その際は、【4 Q&Aよくある質問】のQ16、17(52～58ページ)を参照してください。

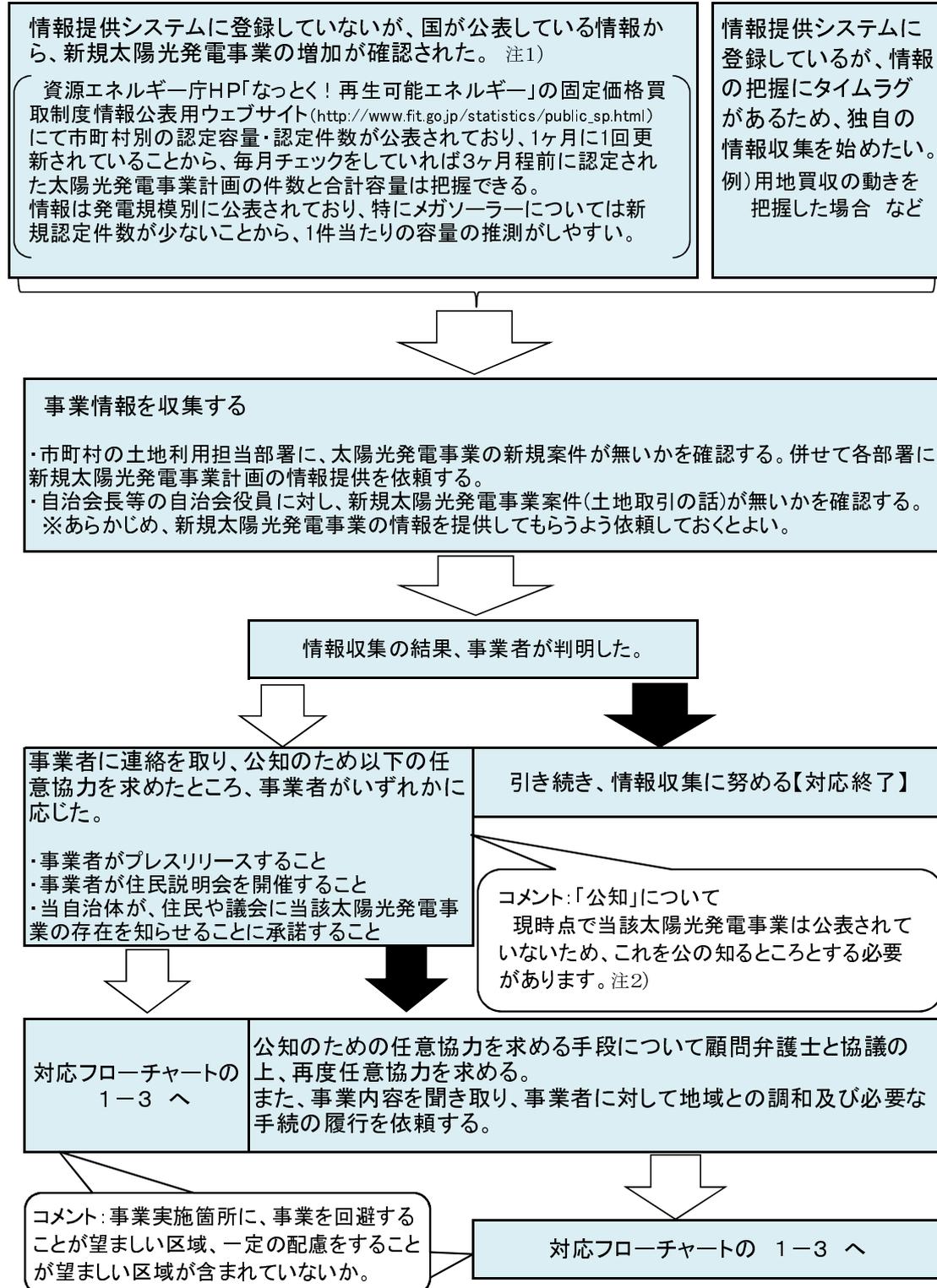


事業開始後



注1) ここでは、平成28年4月1日に運用が開始された「地方公共団体等向け情報提供システム」により、個別の認定情報を検索する方法を示している。(要事前登録、守秘義務有)
 注2) 再エネ特措法の改正施行後は、電気事業者との系統への接続契約等を記載した再エネ発電事業計画により申請することになるため、現在の手続よりも認定に向けた準備に時間を要することが考えられます。(新法9②、平成29年4月1日施行)

独自の情報収集方法とその後の対応



注1)ここで示す方法は、固定価格買取制度の市町村別の統計情報から新規の認定情報を推測する方法。

対応フローチャート(2ページ)1-1の「地方公共団体等向け情報提供システム」による検索により、個別の認定情報が把握可能となる点に留意。

注2)ここでは個別の認定情報が公表されない前提で説明している。

再エネ特措法の改正施行後は、個別の認定案件について、再エネ発電事業計画の記載事項のうち経済産業省令で定めるものを公表することとされている。(新法9⑤、平成29年4月1日施行)

太陽光発電事業を計画されている事業者の皆様へ～お知らせ～

〇〇市町村〇〇課〇〇係

(TEL : 〇〇〇〇〇〇〇)

○建設業の許可を受けている施工業者に発注しましょう。

野立ての太陽光発電設備の設置について、施工業者と 500 万円以上の請負契約を締結する場合には、施工業者が電気工事業の建設業許可を受けている必要があります。(建設業法第 3 条第 1 項) ※発電事業者が施工する場合でも、工事の一部について他の業者に 500 万円以上の金額で請負わせる場合には、請け負う業者は工事内容により必要となる業種の建設業許可を受けている必要があります。

また施工業者が元請となり、工事の一部について下請と請負契約を締結する際には、下請けとの請負契約の合計金額が 3,000 万円以上となる場合には、元請となる施工業者は電気工事業の特定建設業許可を受けている必要があります、1 件の請負契約の金額が 500 万円以上となる場合には、下請けとなる業者も工事の内容により必要となる業種の建設業許可を受けている必要があります。

○フェンスなどの立ち入り防止措置を行いましょう。

50kW 以上の太陽光発電所を建設する場合は、電気機械器具や母線等が危険である旨を表示するとともに、容易に構内に立ち入るおそれがないよう、周囲にフェンスを設置するなど適切な措置を講じることが必要です。(電気設備に関する技術基準を定める省令第 23 条)

○モジュールを支える支持物の強度を確保しましょう。

太陽電池モジュールの支持物は、日本工業規格 JIS C 8955(2004)「太陽電池アレイ用支持物設計基準」に規定される強度を有し、規格に基づいた施工を行う必要があります。(電気設備の技術基準の解釈第 46 条第 2 項 7 及び同第 200 条第 2 項第 2 号 8)

○電気事業法を遵守し、必要な手続きや措置を行いましょ。

・電気事業法における工事着工前の手続一覧

区 分	事業用電気工作物		
	一般用電気工作物	事業用電気工作物	
出 力	～50kW 未満	50～2000kW 未満	2000kW 以上
電気主任技術者 を選任し、届出	不要	要（緩和条件あり）	要
保安規程の届出	不要	要	要
工事計画の届出	不要	不要	要

○設備の施工や保守に関してはガイドラインがありますので、ご紹介します。

「10kW以上の一般用電気工作物太陽光発電システムの基礎・架台の設計・施工のチェックリストと留意点」
2015年5月 一般社団法人太陽光発電協会作成

設計や施工に際してのチェック項目及び内容等を整理した業界自主資料。

URL : http://www.jpea.gr.jp/pdf/150529_JPEA_checklist.pdf

「太陽光発電システム保守点検ガイドライン【10kW以上の一般用電気工作物】」
2014年5月 一般社団法人太陽光発電協会作成

保守点検の指針を示すことにより設置者の安心、安全、保安の確保を図るための業界自主ガイドライン

URL : <http://www.jpea.gr.jp/pdf/upper10kw.pdf>

○その他事業の場所、規模、設備、工法等により、法令や条例等で手続き等が必要となる場合があります。別添の資料をご活用ください。

※資料5（5）「関係法令・条例の窓口（国、県、市町村）」を添付

なお、当市町村において必要となる手続きは以下(別添)のとおりです。

※市町村の条例において必要な手続きを記載(別添として添付)

事業者に対して任意の協力を求める際の留意事項

・【重要】事業者の任意の協力を求める形で行うこと。
(事業者に協力してもらえない場合には強制できない点に特に留意すること。)

・【重要】チェックリストの基準は法令や条例等を「参考」にして審査しやすいように基準を簡略化しているため、あくまで目安として活用すること。
チェックリストの基準が県の基準であるとして事業者に協力を求めることは厳禁。

・事業者に対しては、丁寧に対応することを心がけること。
特に初回の接触は重要であり、約束をした上で複数名で訪問するよう努めること。

・チェックリストで基準を満たさなかった部分については、事業者に変更するメリットを示しながら事業の変更を提案すること。
例：フェンスの色は赤色とのことですが、目立ってイタズラの対象になってはいけなないので、目立たない深緑にしてみてもいいですか。

●以上の点に留意しながら、事業者に対して任意協力を求めること。
●事業者に対する任意協力を求め終わったら、フローチャートの ↓ へ。
・以下、参考として任意協力を求める手順を示す。

①事業者に対して、当自治体では地域と調和した太陽光発電事業を推進していることを伝える。

②地域と調和した太陽光発電事業を行うことで、事業リスクが軽減されることを伝える。

③当該太陽光発電事業が地域と調和した事業となるよう協力を申し出る。
断られた場合には対応終了。

④協力の内容を尋ねられた場合には、適正さを見る「ある程度の目安(チェックリストのこと)」があることを伝え、事業内容を聞き取る(訪問の上で聞き取ることが望ましい)。
※チェックリストへチェックを入れながら事業内容を聞き取ると長時間を要し事業者の負担となるため、事前にチェックリストにて必要事項を確認した上で事業内容を聞き取る方が良い。

⑤聞き取り内容を基にチェックリストによるチェックを行う。情報不足によりチェックできなかった事項については事業者にも再度聞き取りを求める。
※事業者に書類の提出を求める場合には、事業者にも過度な負担とならないよう配慮すること。

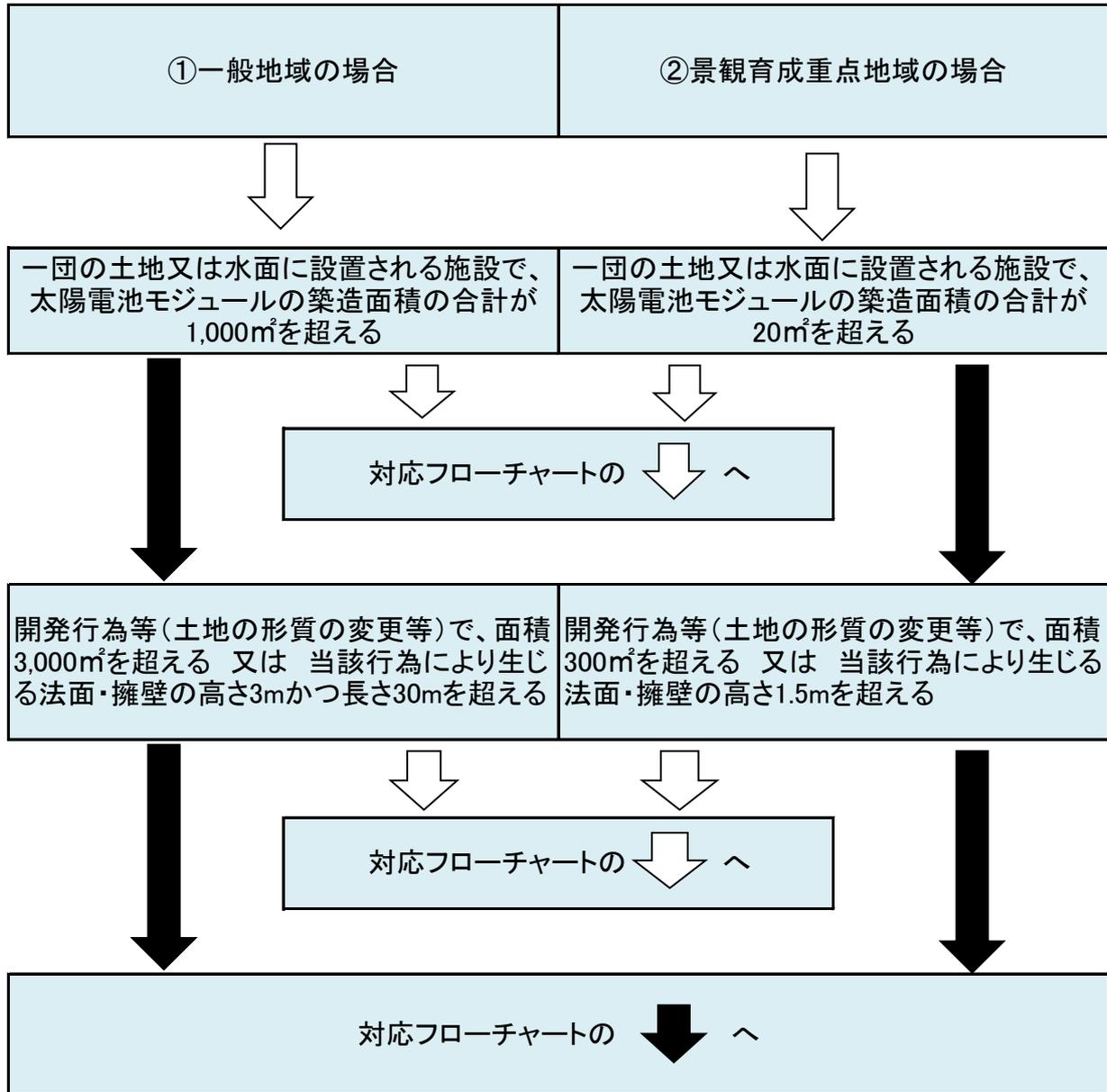
⑥ある程度の情報が得られた時点で、チェックリストの基準を満たさない事項について基準を満たすよう事業の変更を提案する。

⑦以上の⑤⑥を繰り返す。
事業者の意向を尊重しつつ、より適正な事業となるよう任意協力を求めること。

【チェックリスト1】 長野県景観条例の適用基準

(参考:長野県景観条例)

・景観(都市計画)担当部署に確認して、太陽光発電施設設置の地域が一般地域と景観育成重点地域のどちらであるかを確認する。

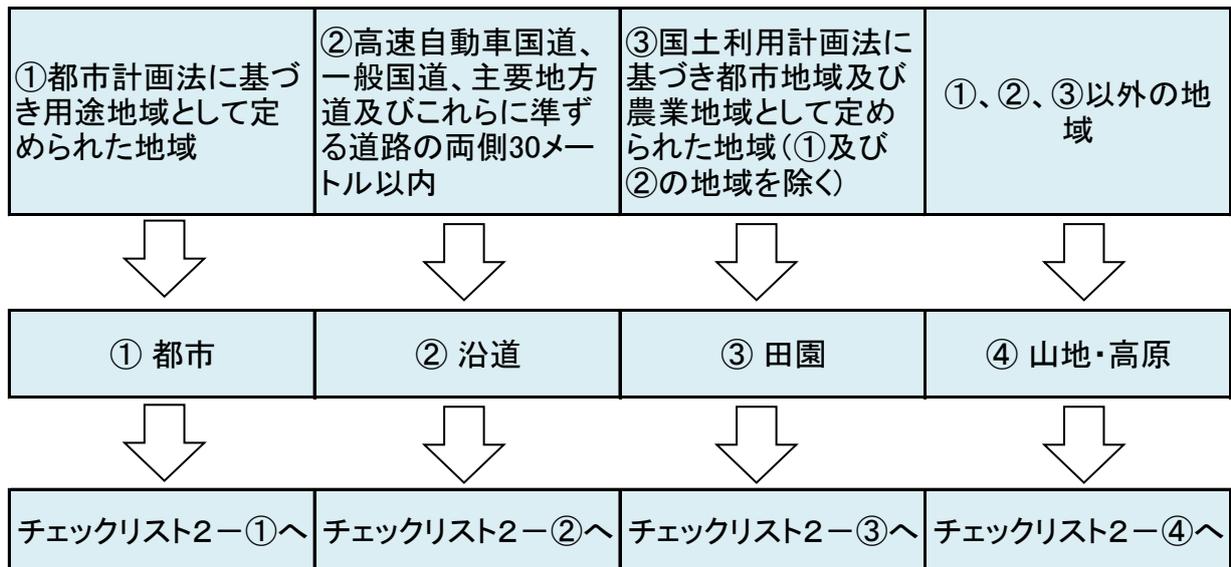


【チェックリスト2】 太陽光発電施設の景観面におけるチェックリスト

(参考:長野県景観育成計画における景観育成基準(一般地域))

○太陽光発電施設が設置される地域は？

・景観(都市計画)担当部署に確認して太陽光発電施設設置の地域を特定する。



【チェックリスト2-①】 都市

・基準を満たす場合にはチェック欄にチェックを入れる。()内の場合に当たらないものもチェックを入れる。(※)

区 分	基 準	チェック欄
配 置	極力道路から後退し、連続した沿道の空間を構成している。	
	敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置となっている。	
	地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置となっている。	
	付帯設備は道路等から直接見えにくい。	
	丘陵地、高台での設置を避けている。	
規 模	高さについて、周辺のまち並みとしての連続性に配慮している。	
	最上部をできるだけ低くし、周囲の景観から突出しないよう配慮している。	
	(建築物の屋根・屋上に設置する場合) パネルが屋根・屋上からはみ出さず、元々の屋根・屋上の形を変えていない。	
形 態 ・ 意 匠	周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態となっている。	
	設備の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の形成やランドマークの形成にも努めている。	
	河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮している。	
	付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮している。	
材 料	(周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合) 意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図っている。	
	耐久性に優れた材料を用いている。	
色 彩 等	低反射のパネルを選択している。	
	太陽光発電設備の色彩は、黒色又は濃紺色若しくは周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用している。	
	目地・模様が目立たないようなパネルを選択している。	
	付帯設備が同系色になっている。	
	(既存の設備がある場合) 既存設備と新設付帯設備が同系色になっている。	
(フェンスを設置する場合) 周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用している。		
(照明を行う場合) 周辺の建築物等との調和に留意している。		
敷 地 の 緑 化	敷地境界には樹木等を活用するよう努めている。	
	使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮している。	
	(大規模な設備の場合) 設備まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めている。	
	(河川等がある場合) 樹木を活用して、水辺の景観に配慮している。	
結 果	チェックが入らなかった欄がある…  へ 全ての欄にチェックが入った…  へ	

※本表は長野県景観育成計画に定める「景観育成基準」に、太陽光発電施設についての留意点を網羅的に加えた例です。

【チェックリスト2-②】 沿道

・基準を満たす場合にはチェック欄にチェックを入れる。()内の場合に当たらないものもチェックを入れる。(※)

区 分	基 準	チェック欄
配 置	特に支障のある場合を除いて、5メートル以上道路から後退するように努めている。	
	隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保している。	
	敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置となっている。	
	地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置となっている。	
	付帯設備は道路等から直接見えにくい。	
	尾根線上、丘陵地、高台での設置を避けている。	
規 模	最上部をできるだけ低くし、周囲の景観から突出しないよう配慮している。	
	(建築物の屋根・屋上に設置する場合) パネルが屋根・屋上からはみ出さず、元々の屋根・屋上の形を変えていない。	
形 態 ・ 意 匠	周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態となっている。	
	背景のスカイライン及び周辺の建築物等の形態との調和に努めている。	
	河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮している。	
	付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮している。	
材 料	(周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合) 意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図っている。	
	耐久性に優れた材料を用いている。	
色 彩 等	低反射のパネルを選択している。	
	太陽光発電設備の色彩は、黒色又は濃紺色若しくは周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用している。	
	目地・模様が目立たないようなパネルを選択している。	
	使用する色数を少なくするよう努めている。	
	付帯設備が同系色になっている。	
	(既存の設備がある場合) 既存設備と新設付帯設備が同系色になっている。	
敷 地 の 緑 化	(フェンスを設置する場合) 周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用している。	
	(照明を行う場合) 周辺の建築物等との調和に留意している。	
	敷地境界には樹木等を活用するよう努めている。	
	使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮している。	
結 果	(大規模な設備の場合) 設備まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めている。	
	(河川等がある場合) 樹木を活用して、水辺の景観に配慮している。	
結 果	チェックが入らなかった欄がある…  へ 全ての欄にチェックが入った…  へ	

※本表は長野県景観育成計画に定める「景観育成基準」に、太陽光発電施設についての留意点を網羅的に加えた例です。

【チェックリスト2-③】 田園

・基準を満たす場合にはチェック欄にチェックを入れる。()内の場合に当たらないものもチェックを入れる。(※)

区分	基準	チェック欄
配置	道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努めている。	
	隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保している。	
	敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置となっている。	
	地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置となっている。	
	付帯設備は道路等から直接見えにくい。	
	尾根線上、丘陵地、高台での設置を避けている。	
規模	規模、高さを極力おさえ、周辺の田園景観との調和に努めている。	
	最上部をできるだけ低くし、周囲の景観から突出しないよう配慮している。	
	(建築物の屋根・屋上に設置する場合) パネルが屋根・屋上からはみ出さず、元々の屋根・屋上の形を変えていない。	
形態 意匠	周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態となっている。	
	背景のスカイライン及び田園の広がりにも調和する形態となっている。	
	河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮している。	
	付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮している。	
材料	(周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合) 意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図っている。	
	耐久性に優れた材料を用いている。 低反射のパネルを選択している。	
色彩等	太陽光発電設備の色彩は、黒色又は濃紺色若しくは周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用している。	
	目地・模様が目立たないようなパネルを選択している。	
	使用する色数を少なくするよう努めている。	
	付帯設備が同系色になっている。	
	(既存の設備がある場合) 既存設備と新設付帯設備が同系色になっている。	
	(フェンスを設置する場合) 周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用している。	
	(照明を行う場合) 周辺の建築物等との調和に留意している。	
敷地の緑化	敷地境界には樹木等を活用するよう努めている。	
	使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮している。	
	(大規模な設備の場合) 設備まわりの緑化により圧迫感、威圧感を軽減に努めている。	
	(河川等がある場合) 樹木を活用して、水辺の景観に配慮している。	
結果	チェックが入らなかった欄がある…  へ 全ての欄にチェックが入った…  へ	

※本表は長野県景観育成計画に定める「景観育成基準」に、太陽光発電施設についての留意点を網羅的に加えた例です。

【チェックリスト2-④】 山地・高原

・基準を満たす場合にはチェック欄にチェックを入れる。() 内の場合に当たらないものもチェックを入れる。(※)

区分	基準	チェック欄
配置	道路側に既存林を残せるように10メートル以上後退するよう努めている。	
	隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保している。	
	敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置となっている。	
	地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するよう努めている。	
	付帯設備は道路等から直接見えにくい。	
	尾根線上、りょう線、斜面上部への配置はできるだけ避けている。	
規模	高さは原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめるよう努め、樹高以上になる場合には周辺の景観と調和するよう形態等に特に配慮している。	
	最上部をできるだけ低くし、周囲の景観から突出しないよう配慮している。	
	(建築物の屋根・屋上に設置する場合) パネルが屋根・屋上からはみ出さず、元々の屋根・屋上の形を変えていない。	
形態 ・ 意匠	周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態となっている。	
	周辺の山並みと調和する形態となっている。	
	河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮している。	
	付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮している。	
材料	(周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合) 意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図っている。	
	耐久性に優れた材料を用いている。	
色彩等	低反射のパネルを選択している。	
	太陽光発電設備の色彩は、黒色又は濃紺色若しくは周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用している。	
	目地・模様が目立たないようなパネルを選択している。	
	使用する色数を少なくするよう努めている。	
	付帯設備が同系色になっている。	
	(既存の設備がある場合) 既存設備と新設付帯設備が同系色になっている。	
	(フェンスを設置する場合) 周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用している。	
(照明を行う場合) 周辺の建築物等との調和に留意している。		
敷地の緑化	敷地境界には樹木等を活用するよう努めている。	
	使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮している。	
	(大規模な設備の場合) 設備まわりの緑化により圧迫感、威圧感を軽減に努めている。	
	(河川等がある場合) 樹木を活用して、水辺の景観に配慮している。	
結果	チェックが入らなかった欄がある…  へ 全ての欄にチェックが入った…  へ	

※本表は長野県景観育成計画に定める「景観育成基準」に、太陽光発電施設についての留意点を網羅的に加えた例です。

【チェックリスト3】景観法等による太陽光発電施設の取扱いについて

都市・まちづくり課

1 趣旨

国における再生可能エネルギーの固定買取制度の導入後、県内でもメガソーラーの建設が相次ぐ中、太陽光発電施設が、環境保全、景観、土砂災害等に与える影響について、多くの県民から懸念の声が聞かれる。

平成16年12月に出された景観法運用指針（国土交通省、農林水産省、環境省）において、良好な景観の形成は、住民の生活に密接に関係する課題であること、地域に応じたきめ細やかな規制誘導方策が有効であることから、基礎自治体である市町村が中心的な役割を担うことが望ましいとされており、県としても市町村の景観行政団体への移行促進に努めているところである。本取扱いにより、景観法等による太陽光発電施設の取扱い方策等を整理することにより、市町村における景観形成の参考としていただきたい。

2 課題と対策

景観の保全の観点から考えられる課題と、それに対する景観法による対策は以下のとおり。

(1) 開発計画を事前に把握

→ 景観法に基づく届出の対象行為に追加

(2) 景観育成（形成）の観点から指導

→ 地域の実情に応じ、必要な場合は、景観計画（景観育成（形成）基準）を改正

(3) 地元との事前調整機会の義務化

→ 景観法に基づく義務化は困難

なお、本来、景観法は地域に応じたきめ細やかな規制誘導による景観の保全を目的としたものであり、立地規制を目的とした法律ではないため、太陽光発電施設の立地規制を目的とするのであれば、環境部局や開発部局（宅地・林地開発等）など他部局と連携しながら、上記(3)の内容を含んだ自主条例の制定を図ることも一つの方策である。

3 方策

上記2(1)及び(2)に掲げる対策を実行するため、太陽光発電施設を特定して、景観法に基づく届出対象行為にして規制誘導を図る場合、必要となる手続等について以下に掲げる。

(1) 根拠規定

届出対象行為は、景観法第16条第1項各号に規定されており、景観条例により具体的な基準等が定められている。

(届出及び勧告等)

第16条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令（第四号に掲げる行為にあっては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。）で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通

省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

- 一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）
- 二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）
- 三 都市計画法第四条第十二項 に規定する開発行為その他政令で定める行為
- 四 前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為

一般的に太陽光発電施設を景観法に基づく届出の対象行為と判断する場合、建築物の屋根・屋上に設置する場合は建築物の一部、土地に自立して設置する場合は工作物として、判断される。

(2) 手続

ア 景観条例施行規則の制定又は改正

一般的に景観条例施行規則に規定される届出の適用除外行為（景観法第 16 条第 7 項第 11 号）について、制定又は改正が必要となる。

【例】

〇〇市景観条例

（定義）

第〇条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(X) 工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち、建築物以外のもので規則で定めるものをいう。

（届出を要しない行為）

第〇条 法第 16 条第 7 項第 11 号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(X) 法第 16 条第 1 項の届出を要する行為のうち、規則で定めるもの

〇〇市景観条例施行規則

（工作物の定義）

第〇条 条例第〇条第×号の建築物以外の工作物で規則に定めるものは、次に掲げるものとする。

(1)～(5) 略

(6) 太陽光発電施設その他これに類するもの

（届出を要しない行為の規模等）

第〇条 条例第〇条第 1 項第×号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

() 第〇条第 1 項第 6 号に掲げる工作物の建設等 当該工作物に係る太陽電池モジュールの築造面積の合計が〇平方メートル以下のもの。（当該工作物の高さが〇メートル以下であり、かつ太陽電池モジュールの設置面積の合計が〇平方メートル以下のもの。）

【太陽光発電施設を特定して届出対象としている事例】（平成 27 年度調べ）

（県内）

景観行政団体	届出対象行為	届出対象規模
駒ヶ根市	太陽光発電施設等（土地に設置するものに限り、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。）	高さ 10mを超えるもの又は設置面積の合計が 500 m ² を超えるもの（景観育成重点地区は、高さ 8mを超えるもの又は設置面積の合計が 500 m ² を超えるもの）
茅野市	再生可能エネルギー発電設備	再生可能エネルギー発電設備 （太陽光発電設備については、出力 10kW 以上のものとし、一般住宅等で自家消費を目的としたものは対象外とする。）
南箕輪村	太陽光発電設備等（一定の土地にまとまって自立して設置されるもの及び、建築物の屋根、屋上等に設置するもので太陽熱発電設備も含む）	パネルの面積の合計が 100 m ² を超えるもの
高山村	太陽光電池モジュール	合計面積が 500 m ² を超えるもの

（県外）

景観行政団体	届出対象行為	届出対象規模
北海道	太陽電池発電設備	高さ 5 m 又は築造面積 2,000 m ² を超えるもの（広域景観形成推進地域は、高さ 5 m 又は築造面積 1,000 m ² を超えるもの）
石川県	太陽光発電設備等（建築設備を除く）	高さが 13mを超えるもの（景観形成重点地区では、①高さが 1.5mを超えるもの（春蘭の里（能登町））、②高さ 5 m 又は築造面積の合計が 50 m ² を超えるもの（奥のと里海 日置（珠洲市）））
島根県 （自主条例）	太陽光発電設備	設置面積の合計が 1,000 m ² を超えるもの
富士宮市	太陽光発電設備	太陽電池モジュールの合計面積が 1,000 m ² を超えるもの 太陽電池モジュールの合計面積が 1,000 m ² を超えるもの

イ 景観計画の策定（地域の実情に応じた必要な改正を含む。）

景観形成基準は、景観形成のための行為の制限として定めた、周辺の景観との調和に配慮した形態意匠の基準であり、景観法第8条第4項第2号の規定により、景観計画に定めなければならない。

景観法に基づく届出がこの基準に適合しない場合、景観法第16条第3項の規定により、当該行為に対し設計の変更その他必要な措置をとることを勧告することができる。

【太陽光発電施設に特定した景観形成基準に位置付けている事例】（平成27年度調べ）

（県内）

景観行政団体	基 準
駒ヶ根市	（太陽光発電設備に特定した景観育成基準はなし）
茅野市	<p>【形態・意匠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備等を建築物に設置する場合は、色彩を建築物に合わせて調和を図る。 <p>【地上に設置する再生可能エネルギー発電設備の配置、色彩等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー発電設備は、配置や緑化等の工夫により、周辺の景観との調和に努める。 ・再生可能エネルギー発電設備は、景観に配慮したできるだけ目立たない色彩に努める。 ・太陽光発電設備の太陽電池モジュールとフレームの色彩は、できるだけ同色に努める。
南箕輪村	<p>【配置】</p> <p>建築物の屋根及び屋上を除く場所に太陽光発電設備等を設置する場合は、道路から望見できる場所に設置しないよう努め、やむを得ず設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の工夫をすること。</p> <p>【色彩】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとするを原則とする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。パネルおよび枠の色は、黒、濃い灰色、濃紺色とするよう努める。
高山村	<p>【工作物〔太陽光発電設備〕】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽電池モジュールは、低反射で、色彩は黒色又は濃紺色若しくは低彩度色の目立たないものを使用する。 ・太陽光発電設備の最上部は、できるだけ低くし、周囲の景観から突出しないようにする。

(県外)

景観行政団体	基 準
北海道	(太陽光発電設備に特定した景観形成基準はなし)
石川県	<p>◎景観形成重点地区(春蘭の里(能登町))</p> <p>【建築物〔形態・意匠〕】</p> <p>・太陽光発電設備等を屋根材として使用または屋根材に設置する場合は、一体的に見える形態のものを使用するよう努める。</p> <p>・空調室外機、ガスボンベ、風力発電設備、太陽光発電設備等、室外に設ける設備は、公共空間から目立たない位置に設けるよう努める。また、建物本体や周辺の景観に調和する木製格子や植栽などにより修景措置を工夫する。</p> <p>【建築物〔形態・意匠(色彩)〕】</p> <p>太陽光発電設備等を屋根(壁)材として使用又は建築物に設置する場合は、パネルの色彩は周辺の仕上げ材と調和するものを選び、奇抜なものとならないよう低彩度・低明度の目立たないものとするよう努める。</p> <p>【工作物〔位置・規模〕】</p> <p>鉄塔、風力発電設備、電柱、太陽光発電設備等及び無線基地局などは、主要な視点場や公共空間から目立たない位置に設けるよう努める。</p> <p>【工作物〔形態・意匠〕】</p> <p>鉄塔、風力発電設備、電柱、太陽光発電設備等及び無線基地局などは、施工方法を工夫し、目立たないデザインとするなど周辺の景観と調和するよう形態等に特に配慮する。</p> <p>【材料】</p> <p>金属板、附属設備の取付け金物、太陽光パネル等の光沢性のある素材を用いる場合には、反射が少なく模様が目立たないものにするなど周辺景観との調和に配慮する。</p> <p>◎景観形成重点地区(奥のと里海 日置(珠洲市))</p> <p>【建築物〔形態・意匠〕】</p> <p>太陽光パネルを屋根に設置する場合は、原則として屋根から突出させない。</p> <p>【建築物〔形態・意匠(色彩)〕】</p> <p>屋根及び太陽光パネルの色は原則として黒色とする。</p> <p>【工作物〔位置・規模〕】</p> <p>太陽光パネルは原則として岬自然歩道や幹線道路から見えないようにし、やむを得ず見える位置に建築する場合は、植栽に努める。</p>
島根県 (自主条例)	(太陽光発電設備に特定した景観形成基準はなし)
富士宮市	【建築物〔壁面、屋根の色彩〕】

太陽光発電設備を屋根材又は外壁材として使用する場合は、その他の屋根材又は外壁材と調和するものとする。

【建築物〔塔屋・設備類〕】

・太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一体に見える低明度かつ低彩度の目立たないものを使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用する。

・太陽電池モジュールのフレームの色彩は、できるだけモジュール部分と同等のものとし、低反射のものを使用するよう努める。

・太陽光発電設備を勾配屋根に設置する場合は、最上部が建築物の棟を超えないものとし、屋根と一体化させる。

・太陽光発電設備を陸屋根に設置する場合は、最上部をできるだけ低くし、建築物と一体化させるか、又は、ルーバーなどにより修景を施す。

【工作物〔太陽光発電設備〕】

・尾根線上、丘陵地、高台での設置は避ける。

・太陽光発電設備の最上部は、できるだけ低くし、周囲の景観から突出しないようにする。

・歩行者及び周辺の景観へ影響のあるものは、敷地境界からできるだけ後退し、必要に応じ植栽などにより修景を施す。

・主要な眺望点、主要な道路などから見た場合に、富士山や天子山系への景観を阻害しないよう配置の工夫や植栽などにより修景を施す。

【工作物〔工作物の色彩〕】

・太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用する。

・太陽電池モジュールのフレームの色彩は、できるだけモジュール部分と同等のものとし、低反射のものを使用するよう努める。

【チェックリスト4】 地域との合意形成における留意事項

(参考:地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する条例モデル(案))

○以下のチェックリストを用いて、事業者に対して聞き取りを行う。

基準を満たす事業者の活動又は計画があれば、チェック欄にチェックを入れ、チェックが入らなかった基準については、これを満たすよう事業者任意協力をお願いする。
 ※()がある基準については、()内の条件にあてはまる場合にはチェックを行い、あてはまらない場合には基準を満たすとみなす(チェック欄にチェックを入れる)。

区分	基準	チェック欄
住民説明の有無	設置場所が属する行政区に住所を有する住民に対し、説明会を行うなどの事業説明及び住民意見を聴く機会を設けている。	
	設置場所の土地に隣接する土地の所有者及び住民に対し、説明会を行うなどの事業説明及び住民意見を聴く機会を設けている。	
	(設置場所の近辺に河川がある場合) 河川の下流の行政区に住所を有する住民に対し、説明会を行うなどの事業説明及び住民意見を聴く機会を設けている。 ※下流の行政区の範囲は、開発規模・河川の規模・河川の水害の発生しやすさ・水害発生時の被害の重大性を総合的に勘案し、複数の行政区を対象とすることも考えられる。	
	(設置場所の近辺に水源がある場合) 水源を利用する住民に対し、説明会を行うなどの事業説明及び住民意見を聴く機会を設けている。	
	(設置場所が土砂災害警戒区域である場合) 土砂災害警戒区域が属する行政区に住所を有する住民に対し、説明会を行うなどの事業説明及び住民意見を聴く機会を設けている。	
一部住民排除の有無	該当行政区の住民を対象とした住民説明については、行政区の全住民を対象としており、自治会に加入している者のみに限定していない。	
	住民説明の対象住民への周知は対象住民全員が知りうる方法で行われている。	
住民への対応	住民からの意見に対応するため、事業又は事業計画の変更をする可能性がある。	
	大半の住民が事業に納得するまで説明を継続するつもりである。	
結果	チェックが入らなかった欄がある…  へ 全ての欄にチェックが入った…  へ	

【チェックリスト5-1】 流域開発に伴う防災調節池等技術基準

- 1 ネット地点が市町村管理の河川等の場合、確認する必要があります。
- 2 1ha未満の場合は、基準を準用するか検討してください。
- 3 基準について、ご不明な点がありましたら、建設事務所にお問い合わせください。必要に応じて、確認等いたします。
- 4 「流域開発に伴う防災調節池等技術基準」は、長野県公式ホームページに掲載されています。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kasen/kensei/soshiki/soshiki/kencho/kasen/documents/bousaichousetsuchi270901.pdf>

・基準を満たす場合にはチェック欄にチェックを入れる。(不要な項目は削除してください。)

区分	基準	条文等	チェック欄
計画	対象とする降雨確率は適切か。 1ha以上10ha未満の場合：1/30、10ha以上の場合：1/50 1ha未満の場合は、降雨確率を適宜設定してください。	第2条 解説P14	
	開発区域内の流出係数は適切か。 開発前=0.6、開発後=0.9	第4条 解説P15	
	開発による流出機構の変化により、対象降雨確率での計画高水流量が1%以上増加する下流河川区間(1%影響区間)はどこまでか。また、その設定は適切か。	第5条 解説P15～P17	
	「重要」 1%影響区間を範囲で、縦横断測量等を行うなど、現況流下能力を流域面積で除した断面比流量が最小となる地点(ネック地点)は、十分に検討し決定したか。 ネック地点が市町村管理の河川等の場合、林地開発許可において、同意等の手続きが必要となる。	第6条 解説P17～P18	
	開発区域からの許容放流量の決定方法は適切か。 ネック地点法 又は 増分処理法	第8条 解説P19～P20	
	ネック地点法による許容放流量の算出は適切か。	第9条 解説P21	
	増分処理法による許容放流量の算出は適切か。	第10条 解説P22	
	開発区域内からの雨水流出を抑制する対策を検討したか。 防災調節池等、雨水浸透処理施設、オンサイト貯留施設	第12条 解説P24	
設計 防災調節池等	防災調節池等の洪水調節容量の算出は適切か。 簡便式 又は 厳密計算	第13条～15条 解説P25～P29	
	設計堆砂量を定め、防災調節池等の容量を決定しているか。 洪水調節容量+設計堆砂量	第16条、17条 解説P29～P30	
	防災調節池等の洪水吐き断面の設計は適切か。 開発後に集水面積から生ずる1/200確率の流出量の1.2倍で、60cm以上の余裕高	第19条 解説P30	
	防災調節池等のオリフィス断面の設計は適切か。	第20条 解説P31	
	防災調節池等の放流管断面の設計は適切か。 許容放流量の4/3以上の断面積、直径1m以上	第21条 解説P31	
	防災調節池等の環境面、景観面への配慮はされているか。	第23条 解説P32	
	防災調節池等の構造決定は適切か。 堤高15m以上又は未満、フィルダム又はコンクリートダム等	第25条～35条 解説P33～P49	
設計 雨水浸透施設	土地利用形態及び地盤の浸透能力に応じた、効果的な工法選定となっているか。また、適切な配置となっているか。	第36条～38条 解説P49～P52	
	浸透トレンチの構造は適切か。	第39条 解説P52～P53	
	浸透側溝の構造は適切か。	第40条 解説P53～P54	
	浸透マスの構造は適切か。	第41条 解説P54	
	透水性舗装の構造は適切か。	第42条 解説P55	
設計 オンサイト貯留施設	オンサイト貯留施設の選定は適切か。	第43条、44条 解説P56	
	地表面貯留施設の構造は適切か。 貯留可能水深は、一般的に30cm	第45条 解説P56～P57	
	盛土小堤の余水吐は適切に設置されているか。 1/100確率の降雨を対象、越流水深は10cm	第46条 解説P57～P58	
	排水施設は、適切に設計されているか。	第47条 解説P58	
	土地利用機能に応じた適切な底面処理がされているか。	第48条 解説P58～P59	
結果	チェックが入らなかった欄がある…  へ 全ての欄にチェックが入った…  へ		

【チェックリスト5-2】 土砂災害に関する確認事項

○太陽光発電設備が設置される場所又はその下流域がどのような場所か？

建設事務所又は砂防事務所に問合せたところ、次の①～③のいずれかに該当する。

- ① 土砂災害警戒区域
- ② 土砂災害危険箇所
- ③ ①②に該当しないが、地元住民から建設事務所、砂防事務所に土砂災害の兆候等が寄せられているなど、建設事務所、砂防事務所が具体的に土砂災害の危険性について把握している場所（問合せ先は90～91ページ参照）



太陽光発電設備の設置にあたり、①～③に該当することを根拠とした規制はないが、土砂災害が発生する危険性のある場所であるため、事業者に対して計画の再考等を促す必要がある。

対応フローチャートの  

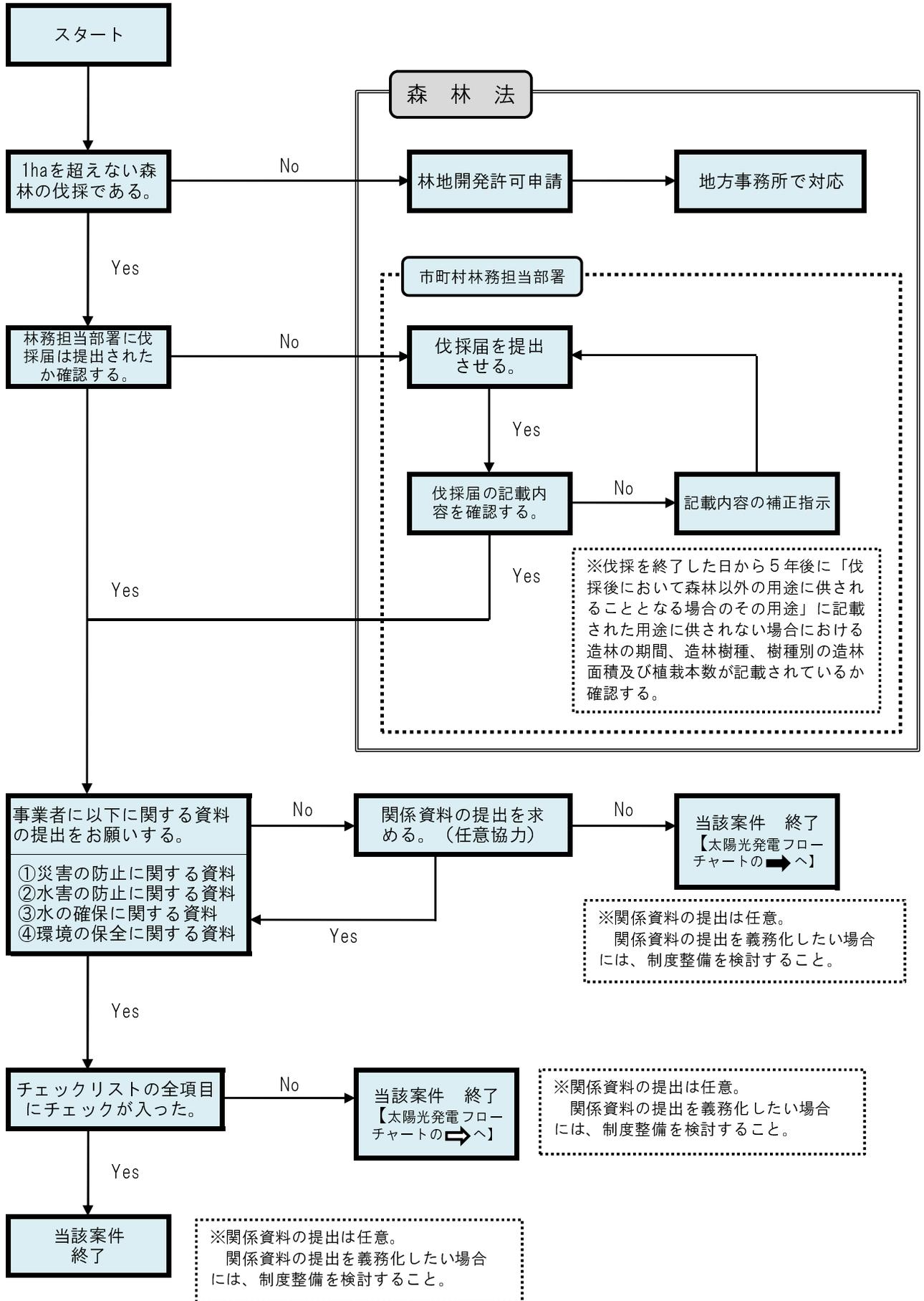


事業者に対して、事業計画地又はその下流域が土砂災害が発生する危険性のある場所であることを説明し、可能であれば計画を再考してもらいたいことを伝える。

対応フローチャートの  

【チェックリスト5-3】

伐採届による森林の開発（1haを超えない森林の開発）に関するフローチャート



【チェックリスト5-3】伐採届による森林の開発（1haを超えない森林の開発）における確認事項

区分及び項目		長野県林地開発許可申請の手引き	内 容	チェック
災害の防止	防災計画	P240～246	開発に伴って土砂が流出（崩壊）し、又は堆積することによって、附近の受益対象に被害を与えるおそれがないか。	
			施設の位置、工種、数量、規模、構造は適当であり、構造上安定しているか検討されているか。	
	開発に伴う防災対策	P230～246	工事中及び工事後の土砂流出、雨水の排水についての防災対策は計画されているか。	
			水と土砂を完全に分離させる防災施設が計画されているか。	
	工事中の防災対策	P230～237	洪水流量及び流速算定の水理公式は適当であるか。	
			洪水流量の算定因子に用いる各確率年の降雨強度、流出係数、集水区域の面積算出方法は適正であるか。	
			流速の算定に用いる適用公式、粗度係数等の諸因子は適正であるか。	
			地下排水、基礎地盤等からの湧水、浸透水の処理方法は適正であるか。	
			表面水は仮排水路で集水し、沈砂池へ誘導する計画であるか。	
			表面水は、法面に流入しない計画であるか。	
			排水施設は、洪水流量を十分に流下させる計画であるか。	
			地区外排水路（流末処理）は、既設の排水路で良いか。	
			河川改修の必要性があるか。	
			P251～278	遊水池（洪水調節池）を設ける必要があるか。
	排水施設の能力構造が適当であるか。			
	洪水調節池等の設置や規模が、適切に計画されているか。			
	P188～194	切土、盛土、捨土を行う場合、その工法が法面の安定を確保しているか。		
		法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれがないか。		
		必要に応じて小段、または排水施設の設置が計画されているか。		
	P195～229 P247～251	法面の勾配に応じた法面崩壊防止（法面緑化、擁壁等）の計画があるか。		
工事中の防災対策	P169～176 P251～278	開発行為に先行し、十分な容量および構造を有する洪水調整池等の設置や残置森林の設置が計画されているか。		
工事中の防災対策	P251～278	下流の流下能力を超えないよう排水量を調整する洪水調節池等の設置が計画されているか。		
	P198～199	落石、雪崩等のおそれがある場合、落石もしくは雪崩防止柵等の設置が計画されているか。		
工事後の防災対策	P240～246	工事中の対策に準じて防災対策が計画されているか。		
		防災施設の維持管理が計画されているか。		

【チェックリスト5-3】伐採届による森林の開発（1haを超えない森林の開発）における確認事項

区分及び項目		長野県林地開発許可申請の手引き	内 容	チェック
水害の防止	洪水調節池等	P251～278	ピーク流量の増加により水害が発生するおそれのある場合、洪水調節池等の設置が計画されているか。	
			洪水調整池の位置、構造、規格等は、適切な計画となっているか。	
			ネック地点の位置は、適切な位置となっているか。	
水の確保	周辺の水源	P42	開発対象区域内に水源がある場合は、水利用の実態調査等をおこなっているか。（開発により影響を受ける水源、湧水量、取水量の把握、開発による影響の評価、当該水源の利用者に対する説明の状況）	
	水量確保措置	P230～237	実態調査等に基づき、必要な水量を確保する必要があるときは、貯水池又は導水路の設置等が計画されているか。	
	水質の悪化防止	P42 P243～244	周辺における水利用の実態等からみて、土砂流出による水質の悪化を防止する必要がある場合、沈砂池の設置等が計画されているか。	
環境の保全	残置し又は造成する森林若しくは緑地	P175～176 P196～173	残地森林等が適切に配置されているか。（林帯幅、間隔等）	
			開発しようとする森林区域に、開発行為に係る事業の目的、周辺の土地利用の実態等に応じ、残置森林又は造成森林が計画されているか。	
			騒音、粉塵等の緩和、風害等から植生の保全等の必要がある場合、開発区域内の森林に、必要な森林の残置又は造成が計画されているか。	
			景観を維持する必要がある場合、開発行為により設置される施設の周辺に残置森林（造成森林）が計画されているか。	
		P172～173	残置森林等の維持管理が計画されているか。	
景観等の維持対策	P139～140	開発区域内外の景観等の維持対策が計画されているか。		

※チェックの入らなかった項目について、関係資料の提出を任意で求める。

※関係資料の提出は任意。関係資料の提出を義務化したい場合には制度整備を検討すること。

※「長野県林地開発許可申請の手引き」は、長野県公式ホームページに掲載されています。

http://www.pref.nagano.lg.jp/shinrin/ringyo/hoanrin/rinchikaihatsutebiki_h271101.html

【チェックリスト5-4】

長野県自然環境保全条例取扱要領における大規模開発行為の要件の具体的基準

・基準を満たす場合にはチェック欄にチェックを入れる。()内の場合に当たらないものもチェックを入れる。

区分	基準	チェック欄
開発抑制地	高山性植生及び高層湿原並びに雪田草原等の分布地でないこと。	
	天然記念物又は学術参考林に準ずる動植物の分布地でないこと。	
	特異な地形、地質等特色のある自然環境を有する地域でないこと。	
	傾斜40度以上の急傾斜地でないこと。	
	飲料水等の水源地等で自然水として保つことが必要な地域でないこと。	
	蛇紋岩質岩石の分布地(全面が厚さ3メートル以上の表層に被われている場合を除く。)でないこと。	
	主要断層(破碎帯)の分布地(全面が厚さ3メートル以上の表層に被われている場合を除く。)でないこと。	
形態・意匠	当該行為に伴い配置される工作物の形態及び色彩は、周囲の環境との調和を著しく乱さないものとする。	
植生 土地の 形質	現存する植生、地形等は極力残存するものとする。	
	土地の形質変更は最小限にとどめ、多量な土砂の移動は極力避けるものとする。	
野生動植物	野生動植物生息地、生育地、繁殖地等として重要な地域に対する保全上の配慮がなされていること。	
その他	既存の水道等の水量及び水質の維持に支障がないように水源の周辺の保護等の措置が講じられていること。	
	排水路は上流の雨量、放流先の排水能力等を考慮した規模及び構造とする。	
結果	チェックが入らなかった欄がある…  へ 全ての欄にチェックが入った…  へ	

2 地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の 促進に関する条例モデル（案）

- ◆ ○○市町村地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の
促進に関する条例モデル（案）
- ◆ ○○市町村地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の
促進に関する条例施行規則モデル（案）
- ◆ ○○市町村地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の
促進に関する指針モデル（案）

〇〇市町村地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する条例モデル(案)

(目的)

第1条 この条例は、地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業を促進するために、市町村、事業者及び住民の責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定め、必要な措置を講ずることにより、地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの利用及び住民による主体的な再生可能エネルギーの利用の促進を図り、もって持続可能な地域づくりに資することを目的とする。

事業の規制ではなく、地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進を条例の目的としている。事業の規制を目的とすることは、事業活動の自由との関係や他の開発・事業行為の規制との比較衡量、既存の法令体系との厳格な調整や立法事実の有無等に鑑み、容易でないと考えられる。

名称及び目的は「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（農山漁村再エネ法）」を基本として改変したもの。

再生可能エネルギーの住民ぐるみの普及を図る市町村では、目的の前に、住民の考え方や理想を示す「前文」を掲げることも考えられる。

(基本理念)

第2条 再生可能エネルギー事業は、市町村、事業者、住民その他の地域の関係者の相互の密接な連携の下に、地域の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。

2 再生可能エネルギー事業は、自然環境、防災及び景観その他の住民の生活環境（以下「生活環境」という。）への配慮について適正に行われなければならない。

再生可能エネルギー事業のあり方について、市町村の基本姿勢を示している。第1項は地域住民の理解や地域へのメリットが重要であること、第2項は住民の生活環境を破壊する事業は望ましくないことを示し、本条例で規定する様々な措置の根源になっている。

また、飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例のように、再生可能エネルギー資源から生まれるエネルギーを住民共有の財産と捉え、住民にはこれを優先的に活用して地域づくりをする権利（地域環境権）があることを明記することも考えられる。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「再生可能エネルギー」とは、太陽光その他の化石燃料等（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品をいう。）以外のエネルギーであって、規則で定めるものをいう。
- 二 「再生可能エネルギー設備」とは、再生可能エネルギーを利用するための変換設備及びその附属設備をいう。
- 三 「再生可能エネルギー事業」とは、再生可能エネルギー設備を用いて変換したエネルギーを自ら利用し、又は他者に利用させ、対価その他の利益を得る行為をいう。

再生可能エネルギー等の定義を示している。第一号は長野県地球温暖化対策条例を一部改編したもの。第二号・第三号は本条例のために定義したもの。

(市町村長の責務)

第4条 市町村長は、地域におけるエネルギー利用の方針を示し、地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの利用及び住民による主体的な再生可能エネルギーの利用を促進するとともに、必要な措置を実施するものとする。

「地域におけるエネルギー利用の方針」とは、再生可能エネルギーだけでなく、省エネルギーや地域経済、住民生活等との関係も含めた総合的なエネルギー利用に係る方針のこと。本条例の措置だけでなく、市町村が展開する関係施策の根拠にもなる。

(事業者の責務)

第5条 再生可能エネルギー事業を行おうとする者及び行う者（以下「事業者」という。）は、その再生可能エネルギー事業が地域と調和するように努めるとともに、市町村長の実施する措置に協力しなければならない。

事業者による行政への協力責務は、長野県地球温暖化対策条例第4条第2項をはじめ、多くの条例で定められているもの。

(住民の責務)

第6条 住民は、主体的な再生可能エネルギーの利用に努めるとともに、市町村長の実施する措置に協力しなければならない。

住民であっても、自ら事業を行うときは、事業者としての責務がかかってくる。

(指針)

第7条 市町村長は、地域におけるエネルギー利用の方針として、住民による主体的な再生可能エネルギーの利用及び地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用の促進に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

2 指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 地域のエネルギー利用と持続可能な地域づくりに関する方針
- 二 住民による主体的な再生可能エネルギーの利用の促進に関する基本的事項
- 三 地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用の促進に関する基本的事項
- 四 生活環境に関して配慮すべき重要事項
- 五 前各号に掲げる事項のほか、市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、指針を定めようとするときは、住民その他の識見を有する者の意見を聴かなければならない。

4 市町村長は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、指針の改定について準用する。

指針の目的は、本条例を客観的な基準で運用することにある。省エネや啓発等も含めた市町村の基本方針（第一号）を分かりやすく示すとともに、地域主導型事業の認定基準（第二号）、事業者への助言に係る考え方（第三号）、

自然環境等に関して配慮すべき事項（あるいは事業を行うべきでない場所のネガティブリスト列举や市町村区域内のゾーニングも考えられる）（第四号）をあらかじめ明確にすることにより、外部主導型から協働型への変容を誘導し、地域主導型を活発にする狙いもある。

第3項は、指針策定のために関係者を集めることに加え、既存の審議会等を活用することも考えられる。条例の検討とセットで行うことも効率的。

第10条の協議会と異なり、農山漁村再エネ法第5条の「基本計画」で代用できる規定は設けていないが、「基本計画」を策定するのであれば、作業効率化の観点から、指針の必須事項を「基本計画」に加え、共用化することも考えられる。本条例では、他の類似指針や計画との共用化を否定していない。

（届出）

第8条 **市町村**の区域内で、再生可能エネルギー設備の設置に伴い生活環境に相当程度の影響を及ぼすおそれのある事業者として規則で定める者は、規則で定めるところにより、その旨を**市町村**長に届け出なければならない。

2 **市町村**長は、前項の届出があったときは、速やかに、これを公表しなければならない。

3 **市町村**長は、第1項に規定する事業者が届出を行わないときは、当該事業者に対し、期限を定めて、届出を行うよう勧告することができる。

4 **市町村**長は、届出を受けた事業が他の市町村の区域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、関係する市町村長及び行政機関の長に対し、その旨を通知し、意見を求めることができる。

届出の目的は、区域内の事業計画を公知とし、住民との合意形成や生活環境への配慮を事業者に求めやすくすることにある。固定価格買取制度の情報提供制度では、市町村職員に守秘義務がかけられるため、事業者からの届出と公表義務により、守秘義務を解除する。固定価格買取制度の情報提供制度は、市町村において届出の有無を確認するために用いる（同制度によって提供された情報の守秘義務は守られる）。再エネ特措法の改正によって、設備認定が公表されるとしても、届出が条例における市町村手続の端緒となることから、届出制度の存続と矛盾しない。

第4項は、届出を県や近隣市町村と共有し、意見交換するために設けている。本項がなければ、届出情報の目的外利用になりかねないからである。また、関係する行政機関の長とは、大臣及び知事並びに国及び県の出先機関の長を想定している。実務的には、地方事務所単位での設置を予定している連絡会議で用いることが考えられる。

届出対象は、規則で詳細を定めることになる。平置型で大面積の太陽光発電を対象にする場合（第一号）、再生可能エネルギー事業全般を対象にする場合（第二号）、熱利用設備も対象にする場合（第三号）、土地の形状で対象を決める場合（第四号）が考えられる。当然のことながら、複数のパターンを組み合わせることも考えられる。

届出事項は、最低限の規定であり、実際にはフォーマットを作成し、それに記入・提出させるのが適切である。

届出時期は、工事開始の21日前までとしているが、これは長野県地球温暖化対策条例の建築関係の届出に準じたもので、実務上はもっと早期になされることが望ましい。合意形成を促進する観点からは、工事の30日前までや60日前までも考えられる。固定価格買取制度に基づく事業だけを対象にするならば、設備認定の日から30日以内等の規定も考えられる。もっとも望ましいのは、事業者が設備認定申請を国に提出する前に届出させることだが、その場合は届出履行の有無を確認する方法がないので、運用上は別にして、条例・規則での規定は難しい。

（住民への説明）

第9条 前条第1項に規定する届出を行った事業者（以下「特定事業者」という。）は、遅滞なく、届出の内容を周知させるための公開による説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。

- 2 説明会を開催するにあたっては、特定事業者は、あらかじめ相当な期間を置いて説明会の開催を一般に周知しなければならない。
- 3 特定事業者は、説明会を実施したときは、規則で定めるところにより、速やかに、**市町村**長に規則で定める事項を報告しなければならない。
- 4 **市町村**長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を公表しなければならない。
- 5 **市町村**長は、特定事業者が第1項に規定する説明会を実施しないとき又は第3項で規定する報告をしないときは、当該特定事業者に対し、期限を定めて、当該説明会又は報告をするよう勧告することができる。
- 6 事業者は、前条の届出を行う前に、届出しようとする内容を周知させるための公開による説明会を開催し、**市町村**長への届出と同時に、その旨を報告することができる。**市町村**長は、これをもって、第1項に規定する説明会及び第3項で規定する報告とすることができる。

説明会は、事業者と住民の合意形成を促すことを目的としているため、特定の住民のみを対象とするのではなく、広く開かれた形での実施を義務づけている。実施後の報告義務は、説明会の実施を担保するだけでなく、住民の意見を事業に反映させることを促すことも狙いとしている。規則の事項も、そうした観点から住民の意見と事業者の対応方針を報告させることとしている。これも実際にはフォーマットを別に定めるのが適切と考えられる。なお、第1項の「遅滞なく」とは、工事開始前の適当なときに行えばいいとする意味である。

第6項は、できる限り早い段階からの合意形成を促すために設けている。地域との調和を重視する事業者であれば、事業計画が固まる届出前の段階から住民の意見を事業に反映させようとすると考えられる。

(協議会)

- 第10条 **市町村**長は、地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関し、必要な事項について協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。
- 2 事業者は、**市町村**長に対し、協議会を組織するよう求めることができる。
 - 3 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - 一 **市町村**長又は**市町村**長の指名する職員
 - 二 事業者
 - 三 住民その他の識見を有する者で**市町村**長が必要と認める者
 - 4 協議会の会議は、原則として公開で行う。
 - 5 協議会は、住民の意見の聴取に努めなければならない。
 - 6 協議会において協議が調った事項（以下「協議会合意」という。）については、**市町村**長は、速やかに、これを公表するとともに、協議会の構成員は、協議会合意を尊重しなければならない。
 - 7 **市町村**長は、規則で定める事項を含む協議会合意及びその公表をもって、第8条第1項に規定する届出、同第2項に規定する届出の公表、前条第1項に規定する説明会の開催、同第3項に規定する報告、同第4項に規定する報告の公表とすることができる。
 - 8 前項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
 - 9 **市町村**長は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第6条第1項で規定する協議会をもって、本条で規定する協議会とするとともに、同法第7条第1項及び第3項で規定する設備整備計画の認定をもって、協議会合意とすることができる。

協議会の目的は、住民との合意形成を積極的に行う事業者をバックアップし、外部主導型から協働型への変容を誘導することにある。協議会での合意形成の手間をかける分、合意をもって、届出等の手続を済ませたとみなす。合意内容は事業ごとに異なることを前提に、例えば収益の一定割合を地域活動に寄付することや、事業への住民出資を一定割合認めること、住民の求めで事業を縮小すること等が考えられる。

農山漁村再エネ法の協議会や設備整備計画でもって、本条例の協議会や合意に代えることができるとしているのは、事業地が農山村であれば、趣旨が概ね共通するからである。指針のように「共用化」もありうる。住民との合意形成に積極的な事業者に対し、煩雑な手続でコストアップさせることを避ける趣旨である。

規則での規定事項は、届出と同じである。よって、留意すべき事項も、届出と同じである。

(認定)

第 11 条 市町村長は、住民による主体的な再生可能エネルギーの利用を目的とし、かつ地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用となる事業で、特に持続可能な地域づくりに資すると認めるときは、指針に基づき、当該事業を地域主導型再生可能エネルギー事業（以下「地域主導型事業」という。）と認定することができる。

2 前項の認定を受けようとする事業者は、規則で定めるところにより、地域主導型事業計画を作成し、市町村長に提出しなければならない。

3 前条第 1 項で規定する協議会は、規則で定めるところにより、協議会合意に基づき地域主導型事業計画を作成し、市町村長に提出することができる。

4 市町村長は、地域主導型事業計画の提出があったときは、速やかにその旨を公表するとともに、住民その他の識見を有する者の意見を聴かなければならない。

5 市町村長は、認定した地域主導型事業に関し、必要な助言、指導その他の援助をすることができる。

認定の目的は、住民自らが主導して行う再生可能エネルギー事業を後押しするためである。実際には、市町村や関係団体、住民で前条の協議会を構成し、協議会での合意で SPCC を設立するとともに、認定を申請することが考えられる。市町村の「援助」としては、助言の他、資金調達の支援（出資や融資、収益納付型補助等）や国・県の支援（調査費への助成や専門家の派遣等）の獲得等が考えられる。

本来であれば、市町村が民間の特定事業を後押しすることは、行政の公正性の観点から容易でない。協議会や認定の手続を条例で規定するのは、事業性・地域性・公益性を備えた事業について、行政の縛りを解除するためである。指針や第 4 項は、そうした観点から、認定を恣意的に行わないための仕組みである。

規則での規定事項は、地域主導型の要件と根拠を示させる以外は、届出と同じである。よって、留意すべき事項も、届出と同じである。

(助言)

第 12 条 市町村長は、特定事業者に対し、指針及び住民その他の関係者からの意見に基づき、助言をすることができる。

助言は任意の行政指導であり、強制力を伴うものではないが、第 16 条の措置勧告の前段としての意味もあるため、恣意的とならないよう規定を設けた上で、市町村長の権限として条例に定めている。

(報告及び資料の提出)

第13条 市町村長は、この条例の施行に必要な限度において、特定事業者に対し、届出を受けた再生可能エネルギー事業に関し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2 市町村長は、前項の報告又は資料の提出がないときは、当該事業者に対し、期限を定めて、前項の報告又は資料の提出をするよう勧告することができる。

勧告を背景にして、市町村長に報告・資料提出の要求権を付与している。当然のことながら「条例の施行に必要な限度」という枠があり、市町村長や職員が恣意的に要求できるものではない。事業者が求めたときには、報告・資料提出の必要性を示せなければならない。

(立入調査)

第14条 市町村長は、この条例の施行に必要な限度において、特定事業者の同意を得て、その職員に、届出を受けた再生可能エネルギー事業を行う事業場に立ち入り、事業の実施状況等について調査させることができる。

2 前項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

市町村長に立入調査権を付与している。当然のことながら「条例の施行に必要な限度」という枠があり、市町村長や職員が恣意的に立入調査を要求できるものではない。事業者が求めたときには、立入調査の必要性を示せなければならない。

(公表)

第15条 市町村長は、第8条第3項、第9条第5項及び第13条第2項に規定する勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。この場合においては、これらの者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

勧告の実効性を担保する条項。公表は、必ずしも事業者に不利益を与えるものではないが、不利益を与えるおそれがあることに疑いはない。そのため、公表の前には、事業者の弁明を聴く機会を設けなければならないとしている。

(措置勧告)

第16条 市町村長は、区域内の再生可能エネルギー事業に関し、生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該事業を行う者に対し、必要な措置を実施するよう勧告することができる。

2 市町村長は、前項の勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。この場合においては、当該勧告に従わなかった者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

措置勧告は、事業計画に大きな影響を与える可能性があることから、他の勧告と別に規定している。勧告前に事業者の弁明を聴く機会を設けなければならないとしているのも、同じ理由である。当然のことながら、事業者に対して「生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあると認める」根拠を示せなければならない。措置勧告を行う際は、市町村側も十分な準備が必要になる。決して、市町村長や職員が恣意的に発動してはならない。

届出された事業に限定していないのは、事業者が意図的に届出をしないことにより、措置勧告を逃れることを回避するためである。

(許可等への配慮)

第 17 条 **市町村**長は、再生可能エネルギー事業を行う者が前条第 1 項の勧告に従わなかったという事実をもって、当該再生可能エネルギー事業の実施に必要な市町村長の許可、認可又は認定等（以下「許可等」という。）の審査に際し、その事実を配慮することができる。

2 **市町村**長は、再生可能エネルギー事業を行う者が前条第 1 項の勧告に従わなかったという事実をもって、当該事業の実施又は継続に必要な許可等の権限を有する者に対し、その事実を通知し、当該通知の内容について配慮するよう要請することができる。

本条項は、措置勧告の実効性を担保するために市町村長へ付与する権限である。公表だけでなく、市町村長の許可等の判断材料にすることを認めている。ただ、実際に許可等で考慮するためには、当該許可等の法令との整合性が必要であることに留意されたい。

許可等の権限を有する者への配慮要請は、事業者が勧告に従わなかったという事実を許可等の判断をする際に配慮するよう「お願い」するだけのものであり、許可等の権限を有する関係大臣や知事等はこの要請に応じる義務はないものの、条例に基づく要請をすることで、当該許可等において法令に基づき慎重な審査がなされることを期待している。

本条項で市町村長に付与される各権限は、どれも事業に決定的な影響を与えるものではないが、事業者からすれば一定の事業リスクとして機能すると考えられる。

(区域外事業)

第 18 条 **市町村**長は、区域外の再生可能エネルギー事業に関し、生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該事業を行う者に対し、必要な措置を実施するよう求めることができる。とともに、当該事業の行われる区域の市町村長及び関係する行政機関の長に対し、意見を提出することができる。これらの場合においては、当該事業を行う者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

本条項は、市町村の区域外で、市町村住民の生活環境に影響を及ぼしそうな事業について、事業者への要求権、他の市町村長や関係行政機関の長（大臣や知事等）への意見提出権を、市町村長に付与している。あくまで要求や意見提出で、相手側に従う義務はないものの、条例に基づく意見等であるため、行政機関の長等において一定の配慮がなされることを期待している。

(補則)

第 19 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、**市町村**長が定める。

以上の他、地域の実情に即した条例とするため、県外の市町村における条例を参考にすることも考えられる。例えば、兵庫県宝塚市「再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本条例」では、再生可能エネルギー事業で得た利益を積み立て、さらなる地域主導型事業を促進するため、基金の設置を定めている。また、東京都八丈町では「地域再生可能エネルギー基本条例」の基本理念に基づき、町と事業者との協定締結に努めている。

〇〇市町村地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する条例施行規則
モデル（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、〇〇市町村地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する条例（平成〇年〇〇市町村条例第〇号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、「年度」とは、4月1日から翌年3月31日までをいう。

（再生可能エネルギー）

第3条 条例第3条第1号の規則で定める再生可能エネルギーは、次に掲げるエネルギーとする。

- 一 太陽光・太陽熱
- 二 風力
- 三 水力（水力発電所の原動力として用いられる場合にあつては、出力30,000キロワット未満の水力発電所（揚水式のものを除く。）の原動力として用いられる水力）
- 四 地熱
- 五 バイオマス（動植物に由来する有機物であつてエネルギーとして利用することができるもの（条例第3条第1号に規定する化石燃料等を除く。）をいう。）
- 六 前各号に掲げるもののほか、エネルギーとして永続的に利用することができるものとして市町村長が認めるもの

長野県地球温暖化対策条例に準じている。

（届出）

第4条 条例第8条第1項の規則で定める事業者は、次に掲げる事業者とする。

- 一 太陽光発電を行う事業者（再生可能エネルギー設備の設置及び管理等に要する敷地面積の合計が建物の屋根部分を除いて〇ヘクタール以上であるものに限る。）
- 二 〇キロワット以上の定格出力をもつ発電目的の再生可能エネルギー設備の設置を行う事業者
- 三 〇キロワット以上の定格出力をもつ熱利用目的の再生可能エネルギー設備の設置を行う事業者
- 四 土砂災害警戒区域その他の生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあると市町村長が別に定める区域に再生可能エネルギー設備の設置を行う事業者

2 条例第8条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 事業者の名称及び主たる所在地
- 二 再生可能エネルギー設備を設置する場所
- 三 設置する再生可能エネルギー設備
- 四 その他市町村長が必要と認める事項

3 条例第8条第1項の届出は、当該届出に係る再生可能エネルギー設備の設置の工事に着手する予定の日の21日前までに行わなければならない。

規則を策定する際、市町村において特に議論が必要となるのは、第4条「事業者の範囲」と第3項「届出の期限」である。「届出の時期」については、条例第8条の解説を参照のこと。

(住民への説明)

第5条 条例第9条第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 説明会の日時及び場所、参加者数
- 二 説明会での説明事項
- 三 住民からの意見と事業者の対応方針
- 四 その他市町村長が必要と認める事項

(協議会)

第6条 条例第10条第7項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 事業者の名称及び主たる所在地
- 二 再生可能エネルギー設備を設置する場所
- 三 設置する再生可能エネルギー設備
- 四 その他市町村長が必要と認める事項

2 条例第10条第7項の公表は、当該提出に係る再生可能エネルギー設備の設置の工事に着手する予定の日の21日前までに行わなければならない。

第2項の期限は、届出の期限と整合させる必要がある。

(認定)

第7条 条例第11条第2項及び第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 事業者の名称及び主たる所在地
- 二 再生可能エネルギー設備を設置する場所
- 三 設置する再生可能エネルギー設備
- 四 地域主導型事業の認定要件を満たすことの根拠
- 五 その他市町村長が必要と認める事項

2 条例第11条第2項及び第3項の提出は、当該提出に係る再生可能エネルギー設備の設置の工事に着手する予定の日の21日前までに行わなければならない。

第2項の期限は、届出の期限と整合させる必要がある。

〇〇市町村地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する指針モデル(案)

第1 目的

この指針は、〇〇市町村地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する条例（平成〇年〇〇市町村条例第〇号。以下「条例」という。）第7条の規定により、地域のエネルギー利用と持続可能な地域づくりに関する方針及び住民による主体的な再生可能エネルギーの利用の促進に関する基本的事項、地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用の促進に関する基本的事項、生活環境に関して配慮すべき重要事項、その他市町村長が必要と認める事項を定めるものである。

この指針において使用する用語は、条例及び〇〇市町村地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する条例施行規則（平成〇年〇〇市町村規則第〇号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

指針と条例との関係等を示している。

第2 地域のエネルギー利用と持続可能な地域づくりに関する方針

地域のエネルギー利用は、第一にエネルギー利用の効率化、第二にエネルギー利用の最適化、第三に地域の再生可能な資源を活用したエネルギーの生産を優先順位とすること、並びに情報共有と住民参画を基本原則とし、化石燃料等の利用の抑制と地域の活力の向上を図ることにより、持続可能な地域づくりに資することとする。

1 エネルギー利用の効率化

エネルギーによってもたらされる基本的なサービスを維持しつつ、建築物の断熱化及び機器の効率化、公共交通の利用促進等により、エネルギー消費量の抑制に努める。エネルギー利用の効率化への投資に際しては、エネルギー支出の削減によって投資回収できる可能性及び地域経済の活性化に資する可能性があることに留意する。

2 エネルギー利用の最適化

エネルギーによってもたらされる基本的なサービスを維持しつつ、暖房及び給湯、調理等の熱利用において、エネルギー消費全体での環境負荷を考慮したエネルギー源の選択により、環境負荷の抑制に努める。エネルギー源の選択に際しては、一次エネルギーの段階におけるエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量に留意する。

3 地域の再生可能な資源を活用したエネルギーの生産

地域の自然環境によってもたらされる基本的なサービスを維持しつつ、地域の住民及び事業者の参画する再生可能エネルギーの利用若しくは事業の促進により、再生可能エネルギーの活用に努める。再生可能エネルギーの利用若しくは事業の促進に際しては、地域の所得の向上及び地域経済の活性化に資する可能性があることに留意する。

4 情報共有と住民参画

地域のエネルギー利用に係る情報について、広範な共有に努めるとともに、施策、取組並びに事業について、情報の広範な共有及び住民の主体的な参画の確保に努める。

この方針は、市町村ごとに特色が出やすい部分であり、案はあくまで「例」に過ぎない。本例では、行政計画ではなく、条例の下位となる指針であるということで、法文的な固い文章で、簡潔に示している。ただ、実際の書き

方は市町村ごとに異なることがあり得る。

本例の内容は、総論でエネルギー利用の優先順位を示している。まず、地域全体のエネルギー消費量の削減（＝省エネ）を進め、次に、エネルギー消費のあり方（質）の変化（＝最適化）を進め、最後に、その上で、再生可能エネルギーの導入を進めることとしている。この原則は、再生可能エネルギー利用の原則として、ドイツなどで知られているものである。

なお、エネルギー利用の最適化とは、火力発電所の発電効率が平均40%であることを踏まえ、熱と電気の特性を踏まえた利用を進めるもの。発電効率とは、10のエネルギー（化石燃料）を投入して、4を電気として取り出し、6を廃熱として捨てていることを意味している。そのため、電気を再び低温熱（例えばハロゲンヒーター等）として利用することは、エネルギー消費全体のなかでは、効率が悪く、環境負荷が大きくなる。

また、「エネルギーによってもたらされる基本的なサービス」とは、例えば照明であれば「明るさ」が「サービス」に当たり、電気でも自然光でもどのような方法でも、「同程度の明るさ」が供給されればよいとする考え方。「エネルギーサービス」ともいう。「地域の自然環境によってもたらされる基本的なサービス」は、空気や水など自然環境から様々な恩恵（サービス）を受けていることを指し、土地利用等に当たっては自然環境からのサービスが損なわれないように配慮する考え方。「生態系サービス」ともいう。

第3 住民による主体的な再生可能エネルギーの利用の促進に関する基本的事項

条例第11条に規定する地域主導型事業の認定基準を明確にするため、住民による主体的な再生可能エネルギーの利用の促進に関する基本的事項について定める。

1 住民による主体的な再生可能エネルギーの利用

(1) 事業体

事業のリスクと住民生活のリスクが分離された事業体であること。

(2) 事業の所有

事業を行う事業体の資本金の過半数を住民が出資していること。

(3) 事業の運営

事業体の最高決定機関における議決権の過半数を住民が有していること。

2 地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用

(1) 透明性

事業に係る情報を市町村長及び住民に提供する体制を整えていること。

(2) 監査

関係法令及び市町村の関係要綱等に抵触せず、第三者による監査の体制を整えていること。

(3) 合意形成

住民との合意形成に努め、誠実に対応する体制を整えていること。

3 持続可能な地域づくりへの寄与

(1) 自然環境等

自然環境及び土地利用、景観等との調和が図られていること。

(2) 調達

事業費の一部を県内に本店を置く金融機関から調達するとともに、事業の一部を市町村内の事業者若しくは住民に発注すること。

(3) 収益

収益の一部または全部を地域のために活用すること。

住民による再生可能エネルギー事業に、特別な支援を行うための認定に際して、基準を示している。条例案では「住民その他の識見を有する者の意見を聴かなければならない」とあるので、上記に加えて、審査会の規定を置くことも考えられる。いずれにしても「事業性」「地域性」「公益性」の3要件を満たすことが求められる。

認定基準では、3要件を踏まえ、住民による所有、地域との調和、地域づくりを柱としている。事業性については、金融機関からの資金調達や収益の項で見ることになる。

なお「1－(1)」の「事業体」とは、特定目的会社の設立などにより、住民の経済活動や生活、地域活動と、再生可能エネルギー事業のリスクが分離されているかを見る項。事業の失敗が、地域への大きなダメージにならないようにすることが狙い。「3－(1)」の「自然環境等」は「第5」に具体的な基準を示している。

第4 地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用の促進に関する基本的事項

条例第12条に規定する特定事業者に対する助言の考え方を明確にするため、地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用の促進に関する基本的事項について定める。

1 住民による参画の促進

(1) 事業

事業を行う事業体に住民が出資できるようにすること。

(2) 運営

事業体の最高決定機関における議決権の一部を住民に付与すること。

(3) 監査

事業体の監査役の一部を住民から選任すること。

2 地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用

(1) 透明性

事業に係る情報を市町村長及び住民に提供する体制を整えること。

(2) 法令順守

関係法令及び市町村の関係要綱等に抵触せず、市町村の施策に協力すること。

(3) 合意形成

住民との合意形成に努め、誠実に対応する体制を整えること。

3 持続可能な地域づくりへの寄与

(1) 自然環境等

自然環境及び土地利用、景観等との調和を図ること。

(2) 調達

事業費の一部を県内に本店を置く金融機関から調達するとともに、事業の一部を市町村内の事業者又は住民に発注すること。

(3) 収益

収益の一部を地域のために活用すること。

(4) 施工

関係法令を順守するとともに、事業の一部を市町村内の事業者又は住民に発注すること。

(5) 維持・管理

自然環境及び生活環境に配慮すること。

(6) 事業終了後の措置

設備を市町村内の事業者若しくは住民に譲渡し、又は設備を撤去した上で原状回復をするよう努めること。

事業者による開発行為に対し、市町村長から助言を行う際の一般的な基準を示している。要求ではなく助言であり、これらについて「検討してはどうか」と事業者に伝え、「協働型」に誘導しようとするのが狙い。事業へ住民意見を反映しやすくしたり、地域への協力を実施したりしてもらう内容。

第5 生活環境に関して配慮すべき重要事項

条例第2条第2項に規定する再生可能エネルギー事業に当たって配慮すべき生活環境の範囲を明確にするため、生活環境に関して配慮すべき重要事項について定める。

- 1 事業を回避することが望ましい区域とその理由
別表1のとおり（略）
- 2 事業に際して近隣住民の合意を得ることが望ましい区域と配慮すべき事項
別表2のとおり（略）
- 3 設備の形状及び色、配置等について景観に配慮することが望ましい区域と配慮すべき事項
別表3のとおり（略）
- 4 設備の工法及び付帯設備等について災害防止に配慮することが望ましい区域と配慮すべき事項
別表4のとおり（略）
- 5 事業を実施することが望ましい区域と配慮すべき事項
別表5のとおり（略）
- 6 その他の区域において配慮すべき事項
別表6のとおり（略）

この書き方は、市町村の実情に合わせて、いくつかの種類に分かれると考えられる。ここでは、地域のゾーニングを想定している。他に、建設を回避すべき地点や配慮すべき事項を列挙するだけの「ネガティブリスト方式」、要綱レベルで細かく書き込む「ガイドライン方式」が考えられる。

つくりやすさは左から順に「ネガティブリスト方式」>「ゾーニング方式」>「ガイドライン方式」だが、自然環境等への配慮の強さは逆となり、左から順に「ガイドライン方式」>「ゾーニング方式」>「ネガティブリスト方式」となる。

第6 特に定める事項

本指針は必要に応じて改定することとし、改定する場合は、あらかじめ、**市町村〇〇審議会**の意見を聞かなければならない。

市町村の実情に応じて、その他の必要な事項を定める箇所。届出等のフォーマットを定めることなどが考えられる。少なくとも、改定については定めておく必要があると思われる。

指針を策定する場合に参考となりうる資料

- ・農林水産省「今後の農山漁村における再生可能エネルギー導入のあり方に関する検討会報告書」（2015年3月）
- ・一般社団法人太陽光発電協会「公共・産業用太陽光発電システム手引書」（2013年3月）

3 コラム（再生可能エネルギーに関する県の方針と規制を行う際の注意点等）

- ◆ 【コラム1】 自然エネルギーと再生可能エネルギーと環境エネルギー ～用語の使い方～
- ◆ 【コラム2】 再生可能エネルギーの普及についての長野県の基本的な考え方
- ◆ 【コラム3】 なぜ、地域主導型を促進するのか？ ～地域への経済効果～
- ◆ 【コラム4】 3種類の再生可能エネルギー事業 ～「外部主導型」から「協働型」へ～
- ◆ 【コラム5】 農山漁村再生可能エネルギー法 ～地域主導型と協働型の促進スキーム～
- ◆ 【コラム6】 行政指導～行政手続き条例と法の下での平等～

【コラム1】 自然エネルギーと再生可能エネルギーと環境エネルギー ～用語の使い方～

再生可能エネルギーは、政策分野として日が浅いため、用語の使い方が使う人によって異なる場合があります。長野県でも、表題にある3つの言葉を使い分けています。

そこで、県の使い分けの考え方をご紹介します。なお、あくまで県の使い分けということで、この行政機関でもそのまま通じるような、法的あるいは行政的に厳密な使い分けではありませんので、ご容赦ください。

- **自然エネルギー** : 地球温暖化対策条例の施行規則で「太陽光、風力、水力（出力3万kW未満で揚水式を除く）、地熱、バイオマス（動植物に由来する有機物で化石燃料を除く）、その他知事が認めるもの」を源として用いるエネルギーと定めています。水力の出力規模の規定は、国の固定価格買取制度の対象規模と同じです。
- **再生可能エネルギー** : 環境エネルギー戦略で、上記の自然エネルギーに加え、3万kW以上の水力（揚水式を除く）を含む概念と整理しています。国のエネルギー基本計画における再生可能エネルギーの概念と同じです。
- **環境エネルギー** : 環境エネルギー戦略で、自然エネルギーに加え、省エネルギー（エネルギー消費量の削減・効率化）、エネルギー適正利用（一次エネルギー段階での効率を考えたエネルギー利用の選択）、ピーク抑制（主に電力の集中的な利用の緩和）、エネルギー自立地域づくり（地域経済への効果を考えたエネルギー利用の促進）を含む概念と整理しています。ちなみに、県の環境エネルギー課の英語名は「Sustainable Energy Policy Division（＝持続可能なエネルギー政策課）」といます。

【コラム2】 再生可能エネルギーの普及についての長野県の基本的な考え方

県の方針を定めた「環境エネルギー戦略」では、5つの目標のなかに「自然エネルギー導入量」「自然エネルギー発電設備容量」を設定し、再生可能エネルギーの普及を推進しています。これだけを見れば、県が再生可能エネルギーの普及を無条件で推進しているように思えるかもしれません。

実は、具体的な政策方針を定めた「自然エネルギー政策パッケージ」では、「地域主導型の自然エネルギー事業の展開を通じて地域社会を活性化するとともに、地域に必要なエネルギーを地域内で賄うエネルギーの自給率を向上させ地域の自立を図るエネルギー自立地域へと発展」させるとしています。地域主導型とは、地域の担い手が地域の資源・資金を活用して行う事業の手法です。

もちろん、地域主導型の事業でないことを理由に事業者に不利益を与えたり、事業を規制したりすることはできません。経済活動の自由があるからです。

しかし、行政が政策方針を立て、政策資源（財源・人員・情報）を用いて、地域主導型事業を後押しすることは可能です。

つまり、長野県は、再生可能エネルギーならば無条件で歓迎するという方針ではなく、地域主導型を促進する方針なのです。再生可能エネルギーを地域づくりの手段として捉え、地域との調和を重視しています。県では、この方針に基づき、政策資源を地域主導型の促進に集中し、事業者には地域との調和に配慮するよう、促しています。

【コラム3】 なぜ、地域主導型を促進するのか？ ～地域への経済効果～

再生可能エネルギー事業の特徴は、担い手（事業の経営者・所有者）の利益が大きいことです。

立命館大学のラウパツハ・スミヤ ヨーク教授の研究によると、太陽光発電事業の発電開始後（事業運営段階）における地域経済付加価値（①従業員の可処分所得＋②事業者の税引後利益＋③地方税収）のうち、もっとも割合が大きいのが「②事業者の税引後利益」で、約5割（メンテナンス等の事業者利益を含めると約6割）を占めているそうです。次が「③地方税収」で、約3割。「①従業員の可処分所得」は、約1割とのことでした。（※厳密には、事業の規模や形態によって違いが生じます）

さらに、事業に係る調達行為も、信頼関係や取引関係のある事業者に発注されることが多いことから、地域の主体であれば地域の事業者が発注される可能性が高まり、域外の主体であれば域外の事業者が発注される可能性が高まります。また、地域の主体であれば、自らも地域住民であることから、地域への配慮について期待が高まります。事業への投資・融資が、地域の資金であれば、配当や利子というかたちで、地域に利益が還元されます。

長野県・岡谷酸素株式会社・自然エネルギー信州ネットで推進している「おひさま BUN・SUN メガソーラープロジェクト」の「SUWACO Labo」においては、県内での調達に努めた結果、初期と運営期を合わせた全事業費のうち、太陽光パネルの一部や資金を含め、87%を県内調達できました。例え、すべてのパネルが県外調達であったとしても、約8割は県内調達であったこととなります。

このように、地域への利益還元の視点から再生可能エネルギー事業の効果を見れば、地域主導型（担い手が住民・地域企業・地域団体）か、否かが重要になります。

【コラム4】 3種類の再生可能エネルギー事業 ～「外部主導型」から「協働型」へ～

農林水産省の「今後の農山漁村における再生可能エネルギー導入のあり方に関する検討会」報告書は、農山村での再生可能エネルギー事業の類型を「地域主導型」「協働型」「外部主導型」の3種類に整理しています。

報告書は「外部主導型」事業について、計画段階から地域の主体が関わることで「協働型」へ誘導することが重要と述べています。それには、情報を関係者で共有し、協議の場を設けて誘導するなど、市町村の役割が重要と指摘しています。

- **地域主導型** : 地域の主体が自ら事業費の過半を出資し、意思決定を行い、再生可能エネルギー事業を実施するもの。地域主導型のなかで、農林業者が自ら主体となる「農業経営一体型」と、地域住民と農林業者が協働して主体となる「コミュニティ一体型」に整理しています。
- **協働型** : 地域の主体が地域外の主体と協働して再生可能エネルギー事業を実施するもの。協働型のなかで、地域の主体が一部を出資する「地域参画型」と、地域の出資がなくとも地域へ利益の一部が配分される「地域配慮型」に整理しています。
- **外部主導型** : 地域外の主体のみで出資をし、意思決定を行い、再生可能エネルギー事業を実施するもの。

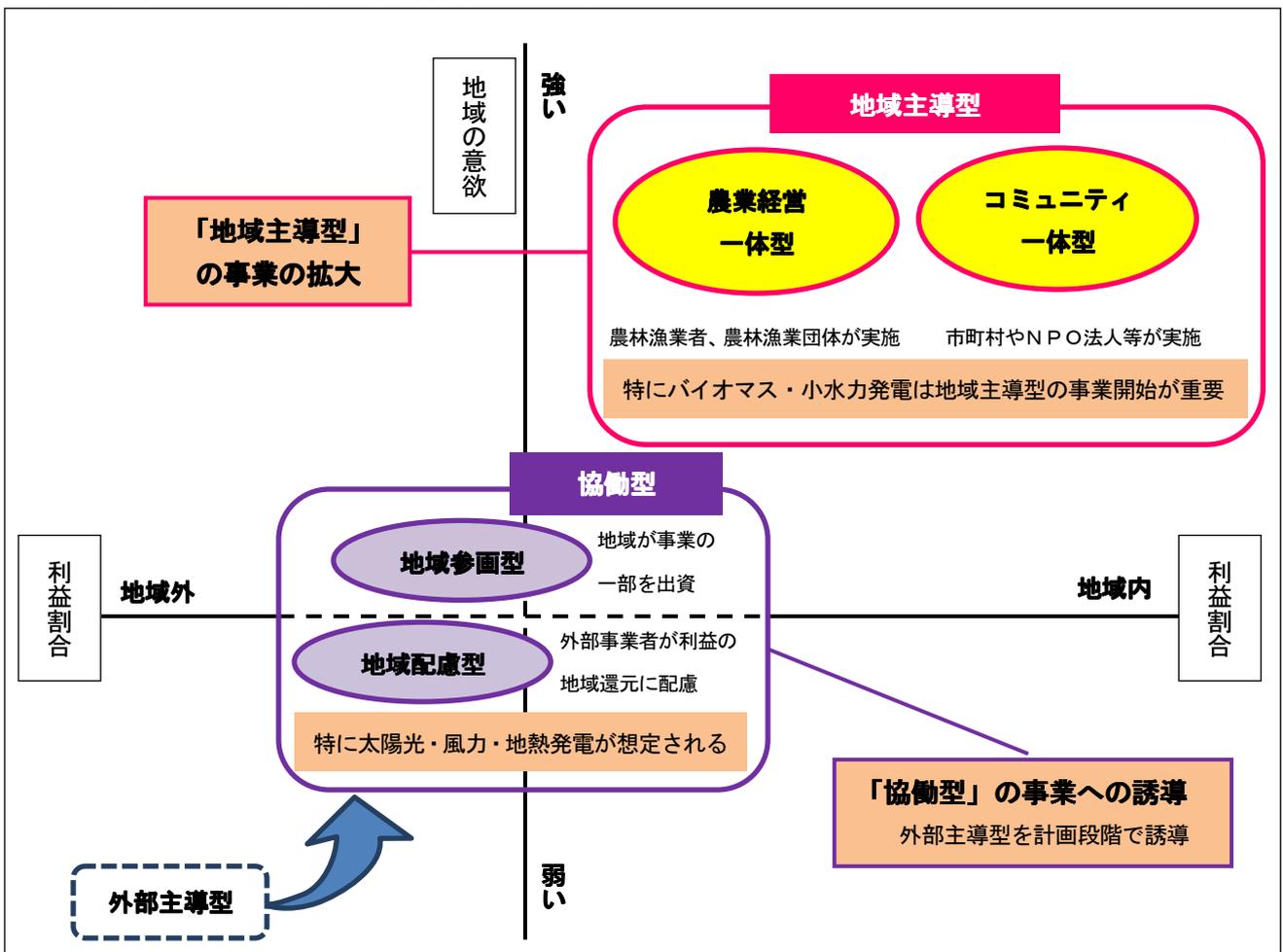
○各類型における地域の主体の関わり方の整理

		所有(出資)	意思決定	利益配分
地域主導型		◎ (過半)	○ (出資と意思決定が分断している場合もある)	◎
協働型	地域参画型	△ (半分未満)	△ (半分未満)	△ (半分未満)
	地域配慮型	×	△ (外部事業者が地域に配慮)	△ (外部事業者が地域に配慮)
外部主導型		×	×	×

(◎:深く関わる、○:関わる、△:一部関わる、×:関わない)

出典:農林水産省「今後の農山漁村における再生可能エネルギー導入のあり方に関する検討会報告書」

○再生可能エネルギー事業の目指す姿(イメージ)



出典:農林水産省「今後の農山漁村における再生可能エネルギー導入のあり方に関する検討会報告書」

【コラム5】 農山漁村再生可能エネルギー法 ～地域主導型と協働型の促進スキーム～

この法律の狙いは、農山村において、農林業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業を促進することです。事業利益の地域還元の促進や、無計画な事業の抑制を基本理念としています。

市町村は基本計画を策定し、方針、再生可能エネルギー事業の促進区域、農林業の効率的かつ総合的な利用を図る区域・方策、事業の農林業への活用取組、自然環境・景観・地域等の配慮すべき事項、原状回復に関する事項などを定めることができます。計画策定に当たり、協議会を設けることもできます。

いわば、法的根拠をもって協議会を組織し、ゾーニングや地域配慮を促すことができます。

基本計画の策定は、事業者から市町村に提案することもでき、外部事業者であっても地域との調和を促進し、協働型事業を目指すのであれば、このスキームを活用できます。

また、農山村での再生可能エネルギー事業は、様々な許認可が関係しますが、基本計画に基づき農山村の活性化に資すると認定された事業であれば、関係者の合意をもって許認可手続が行われたとみなされます（ワンストップ化）。この対象になる手続は、農地法や森林法、自然公園法、温泉法などです。加えて、農林地の所有権移転による農地等の集約も、本法に基づいて行うことができます。これらにより、地域主導型を促進するとともに、外部主導型から協働型への誘導を促進します。

詳しくは、農林水産省食料産業局再生可能エネルギーグループ、あるいは関東農政局経営・事業支援部食品企業課まで、お問合せ願います。農林水産省のホームページにも詳細が記載されています。

【コラム6】 行政指導～行政手続き条例と法の下での平等～

再生可能エネルギー事業に関して、地域でトラブルが生じた場合（あるいは生じそうな場合）、事業の内容や取り巻く状況、浮上する課題が、事業ごとに様々であるため、どうしても事業ごとに異なる対応となりがちです。その対応は、発電設備の認定権限は国にあることから、事業者に対する行政指導の形をとることが多いため、適正な行政指導を行うことが重要です。

そこで、予め行政手続き条例を十分に理解しておくことが重要になります。なお、長野県内では、県・市町村のすべてにおいて行政手続き条例が定められています。行政手続法において、必要な措置の努力義務が定められているためです。そこで、ここでは県の行政手続き条例を例とします。

行政指導とは、特定の者に対し、ある行為を具体的に求めること（指導、勧告、助言など）です。処分のように、義務を課したり権利を制限したりするような法律上の拘束力はなく、相手方の自主的な協力を前提としています。行政指導を受けた者に従う義務は生じませんし、行政指導に従わない者が不利益な取扱いを受けることもありません。また、行政指導に際しては、責任者や趣旨、内容を明示しなければなりません。口頭指導も可能ですが、相手方から求められれば、原則として書面にして交付しなければなりません。

特に留意すべきは、法の下での平等です。地域への影響の度合いが他事業と同等であれば、他事業への指導内容と同等でなければなりません。地域内の事業者も地域外の事業者も同一内容で行政指導を行う必要があります。

また行政指導に際しては、所掌事務の範囲であれば明確な法的根拠がなくても可能ですが、法的根拠や判断基準を明示できる方が望ましく、事業者や地域住民に対しても透明性を確保できます。本マニュアルで示している条例モデルは、こうした観点を踏まえるとともに、行政手続き条例と法の下での平等を踏まえて組み立てられています。

4 Q&A よくある質問

固定価格買取制度

- Q1：「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」とは何ですか。
- Q2：「太陽光発電の余剰電力買取制度」とは何ですか。
- Q3：「全量売電」と「余剰売電」の違いは何ですか。
- Q4：再生可能エネルギーの買取価格は、どのように決まるのですか。
- Q5：どのような手続をすれば売電できますか。
- Q6：認定申請からどの位の期間で認定されますか。
- Q7：発電事業者の名義を変更する必要が生じました。どのような手続が必要ですか。
- Q8：電力会社から振り込まれる売電料の税務上の扱いはどうなりますか。

太陽光発電

- Q9：住宅用として太陽光発電設備を導入する場合、補助金はありますか。
- Q10：事業用として太陽光発電設備を導入する場合、支援制度はありますか。
- Q11：太陽光発電事業を開始したいのですが、県や市町村の許認可や届出は必要ですか。
- Q12：太陽光発電の電気は停電の時も使えますか。
- Q13：系統連系にかかる費用への補助制度はありますか。
- Q14：2019年問題とよく聞きますが、何が問題なのですか。

住民説明会

- Q15：住民や事業者から、住民説明会における留意点は何かとの相談がありました。どのようなアドバイスをすれば良いですか。
- Q16：住民（自治会）から、発電事業者が住民説明会で約束したことを書面に残しておきたいとの相談がありました。何か良い方法はありますか。

発電事業終了後

- Q17：発電事業終了後はどうなるのですか。

その他再生可能エネルギー

- Q18：長野県や各市町村では、どのくらい再生可能エネルギーが導入されていますか。

固定価格買取制度

Q1：「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」とは何ですか。

A1：再生可能エネルギーの固定価格買取制度は、再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、国が定める固定価格で一定の期間電気事業者調達を義務づけるもので、2012年7月1日にスタートしました。

電気事業者が調達した再生可能エネルギー電気は、送電網を通じて私たちが普段使う電気として供給されます。このため、電気事業者が再生可能エネルギー電気の買取りに要した費用は、電気料金の一部として、使用電力に比例した賦課金という形で国民の皆様にご負担をお願いすることとなっています。

詳しくは資源エネルギー庁のHP「なっとく！再生可能エネルギー」をご覧ください。

URL：http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/index.html

Q2：「太陽光発電の余剰電力買取制度」とは何ですか。

A2：太陽光発電による電気が、自宅等で使う電気を上回る量の発電をした際、その上回る分の電力を、10年間固定価格で電力会社に売ることができる制度で、2009年11月にスタートしました。その後、太陽光発電の余剰電力買取制度は再生可能エネルギーの固定価格買取制度（新制度）の開始に伴い、2012年7月に新制度へ移行しました。

Q3：「全量売電」と「余剰売電」の違いは何ですか。

A3：「全量売電制度」とは、電力会社の系統に送電された電気の量すべてを買い取る制度です。電気の供給方法については、家庭や事業所等に供給される電力と同じ引き込み線と接続する「余剰配線」と、再生可能エネルギー発電設備だけを系統連系する「全量売電」の二つの方法があり、10kW未満の太陽光発電設備は余剰配線のみですが、この区分以外では、余剰か全量かを選択することができます。

Q4：再生可能エネルギーの買取価格は、どのように決まるのですか。

A4：経済産業大臣が、国の関係省庁や調達価格等算定委員会の意見を尊重して、毎年度、年度開始前までに決めることとなっています。定められた調達価格や調達期間は、年度開始前（例年3月末）告示されます。注1)

注1)ここでは現行制度による買取価格の決定方法を説明しています。再エネ特措法の改正施行後は、複数年の買取価格の決定、中長期的な買取価格の目標設定、入札手続の導入が予定されています。（新法3、4～8、平成29年4月1日施行）

Q5：どのような手続をすれば売電できますか。

A5：まず国の設備認定の申請・取得を行い、国の発行する認定通知書のコピーを添えて、電気事業者（電

力会社等)へ接続契約及び特定契約の申込を行い、電気事業者と契約締結し、売電するという流れになります。注2)

なお、一定規模(主に50kW)以上の発電設備を設置する場合は、電力会社による接続検討が必要になります。

注2)ここでは現行制度による売電手続を説明しています。再エネ特措法の改正施行後は、電気事業者と系統への接続契約を締結した上で設備認定を申請することとなります。(新法9②、平成29年4月1日施行)

Q6:認定申請からどの位の期間で認定されますか。

A6:認定に係る標準処理期間は、1~2か月(バイオマスは2~3か月)とされています。注3)

注3)ここでは現行制度による認定の処理期間を説明しています。再エネ特措法の改正施行後は、電気事業者との系統への接続契約等を記載した再エネ発電事業計画により申請することになるため、現在の手続よりも認定に向けた準備に時間を要することが考えられます。(新法9②、平成29年4月1日施行)

Q7:発電事業者の名義を変更する必要が生じました。どのような手続が必要ですか。

A7:譲渡人が変更届出を提出(承継等の事実を証明する書類を添付の上)し、発電事業者たる地位を譲受人へ変更する必要があります。

なお、現在の認定者が死亡して相続が生じたなどやむを得ない場合に限り、譲受人が届出を行うことができます。

Q8:電力会社から振り込まれる売電料の税務上の扱いはどうなりますか。

A8:売電料は収入となります。サラリーマン家庭の場合は、総合課税の扱いとなりますので、売電料の収入を含む雑所得の合計が20万円を超える場合は確定申告が必要になります。

太陽光発電

Q9:住宅用として太陽光発電設備を導入する場合、補助金はありますか。

A9:県では住宅太陽光補助制度を実施していませんが、50市町村で実施しています(平成28年4月時点)。

詳しくは、県のホームページをご覧ください。

URL:<http://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/kurashi/ondanka/shizen/energy.html>

Q10:事業用として太陽光発電設備を導入する場合、支援制度はありますか。

A10:県では、補助制度として「自然エネルギー地域発電推進事業」を設けるとともに、「長野県中小企業融資制度」による低利融資により支援を行っています。

国による支援制度もありますので、「5資料(3)支援制度概要」をご覧ください。

Q11：太陽光発電事業を開始したいのですが、県や市町村の許認可や届出は必要ですか。

A11：事業計画地がどこかによって、事前に該当法令に基づく手続が必要になります。

詳しくは、「1太陽光発電に係る対応マニュアル」の「対応フローチャート」及び「5資料（5）関係法令・条例の窓口（国、県、市町村）」をご覧ください。

また、多くの市町村では、条例やガイドライン等を設けて、事前に届出等を義務付けていますので、設置を計画している場合は、必ず市町村に問い合わせてください。

Q12：太陽光発電の電気は停電の時も使えますか。

A12：太陽光発電システムに「自立運転機能」がついていれば、自立運転に切り替えることで専用コンセントから電気を使用できます。

Q13：系統連系にかかる費用への補助制度はありますか。

A13：固定価格買取制度における買取価格は、通常要する連系費用が含まれたものとして設定されていますので、発電事業者の負担となります。

Q14：2019年問題とよく聞きますが、何が問題なのですか。

A14：いわゆる2019年問題とは、2009年11月にスタートした太陽光発電の余剰買取制度を利用して急増した太陽光発電の固定価格買取期間が終了し始めるため、太陽光発電量の減少（伸び率の低下）や、撤去される太陽光発電設備の急増を懸念するものです。

特に、太陽光発電設備のリユース・リサイクル・適正処分については課題も多く、環境省では平成28年3月に「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」を策定しています。発電事業者だけでなく、リサイクル業者や廃棄物処理業者等がこのガイドラインに従って太陽光発電設備を撤去することが求められています。

住民説明会

Q15：住民や事業者から、住民説明会における留意点は何かとの相談がありました。どのようなアドバイスをすれば良いですか。

A15：住民説明会においては、発電事業の内容（場所や設備の詳細）についてだけでなく、その事業がもたらす効果や影響についての説明が重要です。以下の例を参考にアドバイスしてください。

- ・事業による地域還元は何か（調達・工事・維持・管理に地元の業者を使うのか、収益の一部を地域に活用することはあるか）

- ・景観への配慮はあるか（目立たないようにする工夫はあるか）
- ・生活環境への影響はあるか（周囲への反射光は眩しくないか、工事の騒音はないか、ラジオや無線などの電波に影響はないか、発電事業終了後は設備を撤去するのか、傾斜地の場合には水害や土砂災害の対策はしているか）
- ・自然環境への影響はないか（予定地に希少な動植物は生息していないか、近くに水源がある場合には水量や水質に影響はないか）
- ・損害が生じたときの対応はどのようにするのか（保険に入るのか）

Q16：住民（自治会）から、発電事業者が住民説明会で約束したことを書面に残しておきたいとの相談がありました。何か良い方法はありますか。

A16：住民（自治会）と発電事業者の間で約束した内容を明確にするため、協定書を作成することが考えられます。また、その後の両者の調整を行うために、市町村も立会人として協定の内容を承知しておくことも考えられます。協定書の作成については、「【別紙】太陽光発電事業に関する協定書(案)」(54 ページ)を参考にしてください。（※市町村長が自主的に事業者と協定を締結する際にも活用できます。）

発電事業終了後

Q17：発電事業終了後はどうなるのですか。

A17：発電事業が終了した場合には、事業者が設備を撤去して処分やリサイクルを行うこととなります。しかし、事業者が設備を撤去せず放置すると、時間の経過とともに設備が老朽化し、強風で破損したパネルが飛ばされるなどの様々な問題が生じる可能性があります。設備を放置したために生じた損害については、放置した事業者に損害を賠償する責任が生じますが、損害の発生を防止することの方が重要ですので、事業終了後は事業者が発電設備を速やかに撤去することが求められます。

しかし現状では、一般的に発電設備の撤去を事業者に義務づけた法律はありません。^{注4)}

そこで、あらかじめ自治会等の住民と事業者との間で「事業者は事業終了後に発電設備を速やかに撤去する」との約束をして、これを書面に残すという方法が考えられます。Q16 で紹介した協定書の中に盛り込んでも良いでしょう。また、自治会等の住民ではなく市町村との間で協定を締結することも考えられます。

この際、その書面に「事業者が約束に違反した場合には〇〇円の違反金を支払う」、「予め発電事業者が発電設備の撤去費相当額を金融機関に預託し、これを自治会等が管理する」といった条文を盛り込むことで、撤去の確実性が高くなるでしょう。

なお、預託の際には、預託額の目安として建設費の5%程度が考えられます。その理由は、固定価格買取制度の買取価格を決める際に、建設費の5%が撤去費用として算入されているため、事業者は売電収入のうち建設費の5%は撤去費用として確保しておくべきであるからです。

また、事業者が発電事業を終了する場合に発電設備が当分の間使用可能な場合には、発電設備を撤去するのではなく、市町村や自治会等に譲渡する手法も考えられます。

注4)ここでは現状について説明しています。再エネ特措法の改正施行後は、事業終了後の設備撤去を求め、違反時の改善命令や認定取消が可能となるとされ、詳細については経済産業省令で規定されることになっています。(新法9、13、15、平成29年4月1日施行)

その他再生可能エネルギー

Q18：長野県や各市町村では、どのくらい再生可能エネルギーが導入されていますか。

A18：「5資料（1）長野県内の導入状況」をご覧ください。

また、全国の都道府県、市町村別の状況は、国のホームページで公開しています。

URL：http://www.fit.go.jp/statistics/public_sp.html

〇〇太陽光発電事業に関する協定書（案）

〇〇区自治会長〇〇(市町村長〇〇)（以下「甲」という。）と事業者名・代表者の職氏名（以下「乙」という。）は、乙の実施する太陽光発電事業について、次のとおり協定を締結する。

（事業の実施）

第1条 乙は、この協定の定めるところにより、次の事業を実施するものとする。

事業の種類 太陽光発電事業（太陽光発電施設の設置と管理）

事業地 〇〇ほか〇〇筆

事業面積 〇〇平方メートル

事業規模 〇〇kW

協定対象期間 平成〇年〇月〇日（協定締結の日）から事業の終了後、乙の撤退まで

（乙の責務）

第2条 乙は、事業の実施に当たっては、別紙に掲げる事項について誠実に履行するものとする。

（甲、乙の協力）

第3条 甲及び乙は、第1条に掲げる事業の実施に伴い、相互に緊密な連絡調整を図り、乙の事業が円滑かつ適切に実施されるよう努めるものとする。

（着手及び工事の完了）

第4条 乙は、第1条に掲げる事業に着手しようとするときは、甲に対して事業に着手する旨文書をもって伝えるものとする。

2 乙は、前項による工事が完了したときは、速やかに甲に対して工事が完了した旨文書をもって伝えるものとする。

（事業の変更）

第5条 乙は、第1条に掲げる事業を変更しようとするときは、甲に届け出るとともに、本協定の改定について協議するものとする。

（事業の終了）

第6条 乙は、第1条に掲げる事業を終了しようとするときは、甲に届け出るとともに、事前に事業撤退の詳細について協議するものとする。

（協定の存続）

第7条 第1条の事業の実施に当たっては、乙以外の事業者に変更又は交代した場合においてもこの協定の効力は存続するものとする。

（疑義等の処理）

第8条 甲及び乙は、この協定に関して疑義が生じたとき又はこの協定の履行に関して必要が生じたときは、速やかに協議し、その解決に努めるものとする。

(立会人)

第9条 立会人は、この協定の締結及び内容について承知するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書〇通を作成し、記名押印の上各自1通を所持する。

平成〇年〇月〇日

甲 住 所 _____
自治会名 _____
職 氏 名 _____ 印

乙 住 所 _____
事業者名 _____
職 氏 名 _____ 印

(立会人) 住 所 _____
職 氏 名 _____ 印

————— (改ページ) —————

別紙 (平成〇年〇月〇日確認)

(以下、甲乙間で取り決めの内容を記載)

- 1
- 2
- 3
- ・
- ・
- ・

【留意点】

別紙に記載する事項として、次のような例が考えられます。必要に応じ取捨選択、追加、修正をしてください。

その際に必要なことは、自治会（市町村）からの一方的な要望事項ではなく、自治会（市町村）及び事業者の両者が合意している内容を正確に記載することです。

そのためにも、自治会（市町村）と事業者との間で十分に協議を行うことが大切です。

【植生の保護】

- 現存する植生は、開発区域全面積の○パーセント以上残すこと。
- 樹木の伐採は必要最小限にとどめ、移植できる樹木は開発区域内に生育環境を整備して移植するなどの措置を講ずること。
- 新たに植栽を行う場合は、地域の自然植生に適合した樹種を選定すること。

【土地の形質の保全】

- 土地の形質変更は必要最小限にとどめ、多量な土石の移動は極力避けること。
- やむを得ず移動する場合には、擁壁、水抜きを設置、段切り等を行い、土石の流出防止に万全を期すこと。
- 擁壁工を必要とする場合は、できる限り自然石による石積み又は石張工とすること。
- 擁壁の必要ない法面等については、植林、芝張り、種子吹付、その他現地に適した工法により緑化修景すること。
- 切土及び盛土は必要最小限にとどめ、勾配はできるだけ緩和して法面の安定化を図ること。

【希少野生動植物の保全】

- 希少野生動植物（レッドリスト及び長野県版レッドリストに掲載の動植物）の生息地及びその周辺には太陽光発電設備を設置しない又は適切な保全措置を講ずること。

【災害の防止】

- 土砂流出等災害を未然に防止するため、沈砂池、シガラ柵等防災施設の設置を先行し、下流に対する安全を確保すること。
- 洪水調整池の使用にあたっては、諸法令の許可基準を遵守し、維持管理を適正に行うとともに、調整可能量のチェックを行うこと。
- 事業地内に十分な雨水の浸透施設を設置するなどの排水対策を行うこと。
- 防災施設の設置にあたっては、他法令の規定による許可条件等に違反しないよう留意すること。
- 降雨時には事業地を監視し、災害の予兆等の異常がある場合には速やかに甲（及び市町村）に連絡すること。
- 落雷、洪水、台風、大雪、地震等の異常気象発生後は速やかに現地にて異常がないか確認し、異常が発見された場合には早急に対応するとともに、甲（及び市町村）に報告すること。
- （がけ崩れ、出水のおそれがある土地の場合）地盤改良や擁壁工を行うこと。
- （地盤が軟弱な場合）地盤改良や擁壁工の措置を行うとともに、区域外での隆起や沈下が生じないように、土の置換や水抜き等を行うこと。
- （切土や盛土により「がけ」が生じる場合）がけの上端に続く地盤面は、雨水等ががけの反対方向へ流れるような勾配にすること。
- （切土によるすべりやすい土質がある場合）杭打ち、土地の置換等のすべり対策を行うこと。
- （盛土を行う場合）ゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように、概ね○cm以下の厚みの層に分けた土盛り、ローラーその他これに類する建設機械を用いた締め固め及び必要に応じ地すべり抑止杭設置を行うこと。
- （傾斜地に盛土を行う場合）段切り等のすべり面対策を行うこと。
- （切土、盛土を行う場合）擁壁、石張り、芝張り、モルタルの吹付等の切土・盛土面の保護を行うこと。

- （切土、盛土を行う場合で地下水によりがけ崩れや土砂の流出のおそれがある場合）開発区域内の地下水を排出する排水施設を設置すること。
- （擁壁を設置する場合）擁壁については、構造計算等による安全の確認を行い、裏面排水の措置を行うこと。
- （高さ2 m以上のがけに擁壁を設置する場合）擁壁については、建築基準法施行令第142条の規定を準用した構造とすること。

【水資源の保護及び水質保全】

- 開発地域内の給水は既存の水源から取水することとし、開発地域内ではボーリング等による取水は一切行わないこと。
- 水資源保護及び水質保全については甲と十分協議し、既存水源の水量及び水質の維持に支障がないよう水源周辺の保護を図るとともに、下流水利権者と調整すること。
- （事業の実施場所付近に水源がある場合）事業地内の雨水はできる限り浸透させ、地下水の涵養に努めること。

【環境衛生及び環境の保持】

- 雑排水及び廃棄物等による環境汚染を防止すること。
- 管理事務所等の施設を設置する場合には、し尿及び雑排水は合併処理により放流水のBOD値を〇〇ppm以下に処理し、処理水を地下浸透する場合は、十分土壤に吸収還元され地下水に影響を及ぼさないよう処理すること。

【景観の保全】

- 太陽電池モジュールの色彩は、周囲と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度で目立たないものとするとともに、原則として、黒、グレー系又はダークブラウンの中から周囲と調和するものを選択すること。
- 太陽電池モジュールは、低反射のものを使用するとともに、文字、絵、図等が目立たない又は描かれていないものを使用すること。
- フレームについては、素材は低反射のものを使用し、色彩は景観形成拠点等からの影響が無いよう、景観に配慮されたものを使用すること。
- パワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の付属設備の色彩は、景観形成拠点等からの影響が無いよう、景観に調和したものとすること。
- （道路沿いや民家等に隣接して設置する場合）通行者、通行車両、民家等から直接見えないように植栽やフェンス等で目隠しを行い、可能な限り目立たないようにすること。
- （尾根線上、丘陵地又は高台に設置する場合）太陽光発電施設の設置及び樹木の伐採により稜線を乱すことが無いようにすること。
- （主要な道路から視認できる場合）主要な道路（国道〇〇号線）から望見できないよう、植栽又は不透透性のフェンス若しくはその双方を設置すること。
- （主要な眺望点から視認できる場合）主要な眺望点（〇〇展望台）からの眺望に配慮し、太陽光発電設備の色彩を背景と同化させることや植栽を用いる等、人工物の存在感を軽減させること。
- （景観形成拠点等から視認できる場合）電線類は可能な限り地中化すること。

【太陽光発電設備設置工事】

- 施工業者は可能な限り〇〇市町村内の事業者とすること。
- 太陽光発電設備設置工事にあたっては、不測の災害を未然に防止するため、防災設備及び道路施設が完成した後に着工すること。
- 降水量が多い時期には、土砂流出等の災害防止策を履行すること。
- 太陽光発電設備設置工事中及び完成後において、降雨時には常にパトロールを実施し、関係住民、農地及び林地等へ被害を与えないよう万全の措置を講ずること。
- 太陽光発電設備設置工事中及び完成後において、進入路及び管理用道路等の危険個所に交通安全施設及び標識を措置し、安全かつ円滑な通行を確保すること。
- 管理用道路の縦断勾配が〇パーセントを超える箇所については、舗装の上、滑止めを施工すること。
- 一般交通車輛等の安全を図るため、工事期間中は要所に交通誘導員を配置する等、万全の措置を講ずること。

- 太陽光発電設備設置工事にあたっては、重機の使用や大型車両等の通行等による大気汚染、水質汚濁、騒音等を防止するよう万全の措置を講ずること。
- 予め工事関係者に対して本協定の内容を周知徹底させ、秩序ある工事を行うよう指導すること。
- 事業地において埋蔵文化財等の発見があった場合には、直ちに工事を中止するとともに関係機関に連絡し、その指示に従うこと。
- 工事期間中においては、工事目的、工事期間、発電事業者名、発電事業者の連絡先、施工業者名及び施工業者の連絡先を表示すること。

【太陽光発電設備の設置及び管理】

- 著しく傾斜している土地とその周辺には太陽光発電設備を設置しないこと。
- 県道〇〇線**を通行する車輛に設備の反射光が当たらないよう考慮すること。
- （事業地が家屋に隣接している場合）低周波音を防止するため、パワーコンディショナーは家屋から可能な限り離れた場所に設置する又は防音壁を設置すること。
- 発電所の周囲にはフェンス等を設置し、出入口を施錠するとともに、出入口に立ち入りを禁止する表示をする等の立ち入り防止措置を講ずること。
- 事業地の入口に事業者名、事業者連絡先、保守管理者名及び保守管理者連絡先を表示すること。
- 設備の保守および管理については、**〇〇市町村内**の事業者に委託すること。
- （事業の実施場所付近に水源又は住宅地がある場合）事業地の管理にあたっては、農薬及び除草剤は使用しないこと。

【太陽光発電事業を終了する場合の取扱い】

- 乙が事業を終了する場合は、太陽光発電設備を含む設備及び施設等の解体・撤去・整地・植栽等の原状回復を適正、かつ、速やかに行うこと。
- 乙の責めに帰することができない事由がある場合を除き、乙が協議により決定した期日までに太陽光発電設備を撤去等しない場合は、甲に対して違約金（金〇〇円）を支払うこと。
- 乙は予め太陽光発電設備の撤去費相当額（金〇〇円）を金融機関に預託し、甲が管理すること。
- 太陽光発電設備の撤去にあたり廃棄が必要となる場合には、関係諸法令等に基づき適切に処理すること。

【損害賠償等】

- 乙は、開発事業に起因する土砂流出等による災害の発生、水源の減水及び水質の汚染等により乙以外に損害を与えた場合には、誠意をもって速やかに復旧措置を講ずるとともに、損失の補償にあたっては誠実に履行すること。
- 資材運搬等に使用する公道が通行の安全確保に支障があると道路管理者等の関係機関が認めた場合、又は損傷を与えた場合は速やかに道路管理者と協議し、乙の負担により必要な工事等を施工すること。

【その他】

- 事業の実施にあたっては、事前に関係諸法令等における必要な手続きが完了していることを確認し、許可条件等を十分遵守し違反等のないように施工すること。
- 当該行為の着手及び完了時には、速やかに甲にその旨を文書で通知すること。
- 乙は、天災、事故、機器の故障等のトラブルが生じた場合の対応についてマニュアルを作成し、**発電事業の開始**までに甲（及び立会人）に提出すること。
- 立会人は、本協定の内容が遵守されるよう、必要に応じ甲又は乙に対して助言を行うこと。

5 資料

- (1) 長野県内の導入状況
- (2) 太陽光発電施設設置に係る県内市町村の取組（条例、要綱等）一覧
- (3) 支援制度概要
- (4) 設備導入の流れ（必要な手続き等）
- (5) 関係法令・条例の窓口（国、県、市町村）
- (6) 設置に係る基準、ガイドライン等

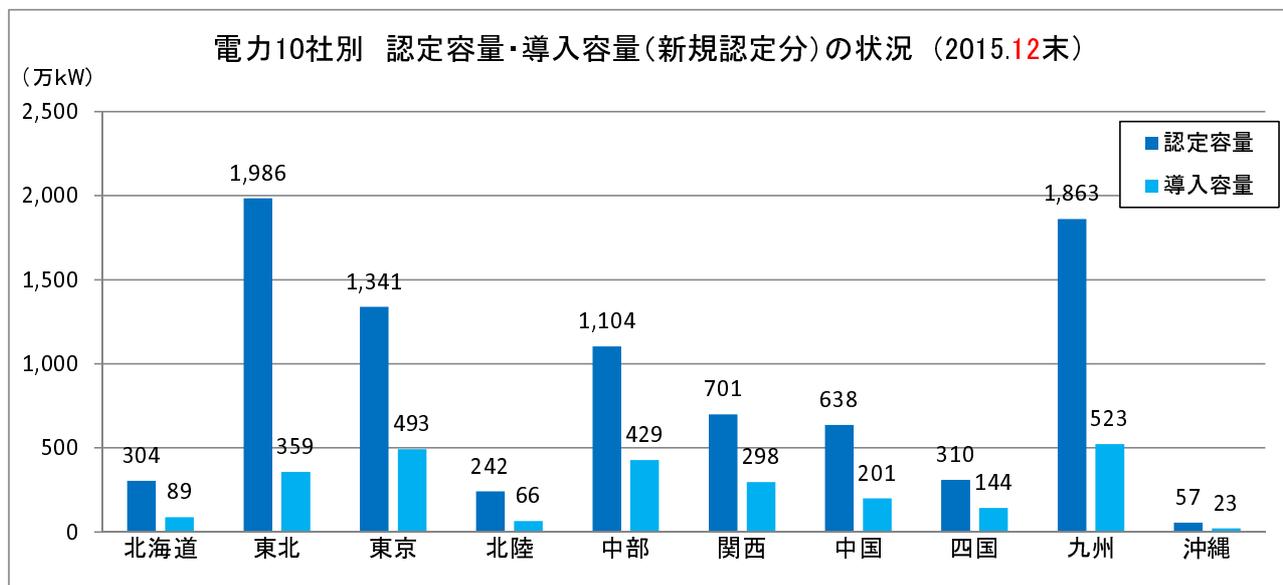
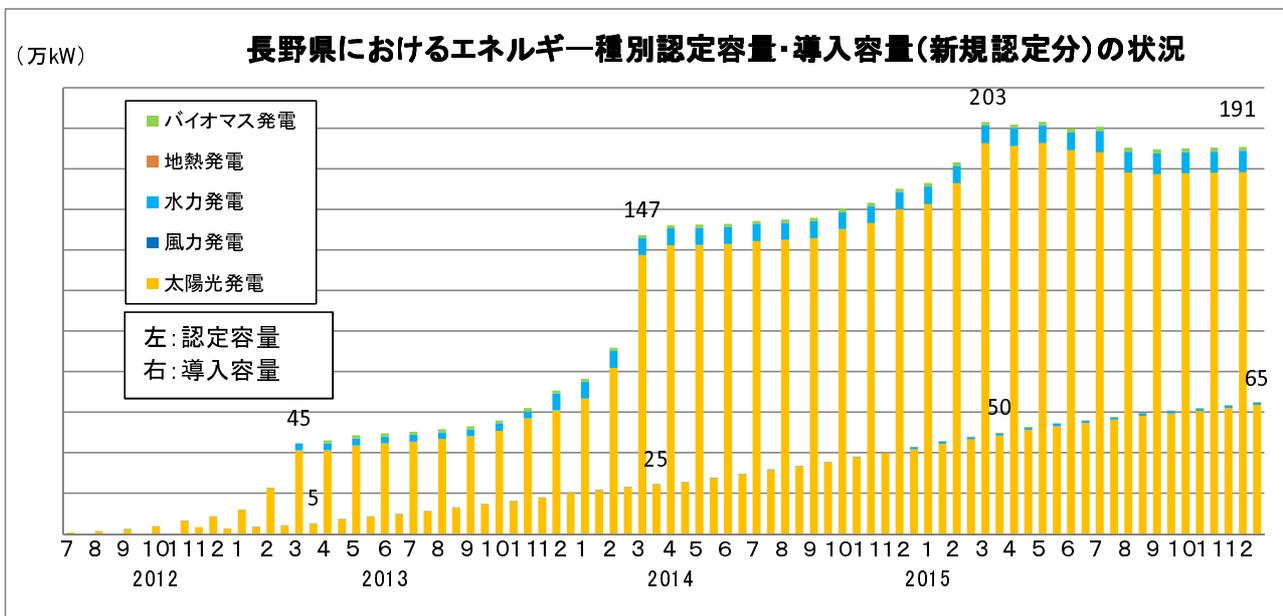
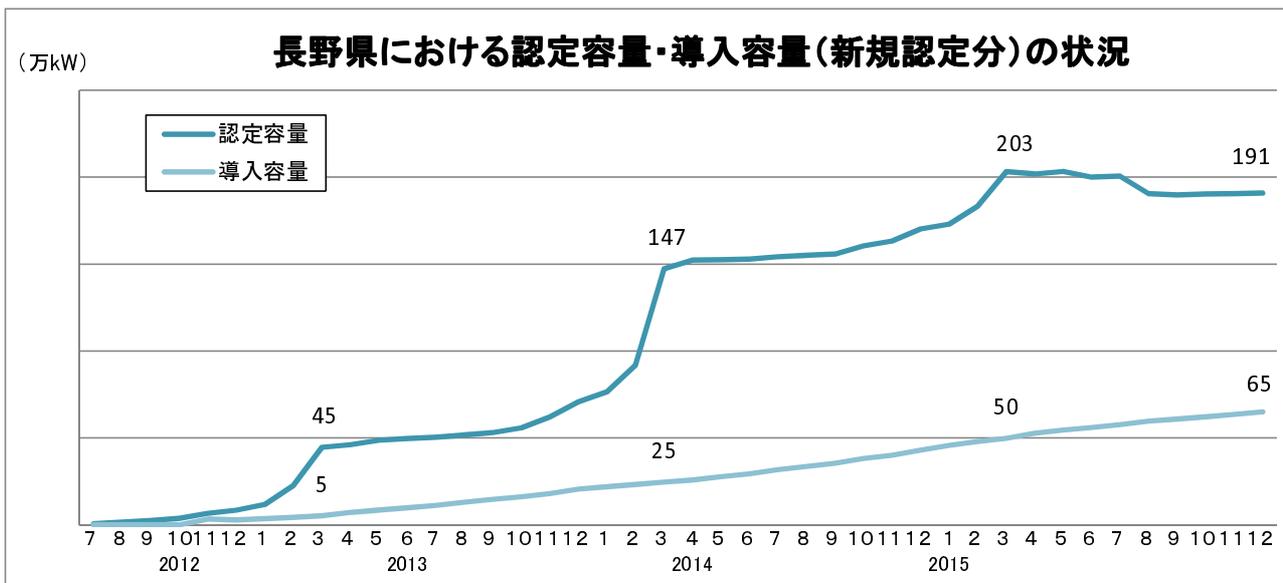
【参考資料1】 今後の農山漁村における再生可能エネルギー導入のあり方に関する検討会報告書

【参考資料2】 太陽光発電設備の設置に対する県の対応

【参考資料3】 太陽光発電の適正な推進に関する連絡会議について

【参考資料4】 再エネ特措法の改正等について

(1) 長野県内の導入状況



出典: 経済産業省資源エネルギー庁「固定価格買取制度 情報公表用ウェブサイト」

長野県市町村別再生可能エネルギー設備「認定容量」
【H27年12月末時点・新規認定設備】

認定容量(単位:件kW)

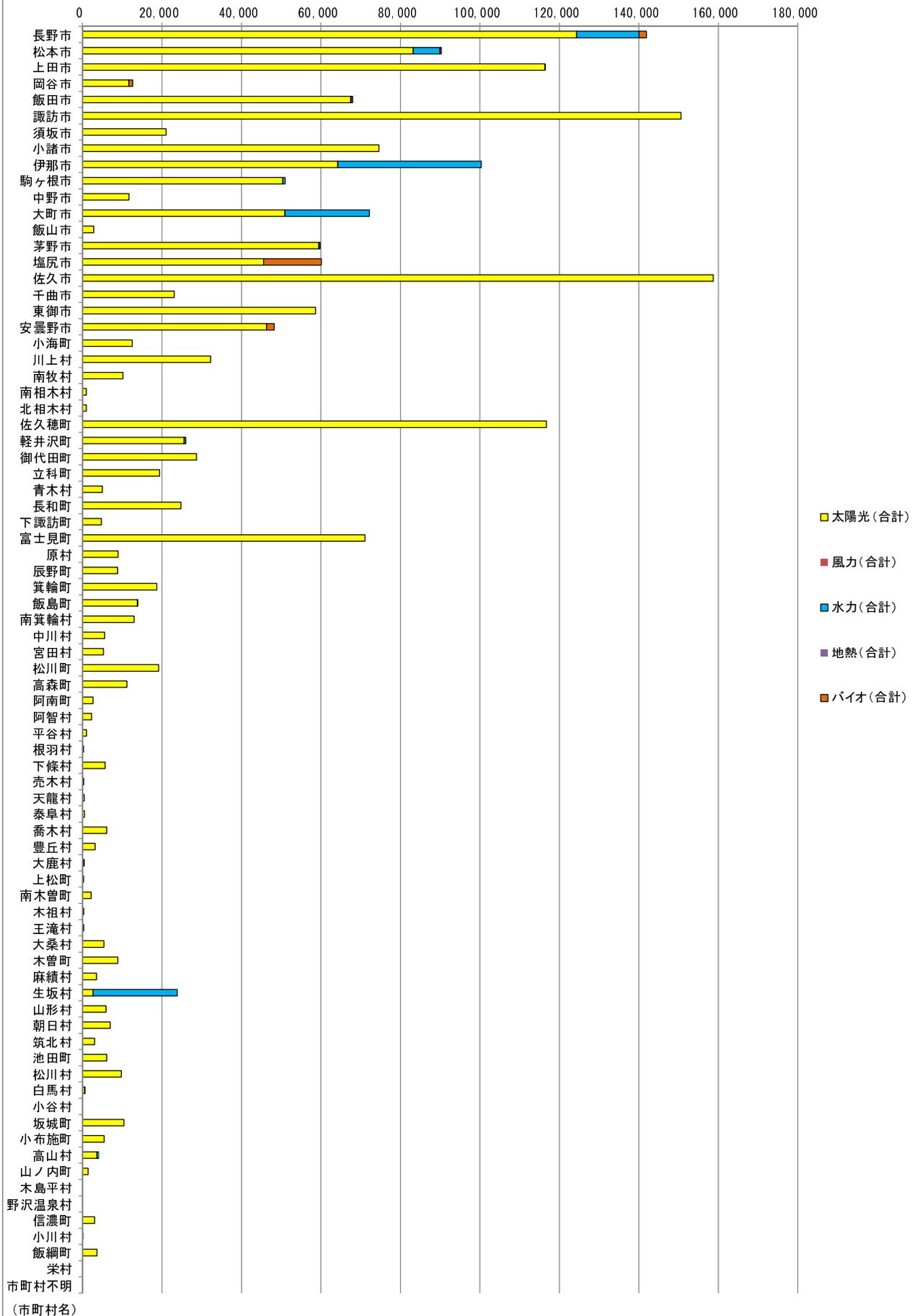
※本表の数値は、平成24年7月1日より開始された「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」において平成27年12月末までに認定された設備の要領(新規認定分)(運転開始分)をあらわします。

※「新規認定設備」とは、固定価格買取制度開始後に新たに認定を受けた設備です。

市町村名	太陽光(合計)			風力(合計)			水力(合計)			地熱(合計)			バイオ(合計)			合計		
	順位	導入割合		順位	導入割合		順位	導入割合		順位	導入割合		順位	導入割合		順位	導入割合	
長野市	124,337	3	-	0	3	-	15,721	4	-	0	2	-	1,865	3	-	141,924	3	-
松本市	83,267	6	-	0	3	-	6,711	5	-	0	2	-	315	6	-	90,292	7	-
上田市	116,349	5	-	0	3	-	61	12	-	0	2	-	0	8	-	116,410	5	-
岡谷市	11,635	30	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	1,025	4	-	12,660	29	-
飯田市	67,465	9	-	0	3	-	172	11	-	0	2	-	360	5	-	67,997	11	-
諏訪市	150,610	2	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	150,610	2	-
須坂市	21,035	22	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	21,035	23	-
小諸市	74,611	7	-	30	1	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	74,641	8	-
伊那市	64,277	10	-	0	3	-	36,083	1	-	0	2	-	0	8	-	100,360	6	-
駒ヶ根市	50,406	14	-	0	3	-	615	6	-	0	2	-	0	8	-	51,020	15	-
中野市	11,687	29	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	11,687	31	-
大町市	50,947	13	-	0	3	-	21,280	2	-	0	2	-	0	8	-	72,227	9	-
飯山市	2,833	55	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	2,833	56	-
茅野市	59,455	11	-	0	3	-	396	8	-	0	2	-	0	8	-	59,851	13	-
塩尻市	45,597	16	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	14,500	1	-	60,097	12	-
佐久市	158,723	1	-	30	1	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	158,753	1	-
千曲市	23,074	21	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	23,074	22	-
東御市	58,654	12	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	58,654	14	-
安曇野市	46,358	15	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	1,900	2	-	48,258	16	-
小海町	12,553	28	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	12,553	30	-
川上村	32,252	17	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	32,252	17	-
南牧村	10,186	33	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	10,186	34	-
南相木村	949	63	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	949	63	-
北相木村	973	62	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	973	62	-
佐久穂町	116,754	4	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	116,754	4	-
軽井沢町	25,605	19	-	0	3	-	394	9	-	0	2	-	0	8	-	25,999	19	-
御代田町	28,689	18	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	28,689	18	-
立科町	19,398	23	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	19,398	24	-
青木村	4,993	47	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	4,993	48	-
長和町	24,809	20	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	24,809	20	-
下諏訪町	4,758	48	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	4,758	49	-
富士見町	71,090	8	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	71,090	10	-
原村	8,991	35	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	8,991	36	-
辰野町	8,846	37	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	8,846	38	-
箕輪町	18,696	25	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	18,696	26	-
飯島町	13,834	26	-	0	3	-	2	14	-	0	2	-	90	7	-	13,926	27	-
南箕輪村	12,981	27	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	12,981	28	-
中川村	5,594	43	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	5,594	44	-
宮田村	5,273	46	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	5,273	47	-
松川町	19,167	24	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	19,167	25	-
高森町	11,164	31	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	11,164	32	-
阿南町	2,682	56	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	2,682	57	-
阿智村	2,322	58	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	2,322	58	-
平谷村	998	61	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	998	61	-
根羽村	281	72	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	281	72	-
下條村	5,709	42	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	5,709	43	-
売木村	341	68	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	341	68	-
天龍村	443	66	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	443	66	-
泰阜村	523	64	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	523	65	-
喬木村	6,088	40	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	6,088	41	-
豊丘村	3,189	52	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	3,189	53	-
大鹿村	328	70	-	0	3	-	2	13	-	0	2	-	0	8	-	331	69	-
上松町	283	71	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	283	71	-
南木曾町	2,182	59	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	2,182	59	-
木祖村	341	67	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	341	67	-
王滝村	330	69	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	330	70	-
大桑村	5,414	45	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	5,414	46	-
木曾町	8,881	36	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	8,881	37	-
麻績村	3,544	51	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	3,544	52	-
生坂村	2,659	57	-	0	3	-	21,220	3	-	0	2	-	0	8	-	23,879	21	-
山形村	5,908	41	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	5,908	42	-
朝日村	7,006	38	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	7,006	39	-
筑北村	3,070	53	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	3,070	54	-
池田町	6,110	39	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	6,110	40	-
松川村	9,799	34	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	9,799	35	-
白馬村	496	65	-	0	3	-	180	10	-	0	2	-	0	8	-	676	64	-
小谷村	26	76	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	26	76	-
坂城町	10,444	32	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	10,444	33	-
高布施町	5,463	44	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	5,463	45	-
高山村	3,681	49	-	0	3	-	420	7	-	20	1	-	0	8	-	4,121	50	-
山ノ内町	1,435	60	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	1,435	60	-
木島平村	97	74	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	97	74	-
野沢温泉村	56	75	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	56	75	-
信濃町	3,057	54	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	3,057	55	-
小川村	165	73	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	165	73	-
飯綱町	3,661	50	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	3,661	51	-
栄村	17	77	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	17	77	-
市町村不明	0	78	-	0	3	-	0	15	-	0	2	-	0	8	-	0	78	-
合計	1,785,900			60			103,257			20			20,055			1,909,292		

長野県市町村別再生可能エネルギー設備「認定容量」
【H27年12月末時点・新規認定設備】

(導入件数(件))



長野県市町村別再生可能エネルギー設備「導入容量」
【H27年12月末時点・新規認定設備】

導入容量(単位:件kW)

※本表の数値は、平成24年7月1日より開始された「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」において平成27年12月末までに認定された設備(新規認定分)(運転開始分)の容量をあらわします。

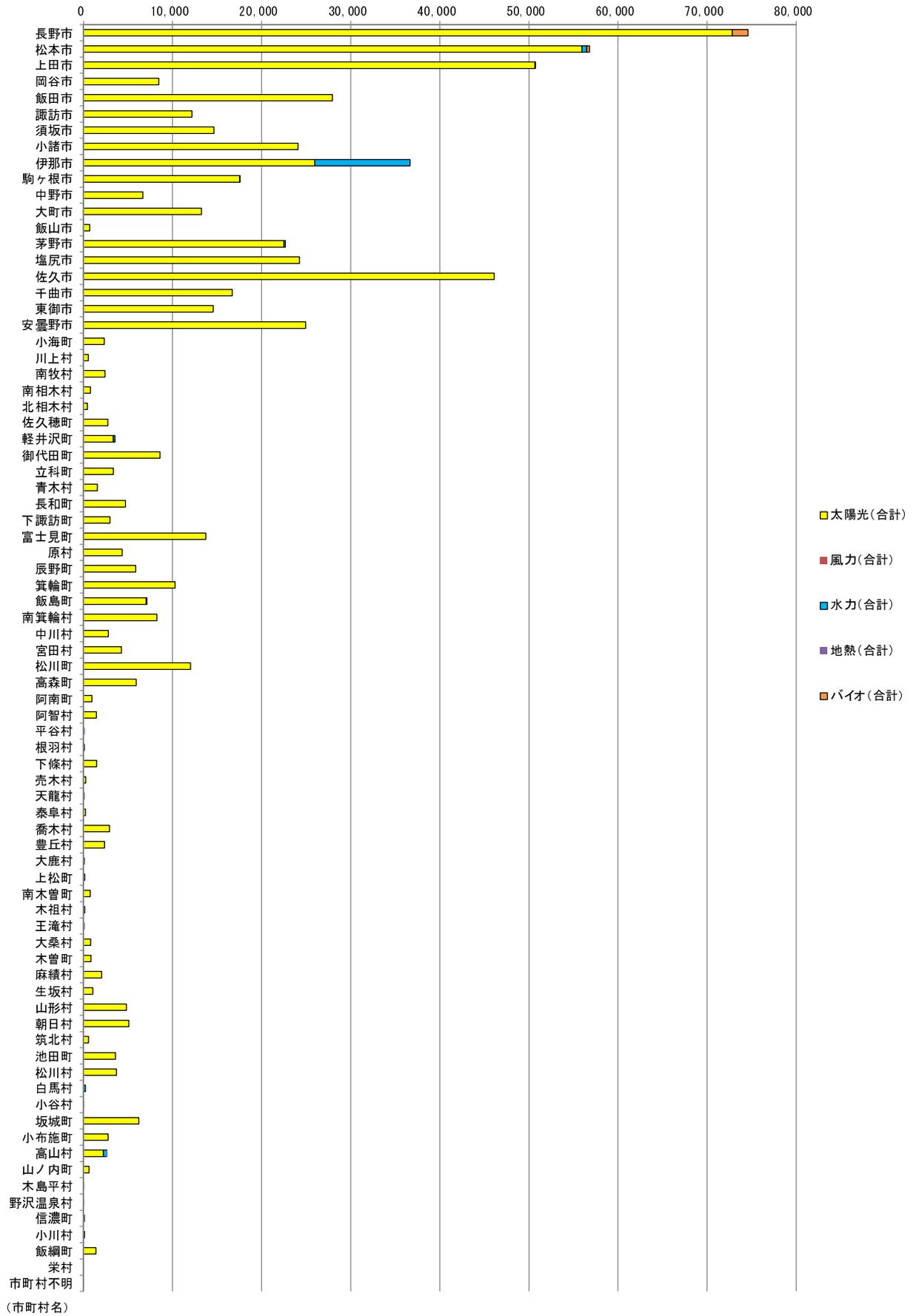
※「新規認定設備」とは、固定価格買取制度開始後に新たに認定を受けた設備です。

※バイオマス発電設備については、バイオマス比率が考慮された数値を集計しています。

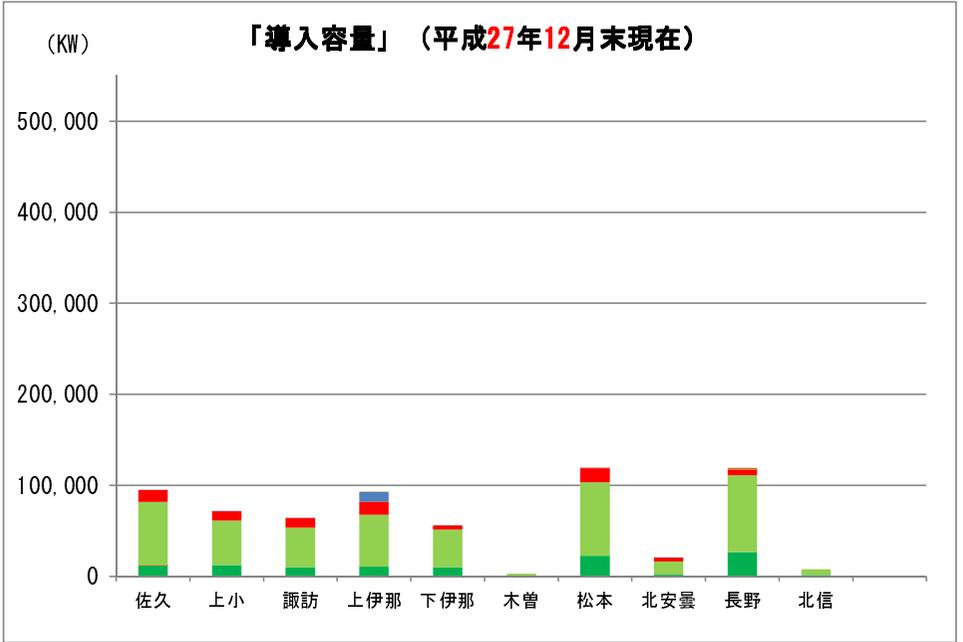
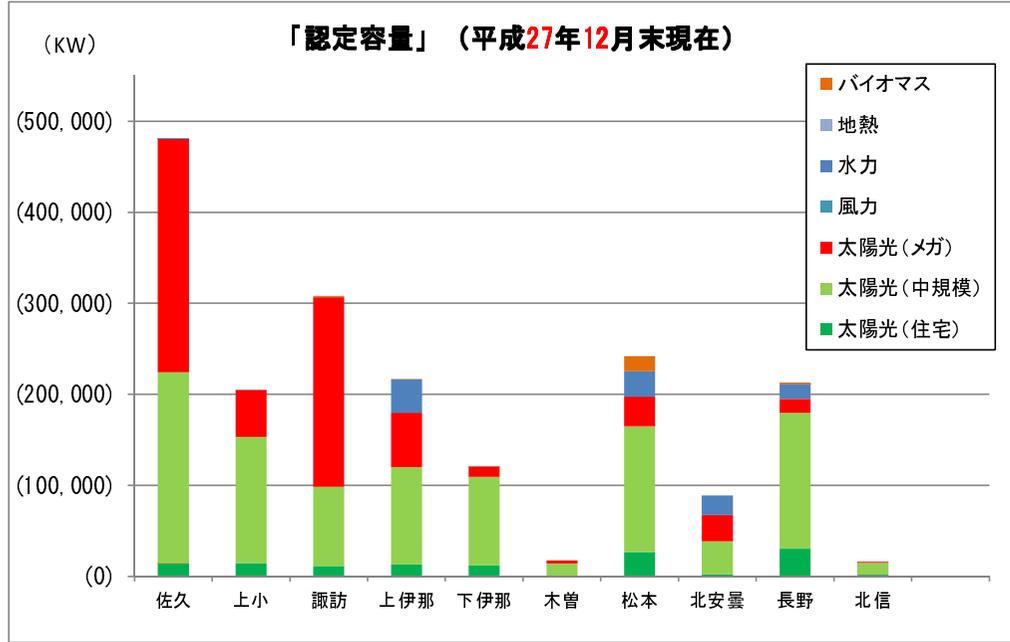
市町村名	太陽光(合計)		風力(合計)		水力(合計)		地熱(合計)		バイオ(合計)		合計	
	順位	導入割合	順位	導入割合	順位	導入割合	順位	導入割合	順位	導入割合	順位	導入割合
長野市	72,824	1	0	1	0	10	0	2	1,775	1	74,599	1
松本市	55,961	2	0	1	531	2	0	2	315	2	56,806	2
上田市	50,678	3	0	1	61	7	0	2	0	4	50,739	3
岡谷市	8,455	21	0	1	0	10	0	2	0	4	8,455	21
飯田市	27,939	5	0	1	0	10	0	2	0	4	27,939	6
諏訪市	12,195	17	0	1	0	10	0	2	0	4	12,195	17
須坂市	14,643	13	0	1	0	10	0	2	0	4	14,643	13
小諸市	24,102	9	0	1	0	10	0	2	0	4	24,102	9
伊那市	25,964	6	0	1	10,712	1	0	2	0	4	36,676	5
駒ヶ根市	17,533	11	0	1	45	8	0	2	0	4	17,578	11
中野市	6,675	24	0	1	0	10	0	2	0	4	6,675	24
大町市	13,249	16	0	1	0	10	0	2	0	4	13,249	16
飯山市	722	57	0	1	0	10	0	2	0	4	722	57
茅野市	22,520	10	0	1	141	6	0	2	0	4	22,661	10
塩尻市	24,262	8	0	1	0	10	0	2	0	4	24,262	8
佐久市	46,110	4	0	1	0	10	0	2	0	4	46,110	4
千曲市	16,708	12	0	1	0	10	0	2	0	4	16,708	12
東御市	14,575	14	0	1	0	10	0	2	0	4	14,575	14
安曇野市	24,955	7	0	1	0	10	0	2	0	4	24,955	7
小海町	2,344	44	0	1	0	10	0	2	0	4	2,344	45
川上村	541	60	0	1	0	10	0	2	0	4	541	60
南牧村	2,429	42	0	1	0	10	0	2	0	4	2,429	43
南相模村	781	55	0	1	0	10	0	2	0	4	781	55
北相模村	434	61	0	1	0	10	0	2	0	4	434	61
佐久種町	2,740	41	0	1	0	10	0	2	0	4	2,740	41
軽井沢町	3,345	36	0	1	195	4	0	2	0	4	3,540	35
御代田町	8,603	20	0	1	0	10	0	2	0	4	8,603	20
立科町	3,370	35	0	1	0	10	0	2	0	4	3,370	36
青木村	1,571	47	0	1	0	10	0	2	0	4	1,571	47
長和町	4,732	30	0	1	0	10	0	2	0	4	4,732	30
下諏訪町	2,975	37	0	1	0	10	0	2	0	4	2,975	37
富士見町	13,736	15	0	1	0	10	0	2	0	4	13,736	15
原村	4,357	31	0	1	0	10	0	2	0	4	4,357	31
辰野町	5,868	27	0	1	0	10	0	2	0	4	5,868	27
箕輪町	10,294	19	0	1	0	10	0	2	0	4	10,294	19
飯島町	7,049	23	0	1	0	10	0	2	90	3	7,139	23
南箕輪村	8,253	22	0	1	0	10	0	2	0	4	8,253	22
中川村	2,798	39	0	1	0	10	0	2	0	4	2,798	39
中宮村	4,273	32	0	1	0	10	0	2	0	4	4,273	32
高松川町	12,036	18	0	1	0	10	0	2	0	4	12,036	18
高森町	5,928	26	0	1	0	10	0	2	0	4	5,928	26
阿南町	955	52	0	1	0	10	0	2	0	4	955	52
阿平村	1,449	49	0	1	0	10	0	2	0	4	1,449	49
根羽村	67	70	0	1	0	10	0	2	0	4	67	71
下條村	92	68	0	1	0	10	0	2	0	4	92	69
下売村	1,491	48	0	1	0	10	0	2	0	4	1,491	48
天龍村	260	62	0	1	0	10	0	2	0	4	260	62
天龍村	55	71	0	1	0	10	0	2	0	4	55	72
秦皇村	230	63	0	1	0	10	0	2	0	4	230	64
喬木村	2,924	38	0	1	0	10	0	2	0	4	2,924	38
豊丘村	2,361	43	0	1	0	10	0	2	0	4	2,361	44
大鹿村	31	74	0	1	2	9	0	2	0	4	33	74
上松町	154	64	0	1	0	10	0	2	0	4	154	65
南木曾町	756	56	0	1	0	10	0	2	0	4	756	56
木祖村	143	65	0	1	0	10	0	2	0	4	143	66
大王村	73	69	0	1	0	10	0	2	0	4	73	70
大桑村	827	54	0	1	0	10	0	2	0	4	827	54
木曾町	833	53	0	1	0	10	0	2	0	4	833	53
麻績村	2,038	46	0	1	0	10	0	2	0	4	2,038	46
生坂村	1,066	51	0	1	0	10	0	2	0	4	1,066	51
山形村	4,837	29	0	1	0	10	0	2	0	4	4,837	29
朝日村	5,100	28	0	1	0	10	0	2	0	4	5,100	28
筑北村	588	59	0	1	0	10	0	2	0	4	588	59
池田町	3,599	34	0	1	0	10	0	2	0	4	3,599	34
松川村	3,703	33	0	1	0	10	0	2	0	4	3,703	33
白馬村	52	72	0	1	180	5	0	2	0	4	232	63
小谷村	6	75	0	1	0	10	0	2	0	4	6	75
小坂町	6,227	25	0	1	0	10	0	2	0	4	6,227	25
布施町	2,782	40	0	1	0	10	0	2	0	4	2,782	40
高山村	2,224	45	0	1	420	3	20	1	0	4	2,664	42
山内町	627	58	0	1	0	10	0	2	0	4	627	58
木島平村	5	76	0	1	0	10	0	2	0	4	5	76
野沢温泉村	52	72	0	1	0	10	0	2	0	4	52	73
信濃町	96	67	0	1	0	10	0	2	0	4	96	68
小川村	127	66	0	1	0	10	0	2	0	4	127	67
飯綱町	1,416	50	0	1	0	10	0	2	0	4	1,416	50
栄村	0	77	0	1	0	10	0	2	0	4	0	77
市町村不明	0	77	0	1	0	10	0	2	0	4	0	77
合計	635,772		0		12,287		20		2,180		650,259	

長野県市町村別再生可能エネルギー設備「導入容量」
【H27年12月末時点・新規認定設備】

(導入容量(kW))



再生可能エネルギー発電設備導入状況(新規認定分・地方事務所別)



(上段は「導入容量」、下段括弧内は「認定容量」)

設備認定(kW)	佐久	上小	諏訪	上伊那	下伊那	木曽	松本	北安曇	長野	北信	合計
太陽光発電(住宅) (10kW未満)	12,714 (14,897)	12,476 (14,688)	10,089 (11,406)	10,747 (13,141)	10,163 (12,304)	541 (633)	22,750 (26,755)	1,973 (2,244)	26,480 (30,634)	1,564 (1,892)	109,497 (128,596)
太陽光発電(小中規模) (10kW以上1000kW未満)	69,165 (209,351)	48,855 (138,652)	43,369 (87,012)	56,990 (106,706)	41,158 (97,022)	2,244 (13,798)	80,457 (137,982)	14,425 (36,367)	84,818 (149,049)	6,517 (13,232)	447,999 (989,171)
太陽光発電(メガソーラー) (1,000kW以上)	12,920 (256,445)	10,225 (51,465)	10,780 (208,121)	14,294 (60,059)	4,499 (11,374)	0 (3,000)	15,600 (32,670)	4,210 (28,766)	5,748 (15,233)	0 (1,000)	78,276 (668,134)
風力発電	0 (60)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (60)
水力発電	195 (394)	61 (61)	141 (396)	10,757 (36,700)	2 (174)	0 (0)	531 (27,931)	180 (21,460)	420 (16,141)	0 (0)	12,287 (103,257)
地熱発電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	20 (20)	0 (0)	20 (20)
バイオマス発電 (※バイオマス発電比率考慮あり)	0 (0)	0 (0)	0 (1,025)	90 (90)	0 (360)	0 (0)	315 (16,715)	0 (0)	1,775 (1,865)	0 (0)	2,180 (20,055)
合計	94,993 (481,147)	71,618 (204,866)	64,379 (307,960)	92,878 (216,696)	55,822 (121,235)	2,786 (17,431)	119,653 (242,053)	20,788 (88,838)	119,262 (212,943)	8,081 (16,124)	650,259 (1,909,292)

(2) 太陽光発電施設（設置面積1,000㎡以上又は発電設備容量1,000kW以上）設置に係る県内市町村の取組（条例、要綱等）一覧（H28.1末現在）

市町村名	法令等担当窓口 (課、係名)	届出等を要する法令等の有無	根拠規定	条例等名称	主な内容	条例	規則	要綱・要領	規定	基準	ガイドライン	許可・届出	住民への事前説明	事前協議	協定締結	
佐久	小諸市	都市計画課都市計画係	○-有	○-条例	小諸市環境条例施行規則	太陽光発電施設でその面積が500㎡を超える場合には届出が必要。土地の形質変更で500㎡以上の場合、開発協定を締結。	○	○				○届出制	○-要	×-不要	○-要	
	佐久市	建設部公園緑地課	○-有	○-条例	佐久市自然環境保全条例	自然保護地区内または環境保全地区内において500㎡を超える太陽光発電設備を設置する場合。地元等への事前協議、及び市へ事前協議書の提出、また別途定める許可・指導基準に基づく計画内容の審査等を行う。	○	○			○		◎許可制	○-要	×-不要	○-要
		建設部都市計画課	○-有	△-要綱、要領	佐久市開発指導要綱	山林、原野以外の地目の土地に、1000㎡以上の太陽光発電設備を設置する場合であって、土地の区画形質の変更を伴う場合。事前協議1か月前に標識による住民周知、また事前協定書による市への協議、事業着手届等各種届出。			○		○		○届出制	○-要	○-要	×-不要
	小海町		×-無													
	佐久穂町	住民税務課生活環境係	○-有	○-条例	佐久穂町環境保全条例施行規則	関係法令：佐久穂町環境保全条例 太陽光発電設備（土地に自立して設置するものに限る。）の設置、改修又は増設が1,000㎡以上。別途定める許可・保全基準により対応する。	○	○			○		◎許可制	○-要	○-要	○-要
	川上村		×-無													
	南牧村	産業建設課	○-有	○-条例	南牧村美しいむらづくり条例 南牧村うつくしいむらづくり条例 施行規則	建築及び開発に係る行為全般 関係法令：同左（審査南牧村開発審議会）	○	○					○届出制	×-不要	○-要	×-不要
	南相木村		×-無													
	北相木村		×-無													
	軽井沢町	生活環境課 環境係	○-有	○-条例	軽井沢町の自然保護のための 土地利用行為の手續等に関する 条例	土地に自立して設置する太陽光発電施設について、左記条例の「工作物の新築」に該当し、手続きが必要となる。また、設置に当たっては、別途定める設置基準がある。	○	○			○		○届出制	○-要	○-要	×-不要
	御代田町	企画財政課企画係	○-有	○-条例	御代田町環境保全条例施行規則	関係法令：御代田町環境保全条例 1,000㎡以上の土地へ、土地に自立する太陽光発電設備を設置しようとする場合は、事前の届出が必要。	○	○					◎許可制	○-要	×-不要	×-不要
		建設水道課都市計画係	○-有	○-条例	御代田町風致地区内における建 築等の規制に関する条例	風致地区内において、土地に自立する太陽光発電設備は工作物とみなし、設置しようとする場合は許可が必要。	○	○					◎許可制	×-不要	×-不要	×-不要
立科町	総合政策課企画振興係	○-有	○-条例	立科町開発基本条例	開発面積が1,000㎡を超える開発行為（土地の造成、別荘地の分譲、土地の開墾、その他土地の区画、形質の変更、土石の採取及びその他工作物の新築、増築又は改築等の行為）うち太陽光発電施設はその他工作物に該当。着手の1か月前までに届出が必要。 開発審議会において内容を審議し、開発基本協定を締結する。	○						○届出制	○-要	○-要	○-要	
上小	上田市	都市建設部都市計画課	○-有	○-条例	上田市開発事業の規制に関する 条例	開発面積が3,000㎡を超える太陽光発電施設は、開発行為に該当するとして、届出を義務付け。（条文中で太陽光発電とは特定していない。）	○	○					○届出制	×-不要	×-不要	○-要
		都市建設部都市計画課	○-有	○-条例	上田市景観条例	開発面積が3,000㎡を超える太陽光発電施設は、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採取その他土地の形質の変化及び木竹の伐採に該当する場合は届出を義務付け。（条文中で太陽光発電とは特定していない。）	○	○					○届出制	×-不要	○-要	×-不要
	都市建設部都市計画課	○-有	△-要綱	上田市太陽光発電設備の設置 に関する指導要綱	土地に自立する太陽光発電施設で、開発面積が1,000㎡以上かつ、太陽光発電出力が50kW以上の場合、届出が必要。 届出の40日前までに事前協議書による市への協議また標識による住民周知を行い、標識の設置後速やかに住民説明会を実施。			○				○届出制	○-要	○-要	○-要	
	東御市	市民課生活環境係	○-有	○-条例	東御市環境をよくする条例	太陽光発電等で、出力10kW以上のもの。但し、一般住宅（店舗との併用住宅を含み、賃貸集合住宅は除く。）の屋根及びその敷地内に設置するもの以外を対象とした届出の義務化。（H26.10.1施行）	○	○					○届出制	○-要	×-不要	○-要
	長和町	町民福祉課 生活環境係	○-有	○-条例	長和町自然環境保全条例施行 規則	高さ8メートル又は延べ面積400平方メートルを超える建築物 ただし、法令の規定により許可を受けて行う行為（自然公園法(昭和32年法律第161号)、森林法(昭和26年法律第249号)、河川法(昭和39年法律第167号)、採石法(昭和25年法律第291号)、文化財保護法(昭和25年法律第214号)、長野県自然環境保全条例(昭和46年長野県条例第35号)等の規定による許可又は届出をして行う行為)については、届出を要しない。	○	○					○届出制	○-要	×-不要	×-不要

市町村名	法令等担当窓口 (課、係名)	届出等を要する法令等の有無	根拠規定	条例等名称	主な内容	条例	規則	要綱・要領	規定	基準	ガイドライン	許可・届出	住民への事前説明	事前協議	協定締結		
青木村		×-無															
諏訪市	環境課	▼-検討中	☆-ガイドライン														
	生活環境課環境保全自然エネルギー推進係	○-有	○-条例	諏訪市自然環境保護条例	・パネル設置のみの場合は届出不要。(県条例に準じる) ・保護調整区域内での開発に限り、以下が伴う場合は、諏訪市自然環境保護条例第11条により届出が必要。①⑥⑧のみ協定締結が必要。 ①1ha以上の土地の形質変更 ②高さ13メートル以上又は延べ面積1,000㎡以上の建築物その他工作物の新・改・増築 ③長さ30m以上の送水管設置 ④高さ30m以上の鉄塔設置 ⑤20m以上のダム設置 ⑥長さ1,000m以上の車道設置 ⑦長さ100m以上の送電線設置 ⑧地下水を取水するための掘さく	○	○					○届出制	×-不要	×-不要	○-要		
	都市計画課計画係	○-有	○-条例	諏訪市景観条例	太陽光パネル設置に伴い、下記の行為が生じる場合には届出等の確認を要する。(一般地区の場合) ・一定規模を超える建築物・工作物等を設置。 ・行為に係る土地の面積が3000㎡を超える開発行為。 ・行為に係る土地の面積が1000㎡を超える土地の開墾・土石の採取・鉱物の掘採その他の土地の形質変更。	○	○						○届出制	×-不要	×-不要	×-不要	
	生活環境課環境保全自然エネルギー推進係	○-有	☆-ガイドライン	諏訪市再生可能エネルギー利用施設の設置等に関するガイドライン	・事業者が10kW以上の太陽光を利用した発電施設を土地に設置する場合は、届出が必要。住民説明会の開催や、議事録、設置完了届及び廃止届等の提出を求める。 ・個人が10kW以上の太陽光発電施設を設置する場合は、届出書のみの提出が必要。							○	○届出制	○-要	×-不要	×-不要	
	自然エネルギー推進室	○-有	☆-ガイドライン	茅野市再生可能エネルギー発電設備の設置等に係るガイドライン	10kW以上の再生可能エネルギー発電設備が対象。							○	○届出制	○-要	×-不要	×-不要	
	都市計画課	○-有	○-条例	茅野市景観づくり条例、茅野市景観計画	・10kW以上の太陽光発電設備(一般住宅等で自家消費を目的とするもの以外)が対象。 ・茅野市景観づくり条例第10条の規定に基づく届け出が必要。	○	○						◎許可制	×-不要	×-不要	×-不要	
	下諏訪町		×-無														
	富士見町	総務課企画統計係	○-有	○-条例	富士見町環境保全条例	2,000㎡以上の用地で行う開発行為は許可申請が必要。環境保全審議会の開催。2,000㎡未満の場合該当なし。	○	○						◎許可制	○-要	○-要	×-不要
		総務課企画統計係	○-有	☆-ガイドライン	富士見町再生可能エネルギー発電設備の設置等に係るガイドライン	太陽光発電設備(10kw以上)、その他発電施設。ガイドラインに沿った計画書の提出。一般住宅敷地内等で自家消費を主な目的とした発電設備については対象外。							○	○届出制	○-要	×-不要	×-不要
	原村	建設水道課環境係	○-有	○-条例	・原村環境保全条例 ・原村環境保全条例施行規則	・パネル設置のみの場合は届出不要。(県条例に準じる) ・宅地等開発地内で、1,000㎡以上の土地の形質変更を伴う場合は、開発行為の許可が必要。(保健休養地内は500㎡以上)	○	○						◎許可制	○-要	○-要	×-不要
建設水道課環境係		○-有	☆-ガイドライン	原村再生可能エネルギー発電設備の設置等に係るガイドライン	・一般住宅等で自家消費を主な目的とした発電設備については対象外 ・太陽光発電設備(10kw以上)、風力発電設備、その他発電設備							○	○届出制	○-要	×-不要	×-不要	
伊那市	都市整備課計画係	○-有	○-条例	伊那市景観条例	高さ10mを超えるもの又は築造面積1,000㎡を超えるものは行為着手の30日前までに届出が必要。	○	○						○届出制	×-不要	×-不要	×-不要	
	自然エネルギー推進係	○-有	☆-ガイドライン	伊那市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン	太陽光は50kw以上、その他の再生可能エネルギーは10kw以上の設備を設置する場合の、計画・着工・変更・完了の届出、住民説明会の開催状況報告の提出を求めている。							○	○届出制	○-要	×-不要	×-不要	
駒ヶ根市	環境課環境保全係	○-有	○-条例	駒ヶ根市景観条例	設置面積500㎡を超える地上設置型太陽光発電設備が対象	○							○届出制	○-要	×-不要	×-不要	
	環境課	▼-検討中	☆-ガイドライン	地上への太陽光発電設備設置に関わる説明会等の手引き									○-要				
辰野町	住民税務課生活環境係	○-有	☆-ガイドライン	辰野町再生可能エネルギー発電施設の建設に関するガイドライン	発電施設容量が10kW以上の新設、増設、改修が対象。事業者は建設計画書、説明会実施状況調査書(太陽光は50kW以上)、設置届、廃止届を町に提出する。							○	○届出制	○-要	○-要	×-不要	

市町村名	法令等担当窓口 (課、係名)	届出等を要する法令等の有無	根拠規定	条例等名称	主な内容	条例	規則	要綱・要領	規定	基準	ガイドライン	許可・届出	住民への事前説明	事前協議	協定締結		
上伊那	箕輪町	生活環境課生活環境係	○-有	☆-ガイドライン	箕輪町再生可能エネルギー利用施設の建設等に関するガイドライン	発電施設容量が10kW以上の建設が対象、町への計画・着工・完了に関する届出、住民(住民、地権者、関係区)に説明会の実施に努めなければならない。						○	○届出制	○-要	○-要	×-不要	
	飯島町	住民税務課生活環境係	○-有	○-条例	飯島町地域自然エネルギー基本条例、飯島町自然エネルギー活用発電施設設置手続きに関する規則	関係法令: 飯島町地域自然エネルギー基本条例 事業者が行う手続の明確化。発電施設の容量が10kw以上の新設・増設、大規模な改修を行う場合を対象。(太陽光・小水力・風力・バイオマス・その他自然エネルギーによる発電施設) ①事業者は、事業計画が明らかになった時点で、発電施設設置計画書に必要書類を添付して、町へ提出する。 ②事業者は事前に当該地域(発電施設からの距離100m、風力発電は600m以内)を含む区、耕地・自治会及び隣接の区、耕地・自治会の住民等に対し、十分な事業説明を行う。 ③事業説明会で出た意見を議事録とし、区及び耕地・自治会との協議結果を、発電施設等の設置計画同意書(区、耕地・自治会長の同意書)に添付して、町に届ける。 ④町で、許可証を交付する。→許可。工事着手。農地の場合は、農地転用・農振除外等の手続きを経てから工事着手。 ⑤工事終了後、事業者は環境の保全に関する協定の締結を町と行う。→関係法令: 飯島町さわやか環境保全条例	○	○				◎許可制	○-要	○-要	○-要		
	南箕輪村	住民福祉課生活環境係	○-有	☆-ガイドライン	南箕輪村再生可能エネルギー利用施設の建設等に関するガイドライン	10kW以上の再生可能エネルギー施設建設等をする場合、村への計画・着工・完了に関する届出、住民等への説明会の実施に努めなければならない。						○	○届出制	○-要	×-不要	×-不要	
	中川村	建設水道課 建設係	○-有	○-条例	中川村美しい村づくり条例	最大総出力100kW又は設置面積1,000㎡を超えるもの	○						○	○届出制	×-不要	○-要	×-不要
		住民税務課 生活環境係	○-有	☆-ガイド	中川村再生可能エネルギー利用施設の建設等に関するガイドライン	最大総出力10kWを超えるもの							○	○届出制	×-不要	○-要	×-不要
宮田村	みらい創造課	○-有	☆-ガイドライン	再生可能エネルギー発電施設建設ガイドライン	発電施設の容量が10キロワット以上の新設、増設、改修(以下「建設等」という。)を対象とする。太陽光発電施設、小水力発電施設、風力発電施設、その他再生可能エネルギー発電施設							○	○届出制	○-要	×-不要	×-不要	
飯田市	地域計画課 開発指導係	○-有	○-条例	飯田市土地利用調整条例	関係法令: なし 行為に係る土地の面積が1,000㎡を超えるものは届出を要し、行為に対する基準である特定開発事業等の基準への適合を求める。 基準に適合しない場合は、指導・勧告・公表を行う。 届出の一部は該当地域の地域協議会の長へ通知し、地域協議会の長は地域土地利用計画の推進の見地から意見を述べるができるほか、必要と認める場合は届出者に対し説明会の開催を要請するよう市長に申し出ることができる。それを受けて市長は必要と認める場合は届出者に対し説明会の開催を要請する。 勧告・公表にあたっては、あらかじめ該当地域の地域協議会及び飯田市土地利用計画審議会の意見を聴く(公表は審議会のみ)。	○	○						○	○届出制	×-不要	×-不要	×-不要
	地域計画課 開発指導係	○-有	○-条例	飯田市景観条例	関係法令: 景観法 行為に係る土地の面積が1,000㎡を超えるものは届出を要し、行為に対する基準である景観育成基準への適合を求める。 基準に適合しない場合は、指導・勧告・公表・変更命令等を行う。 届出の一部は該当地域の地域協議会の長へ通知し、地域協議会の長は地域景観計画の推進の見地から意見を述べるができるほか、必要と認める場合は届出者に対し説明会の開催を要請するよう市長に申し出ることができる。それを受けて市長は必要と認める場合は届出者に対し説明会の開催を要請する。 勧告・公表・変更命令等にあたっては、あらかじめ該当地域の地域協議会及び飯田市土地利用計画審議会の意見を聴く(公表は審議会のみ)。	○	○						○	○届出制	×-不要	×-不要	×-不要
	地域計画課 開発指導係	○-有	△-要綱、要領	太陽光発電設備を設置する場合の届出等取扱い要領	関係法令: 景観法、飯田市景観条例、飯田市土地利用調整条例 土地に自立して設置する太陽光発電設備について、「土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更」に該当し、これらの規定による届出が必要とする行為として取扱うものとする。			○					○	○届出制	×-不要	×-不要	×-不要
	環境課環境保全係	○-有	○-条例	飯田市環境保全条例	条例に基づき、3か所の自然環境保全地区を指定。指定地区内の山林または原野を一定規模以上開発する場合は、当該行為開始30日前までに届け出が必要。 ・大平地区 ・竜西地区(山本、三穂、川路を中心とする地区) ・竜東地区(龍江、上久堅、千代を中心とする地区)	○	○							○	○届出制	×-不要	×-不要
松川町	環境水道課環境係	○-有	★-その他(規	松川町自然エネルギー利用推進方針	町、町民等、自然エネルギー事業者は基本理念に沿って自然エネルギー利用を推進する。							○	×届出不要	×-不要	×-不要	×-不要	

	市町村名	法令等担当窓口 (課、係名)	届出等を要する法令等の有無	根拠規定	条例等名称	主な内容	条例	規則	要綱・要領	規定	基準	ガイドライン	許可・届出	住民への事前説明	事前協議	協定締結	
下伊那	松川町	まちづくり政策課まちづくり推進係	○-有	○-条例	松川町土地利用の届出等に関する条例	太陽光発電設備について土地の形質の変更該当し、面積が500m ² を超えるものは着手60日前までに届け出が必要。	○	○					○届出制	○-要	×-不要	×-不要	
	高森町	建設課 管理係	○-有	○-条例	高森町土地利用の届出等に関する条例	関係法令:建築基準法、都市計画法、景観法 500m ² 以上の開発行為をする場合は、60日前までに届出なければいけない。配慮すべき事項がある場合は、開発事業者等に通知を行う。	○						○届出制	×-不要	×-不要	×-不要	
	阿南町		×-無														
	阿智村	地域経営課環境政策係	○-有	○-条例	阿智村自然環境保全条例	村長が保全地区を指定した場合、保全地区内において次の行為を行う場合は、行為を開始する日前30日までに届出必要。 (1)建築物その他の工作物の新築、改築または増築 (2)宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質変更 (3)木竹の伐採 (4)土石類の採取 (5)その他前各号に準ずる行為	○						○届出制	×-不要	×-不要	○-要	
			○-有	△-要綱、要領	阿智村開発行為等指導要綱	上記条例により指定されているかいないかにかかわらず、村内において開発行為を行う場合は、当該行為着手日の30日前までに届出が必要。 (開発行為の種類と規模→別紙要綱のとおり)			○				○届出制	×-不要	×-不要	○-要	
	平谷村		×-無														
	根羽村	総務課	○-有	○-条例	根羽村自然環境保全条例	宅地等開発 1,000平方メートル以上の造成及びその土地の形質変更を行う行為で、一棟の延べ床面積が400平方メートル以上又は高さ10メートル以上の建築物の建設	○	○					◎許可制	○-要	○-要	○-要	
	下條村	振興課、建設係	○-有	○-条例	下條村自然環境保全条例	関係法令:自然環境保全条例 ・1,000m ² 以上の土地の区画形質を変更するときは、あらかじめ村長にその旨を届け出なければならない。 ・村長は必要に応じ、環境保全審議会の意見を聞くことが出来、必要と認めるときは、計画変更・廃止を指導または勧告することができる。	○						○届出制	×-不要	×-不要	×-不要	
	売木村		×-無														
	天龍村		×-無														
泰阜村		×-無															
喬木村		×-無															
豊丘村		×-無															
大鹿村	総務課 企画財政係	○-有	○-条例	大鹿村美しい村づくり条例 大鹿村美しい村づくり条例施行規則	関係法令:なし 土地の形質の変更で、面積が1,000m ² 以上の場合は届出	○	○					○届出制	×-不要	×-不要	×-不要		
木曾	上松町		×-無														
	南不曽町		×-無														
	木曾町		×-無														
	木祖村		×-無														
	王滝村		×-無														
	大桑村		▼-検討中														
松本	松本市	都市政策課 都市デザイン担当	○-有	○-条例	松本市景観条例	関係法令:景観法 工作物の建設等で高さ13mを超えるもの又は築造面積1,000m ² を超えるもの。 景観計画により行為制限を定め、市が適合審査を行い、適合しない場合、指導・勧告・変更命令を行う。	○	○					◎許可制	×-不要	×-不要	×-不要	
		都市政策課	○-有	★-その他(規定、基準等)	松本市再生可能エネルギー発電設備の設置に関する指導基準	対象となる設備→事業者が行う発電設備 対象となる規模→敷地の面積が1,000m ² を超えるもの。 主な内容→区域、造成、がけ面の保護、雨水排水施設等の指導、住民等に対する調整の指導					○	○届出制	○-要	×-不要	×-不要		
	塩尻市		×-無														
	安曇野市	都市計画課 計画係	○-有	○-条例	安曇野市の適正な土地利用に関する条例	太陽光発電施設の敷地面積が拠点、準拠点区域については1,000m ² を超えるもの、それ以外の区域については200m ² を超えるものについて、条例上「特定開発事業」となり、安曇野市土地利用審議会により「特定開発事業の認定に関する指針の運用」に沿って審議され、市長が認定する。	○	○				○	◎許可制	○-要	○-要	×-不要	
	麻績村	住民課 環境衛生係	○-有	○-条例	麻績村環境保全条例	開発事業の規制(その他の開発事業) 2,000m ² 以上の土地の形質変更及び高さ2mを超える切土、盛土を伴う土地の形質変更	○	○					◎許可制	○-要	○-要	×-不要	
			▼-検討中		太陽光発電施設設置に関する条例												

市町村名	法令等担当窓口 (課、係名)	届出等を要する法令等の有無	根拠規定	条例等名称	主な内容	条例	規則	要綱・要領	規定	基準	ガイドライン	許可・届出	住民への事前説明	事前協議	協定締結
生坂村		×-無													
山形村		×-無													
朝日村		×-無													
筑北村		×-無													
北安曇	大町市	建設課	○-有	△-要綱、要領	大町市開発指導要綱	(1) 開発行為において、開発区域の面積が1,000平方メートル以上のもの (2) 土地に自立した太陽光発電設備又は資材置場の建設等、現状の土地利用を著しく変更する行為で、開発区域の面積が1,000平方メートル以上のもの (3) 前2号に該当する行為において、施工時期にかかわらず、当該行為と一体的な行為と認められるもので、その合計面積が1,000平方メートル以上のもの。ただし、その行為が周辺環境に及ぼす影響が小さいと認められる場合を除く。 (4) 建築物等の建築において、建築面積が1,000平方メートル以上のもの又は中高層建築物。ただし、その行為が周辺環境に及ぼす影響が小さいと認められる場合を除く。 (5) その他市長が必要と認めるもの						○届出制	×-不要	○-要	×-不要
	池田町	総務課まちづくり推進係	○-有	○-条例	池田町の土地利用及び開発指導に関する条例	10㎡を超えるものは申請が必要。更に開発区域が500mを超えるものは住民説明会等が必要。また、エリアにより設置の可否が異なる。屋根設置は対象外。	○	○				◎許可制	○-要	○-要	○-要
	松川村	総務課政策企画係	○-有	○-条例	松川村むらづくり条例	関係法令：松川村むらづくり条例 ①新規に地面に設置する場合 土地の区画形質を変更する行為又は現状の土地利用を著しく変更する行為で、その面積が500平方メートルを超えるもの ②既存施設の屋根等を利用して設置する場合 上記①の手続きを過去に行っている場合は変更届。それ以外は上記①と同じ	○	○	○			◎許可制	○-要	○-要	○-要
	白馬村	総務課企画係	○-有	○-条例	白馬村環境基本条例	関係法令：景観法 工作物の建設等で高さ18mを超えるもの又は、土地の形質変更等が3,000平方メートルを超える事業。着手3ヶ月前までに事前協議を行い、村長との環境保全協定の締結が必要。	○	○				◎許可制	○-要	○-要	○-要
	小谷村		×-無												
長野市	都市計画課	○-有	○-条例	長野市風致地区内における建築等の規制に関する条例	風致地区内で建築等の行為を行う場合には、風致地区の規制に関する許可が必要。	○	○					◎許可制	×-不要	×-不要	×-不要
	まちづくり推進課	○-有	○-条例	長野市の景観を守り育てる条例	1,000㎡を超える建築物・工作物を建設する又は3,000㎡を超える土地の形質の変更を行う場合は、工事着手の30日前までに届出が必要。	○	○					◎許可制	×-不要	×-不要	×-不要
	環境政策課	○-有	○-条例	長野市自然環境保全条例	保全地域内において、建築等の行為をする場合は許可が必要。	○	○					◎許可制	×-不要	×-不要	×-不要
	環境政策課	○-有	☆-ガイドライン	長野市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン	土地に自立して設置する50kW以上の太陽光発電施設を設置しようとする場合は、隣接住民等に対する説明会等を実施し、工事を着手する日の30日前までに届出書を提出する。						○	○届出制	○-要	×-不要	×-不要
須坂市	政策推進課 政策秘書係	○-有	★-その他(規定、基準等)	開発行為等調整委員会内部規定	【まちづくり課】景観法に基づく事前届出は、須坂市景観計画に定める「一般地域(面積1,000㎡)」、「景観育成重点地区(300㎡)」を超えた場合に必要。【農業委員会】農地法4条1項の規定による農地転用許可申請が必要。				○		○届出制	×-不要	○-要	×-不要	
千曲市	建設課建築監理係	○-有	△-要綱、要領	千曲市宅地開発等指導要綱	1000㎡以上の宅地開発等をおこなう場合、当該計画を市長に協議しなければならない。			○				○届出制	○-要	○-要	○-要
	都市計画課計画係	○-有	○-条例	千曲市美しいまちづくり景観条例	関係法令：景観法 農地転用等で1000㎡を超える土地の形質の変更を行う場合に届け出が必要。	○	○					○届出制	×-不要	×-不要	×-不要
	坂城町		×-無												
小布施町	建設水道課都市計画係	○-有	○-条例	小布施町うるおいのある美しいまちづくり条例	景観計画区域における行為の届出(全域)・事前協議(景観形成重点地区)が必要。	○	○					○届出制	×-不要	○-要	×-不要
高山村	総務課企画財政係	○-有	○-条例	高山村開発行為の調整に関する条例	1000㎡以上の土地の区画若しくは形質の変更又は建築物等を建設する行為	○	○					◎許可制	×-不要	○-要	×-不要
	総務課企画財政係	○-有	○-条例	高山村景観条例	太陽電池モジュールの合計面積が500㎡を超えた場合に届出	○	○					◎許可制	×-不要	×-不要	×-不要
信濃町	総務課まちづくり企画係	○-有	△-要綱、要領	信濃町土地利用事業等の適正化に関する指導要綱	施行区域の面積が1,000㎡以上を越える場合、別途定める指導基準により対応			○				○届出制	○-要	○-要	○-要

市町村名	法令等担当窓口 (課、係名)	届出等を要する法令等の有無	根拠規定	条例等名称	主な内容	条例	規則	要綱・要領	規定	基準	ガイドライン	許可・届出	住民への事前説明	事前協議	協定締結
飯綱町	住民税務課生活環境係	○-有	○-条例	飯綱町自然環境保全条例施行規則	関係法令: 自然環境保全条例。建築物1棟の延べ床面積が400㎡以上、建築物等の高さ10m以上の建設、その他自然環境の保全に支障を及ぼすおそれのある地形の変更、施設の設置。地域住民組織からの意見聴取。自然環境保全協定の締結。	○	○					◎許可制	○-要	○-要	○-要
小川村		×-無													
中野市		×-無													
北信	飯山市	まちづくり課まち並整備係	○-有	○-条例	飯山市景観条例施行規則	関係法令: 飯山市景観条例 電気供給施設、通信等施設の新設・増設・改築又は移転について、高さ8メートル又は築造面積20平方メートルを超える場合。	○	○				○届出制	○-要	×-不要	×-不要
	山ノ内町		▼-検討中												
	木島平村	建設課農村整備係	○-有	○-条例	木島平村自然保護条例	関係法令: 自然環境保全部 工作物の建設等で高さ15mを超えるもの又は延べ面積500㎡を超える場合。 別途定める許可・指導基準により対応する。	○	○				◎許可制	×-不要	○-要	×-不要
	野沢温泉村	観光産業課 商工観光係	○-有	○-条例	野沢温泉村うるおいのある美しいまちづくり条例	関係法令: 野沢温泉村うるおいのある美しいまちづくり条例 建築物、工作物、広告物の建設等・土地の変更・その他景観に影響を及ぼす行為に対し届け出を求め、街づくり推進委員会において指導助言を行う。	○	○				○届出制	×-不要	×-不要	×-不要
	栄村	商工観光課	○-有	○-条例	栄村自然環境保護条例	関係法令: 自然保護条例 工作物の建設等で高さ16m以上又は延面積500㎡以上、1.0ha以上の立木伐採の場合届出	○					○届出制	○-要	○-要	×-不要

※条例等の「○」をクリックすると当該条例等の掲載ページが開きます。

○県内市町村において太陽光発電施設(1件当たりの設置面積1,000㎡以上のもの又は発電設備容量が1,000kW以上のもの)を設置する場合に対象となる条例等を掲載しています(H28.1末時点)。

なお、本表は県独自に取りまとめたものであり、開発にあたっての参考として掲載しています。また、本表に記載されていない市町村の規制等がある場合もありますので、詳細については該当市町村にお問い合わせください。

○本表における「許可制」、「届出制」、「届出不要」の基準

・「許可制」

条例等で基準を設け、その基準に適合しない場合には事業者に対し是正を求め、是正されない場合には事業者に対して不利益となる可能性のある行為(※)を行うことが予定されているもの。

※不利益となる可能性のある行為は、罰則、公表等の事業者の不利益となる可能性のあるものであり、勧告は含まれない。

・「届出制」

事業者に対し、市町村がその事業内容を把握することが可能となる手続を求めているもの。

・「届出不要」

事業者に対し、市町村がその事業内容を把握することが可能ではない手続を求めているもの。(例: 事業者に対して近隣住民への説明のみを求めている場合。)

条 例			要綱・ガイドライン等	
許可制	届出制		届出制	
長野市	上田市	飯田市	長野市	松本市
松本市	諏訪市	小諸市	上田市	飯田市
茅野市	伊那市	駒ヶ根市	諏訪市	須坂市
佐久市	飯山市	千曲市	伊那市	大田市
安曇野市	東御市	南牧村	茅野市	佐久市
佐久穂町	軽井沢町	立科町	千曲市	富士見町
御代田町	長和町	中川村	原村	辰野町
富士見町	松川町	高森町	箕輪町	南箕輪村
原村	阿智村	下條村	中川村	宮田村
飯島町	大鹿村	小布施町	松川町	阿智村
根羽村	野沢温泉村	栄村	信濃町	
麻績村				
池田町				
松川村				
白馬村				
高山村				
飯綱町				
木島平村				
18	22		21	
61				

着色市町村は複数カウント、下線は新規取組のある市町村 (延べ数)

取組のある市町村 **47**
(H27.5末時点では47市町村)

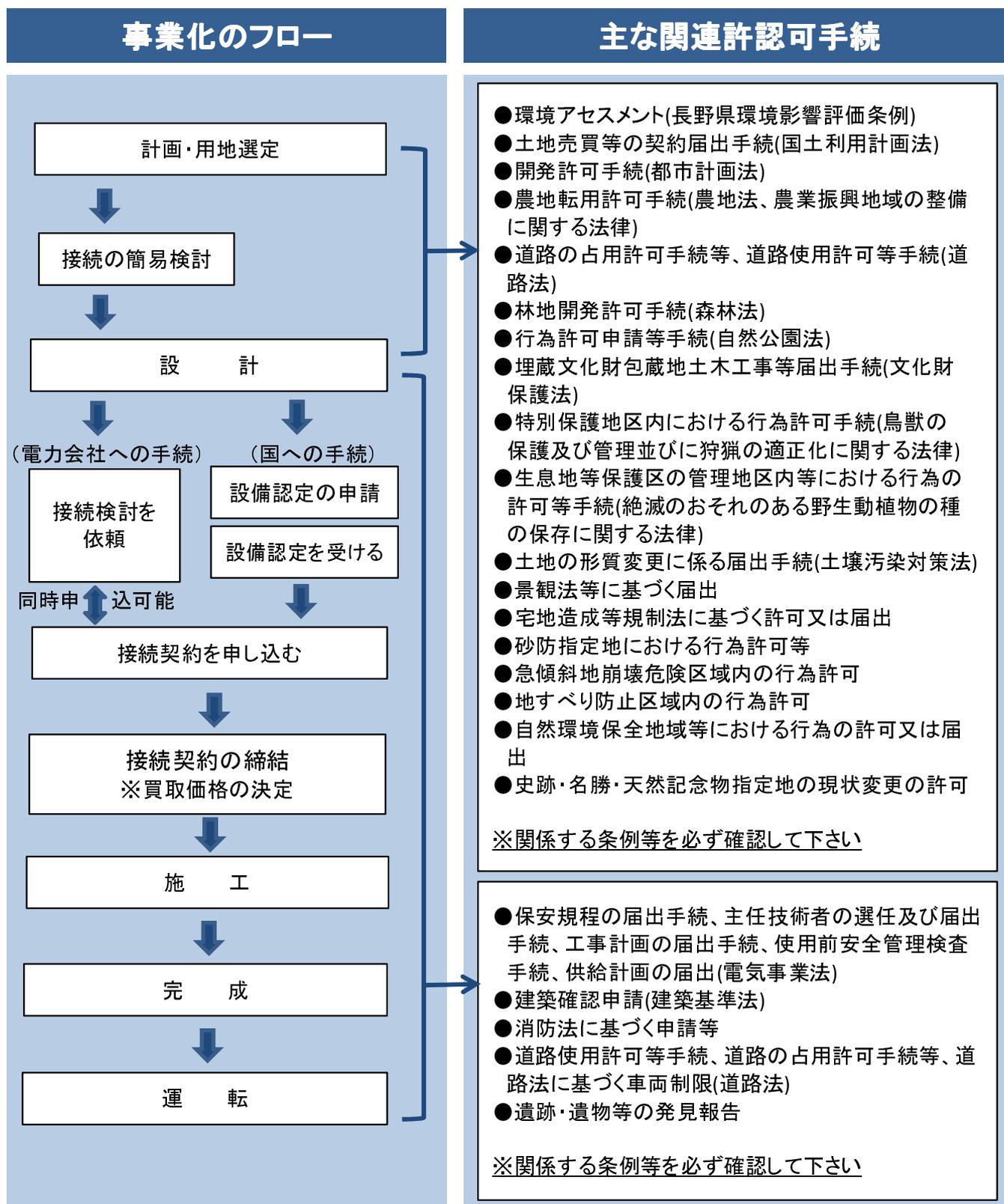
(3) 支援制度概要

(参考：「再生可能エネルギー事業支援ガイドブック（平成28年度版）」資源エネルギー庁)

区分	目的	制度名	
導入支援	融資を受けたい	環境・エネルギー対策貸付（非化石エネルギー）	国
		長野県中小企業融資制度資金（新事業活性化資金）	県
	税制の優遇を受けたい	エネルギー環境負荷低減推進税制（グリーン投資減税）	国
		住宅省エネルギーリフォーム減税（投資型）	国
		再生可能エネルギー等発電設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）	国
	地域の事業者等が主導して再生可能エネルギー発電に取り組みたい	自然エネルギー地域発電推進事業	県
	自家消費型の再生可能エネルギー発電設備を導入したい	再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金	国
	自家消費型・地産地消型の再生可能エネルギー設備の導入等をしたい	再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業	国
	農山漁村活性化のために整備された施設等に再生可能エネルギーを供給したい	農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）	国
	公立学校に太陽光発電設備等を導入したい	学校施設環境改善交付金（うち太陽光発電等導入事業）	国
	農業水利施設を活用した太陽光発電を行いたい	小水力等再生可能エネルギー導入推進事業	国
	再生可能エネルギー由来の水素ステーションを導入したい	再エネ等を活用した水素社会推進事業	国
	地域における低炭素化プロジェクトに出資を受けたい	地域低炭素投資促進ファンド事業	国
	低炭素化プロジェクトへの融資について利子補給を受けたい	環境金融の拡大に向けた利子補給事業（環境リスク調査融資促進利子補給事業）	国
再生可能エネルギー設備を、頭金の負担なく導入したい	エコリース促進事業	国	
実証・モデル事業	地産地消型のエネルギーシステムを構築するための調査・計画策定や設備導入をしたい	地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金	国
	災害に強い、地産地消型エネルギーシステムの実証を行いたい	自立・分散型低炭素エネルギー社会構築推進事業	国
	水道施設へ太陽光発電設備を導入したい	上水道システムにおける省CO2促進モデル事業	国
調査	農林漁業者等が主導して再生可能エネルギー発電に取り組みたい	農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業	国
	農山漁村の活性化を目指した「再生可能エネルギーの地産地消」の導入に取り組みたい	農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業	国
	廃棄物埋立処分場等へ太陽光発電設備を導入したい（補助事業）	廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業（補助事業）	国
	廃棄物埋立処分場等へ太陽光発電設備を導入したい（委託事業）	廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業（委託事業）	国
研究開発その他	新エネルギーに関する新たな技術を開発したい	新エネルギーベンチャー技術革新事業	国
	高性能・高信頼性の太陽電池を低コスト化したい	高性能・高信頼性太陽光発電の発電コスト低減技術開発	国
	温室効果ガス削減に大きな可能性を有する技術開発について知りたい	戦略的創造研究推進事業先端的低炭素化技術開発（ALCA）	国
	太陽光発電システムについて効率向上・低コスト化したい。また、太陽光パネルのリサイクル技術を低コスト化したい	太陽光発電システム維持管理及びリサイクル技術開発	国

(4) 設備導入の流れ (必要な手続き等)

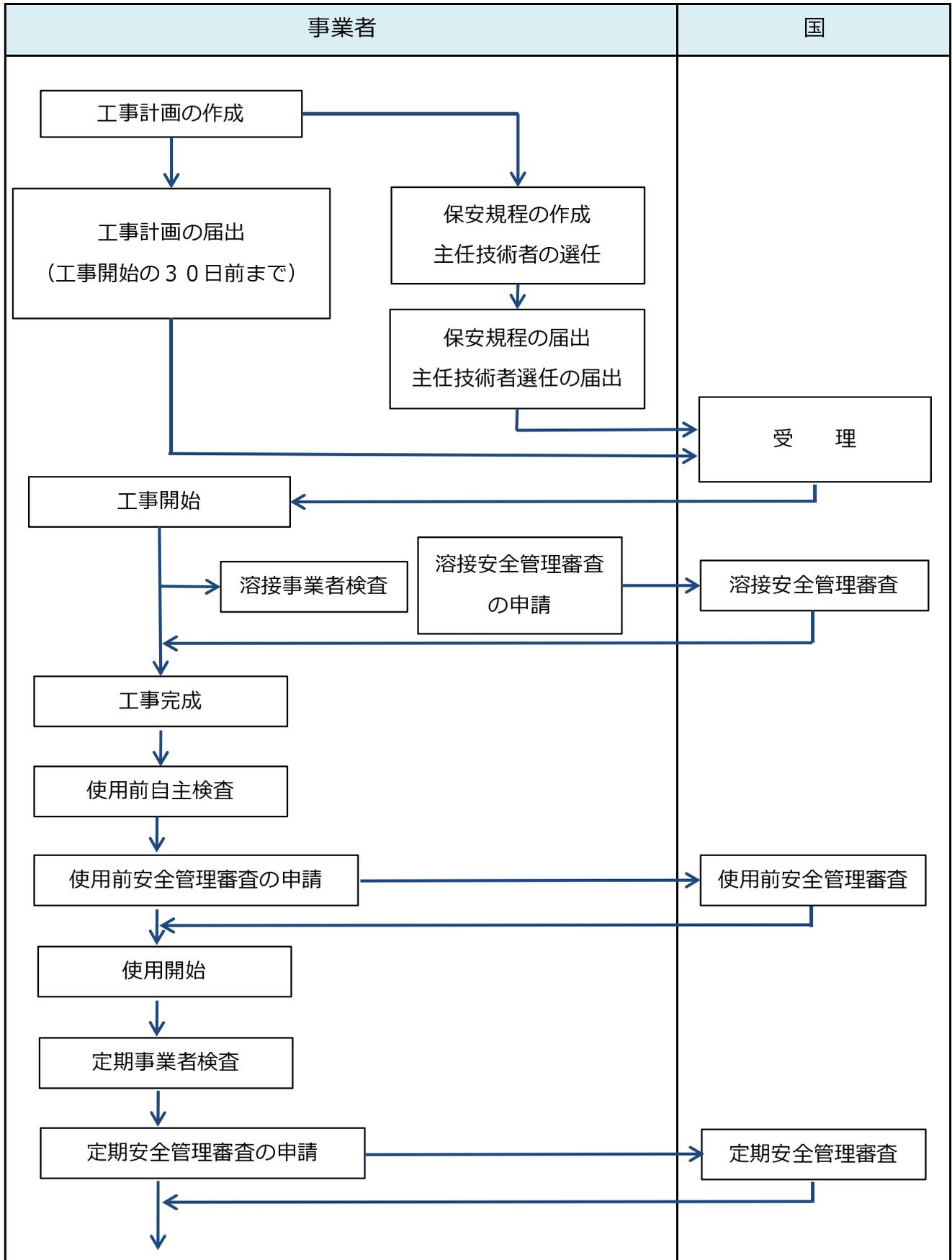
(参考: 「再生可能エネルギー事業支援ガイドブック(平成28年度版)」資源エネルギー庁)



主な許認可手続のフロー等

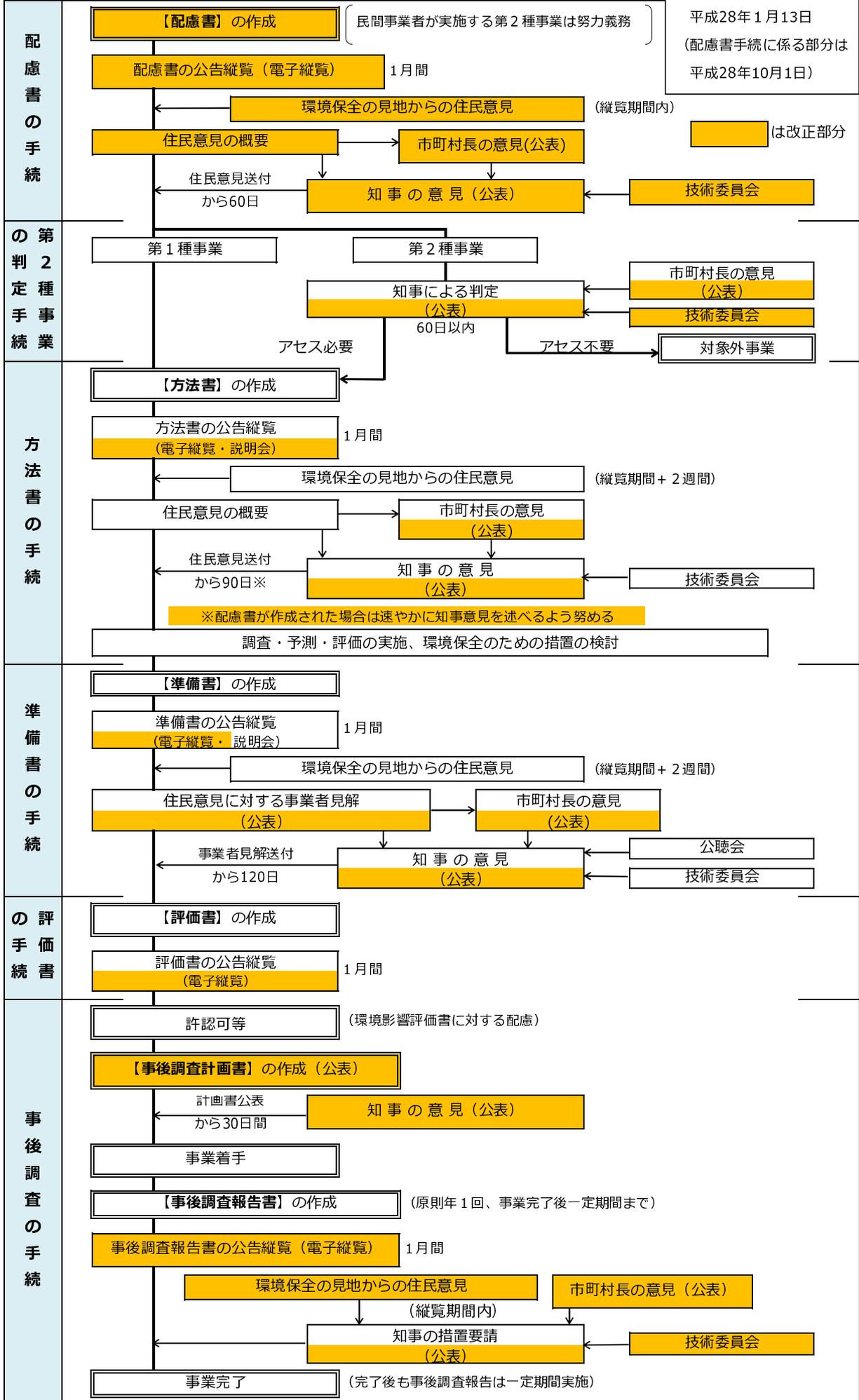
(参考：「再生可能エネルギー事業支援ガイドブック（平成28年度版）」資源エネルギー庁)

電気事業法に係る工事計画届出等の手続

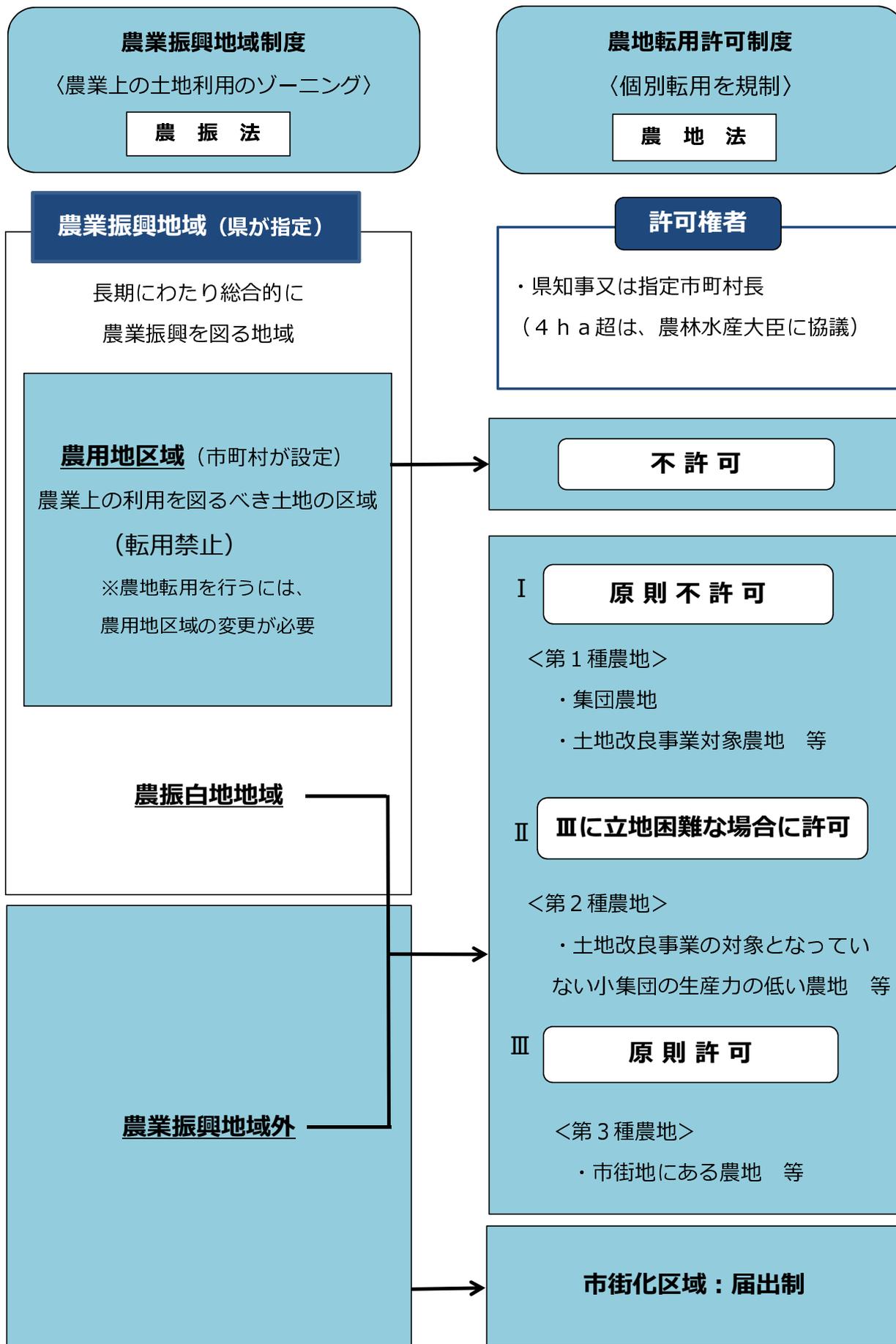


長野県環境影響評価条例の手続の流れ

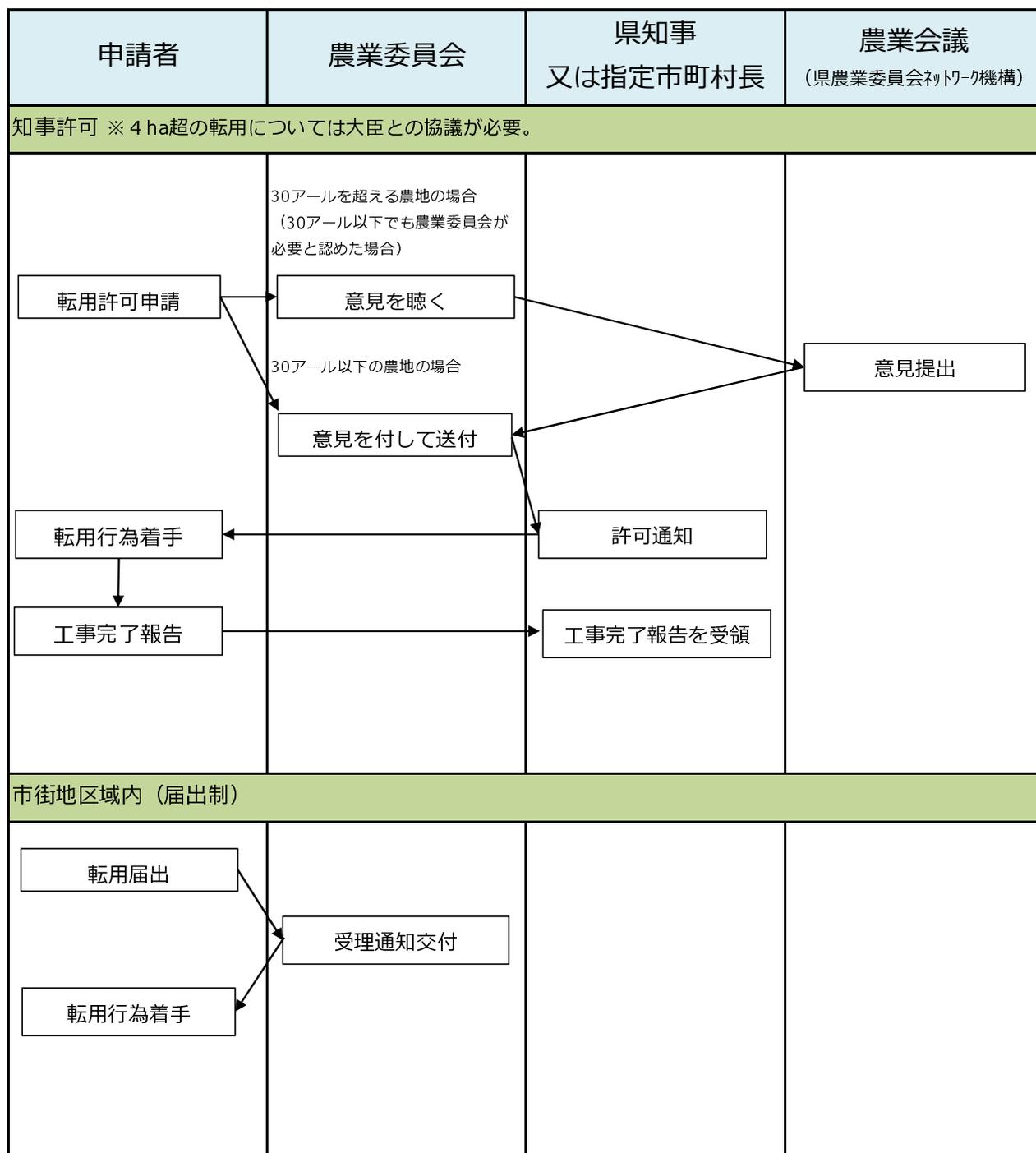
【改正条例の施行日】
平成28年1月13日
(配慮書手続に係る部分は平成28年10月1日)



農業振興地域制度及び農地転用許可制度の概要



農地法に係る農地転用許可の手続フロー

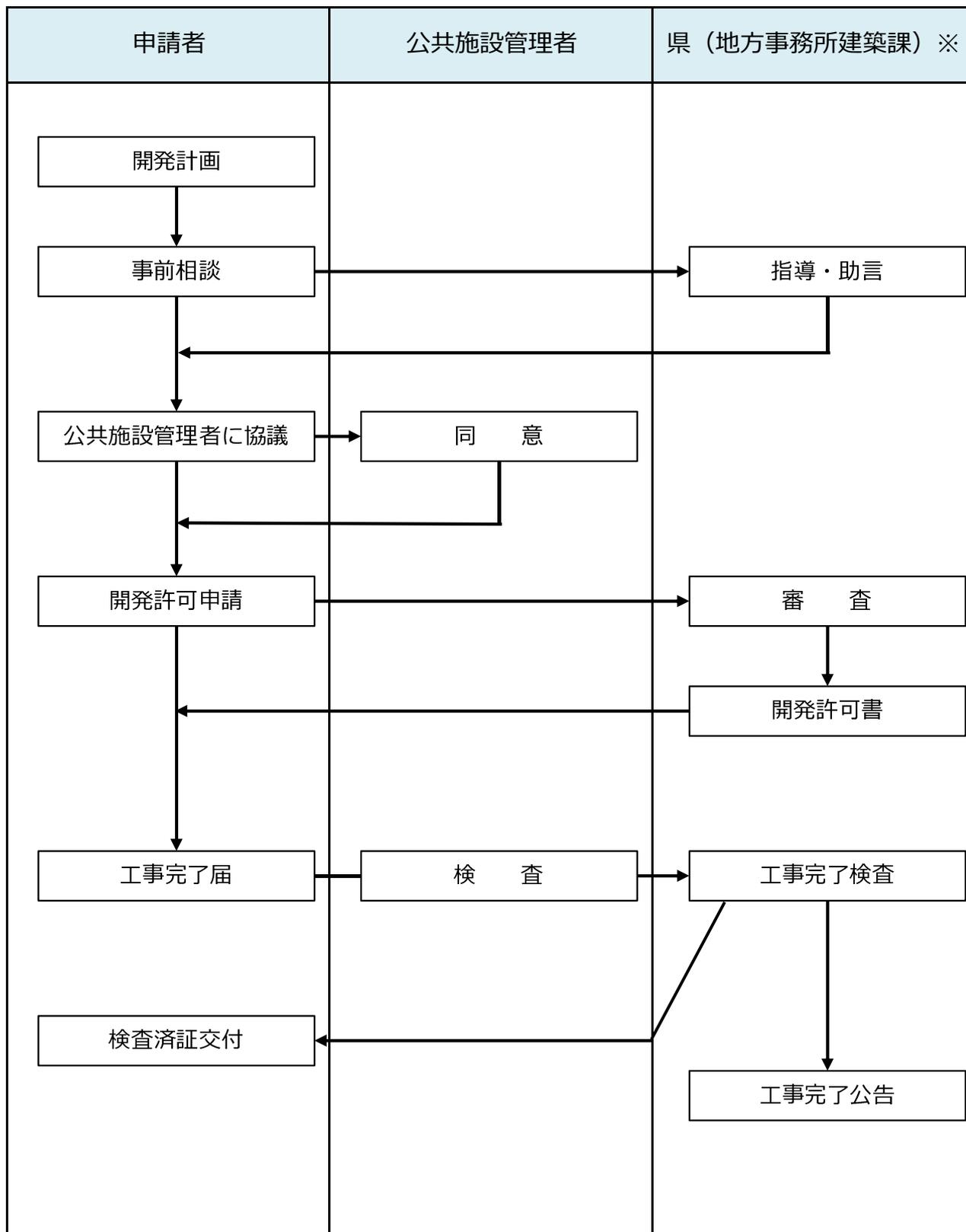


林地開発許可制度における事務処理の流れ

区分	地元住民	申請者（開発行為者）	県（地方事務所）	関係機関
事前相談		概要資料提出 他法令等の手続き調整	指導	指導
事前協議	意見等	河川管理者のネック地点選定の同意申請 事前協議書提出 説明会の開催 説明結果概要書提出（意見等を踏まえ、事前協議内容を変更した場合は再協議）	指導（必要に応じて、学識経験者に意見を求める） ・計画規模 ・事業内容 ・許可基準 ・他法令等手続き ・地域住民への説明 事前協議書受理	関係機関（市町村、河川管理者等）との調整
許可申請	（必要に応じて）	環境保全に関する協定締結 土地の権利の取得 他法令等の調整 開発許可申請書提出	許可申請書受理 市町村長の意見聴取 河川管理者へ洪水調整池等の審査依頼(5ha以上) 現地調査（必要に応じて学識経験者に意見を求める） 審査 ※10ヘクタールを超える開発行為は、森林審議会に諮問	標準処理期間 80日
許可・不許可			許可等の通知	

都市計画法に係る開発許可の手続フロー

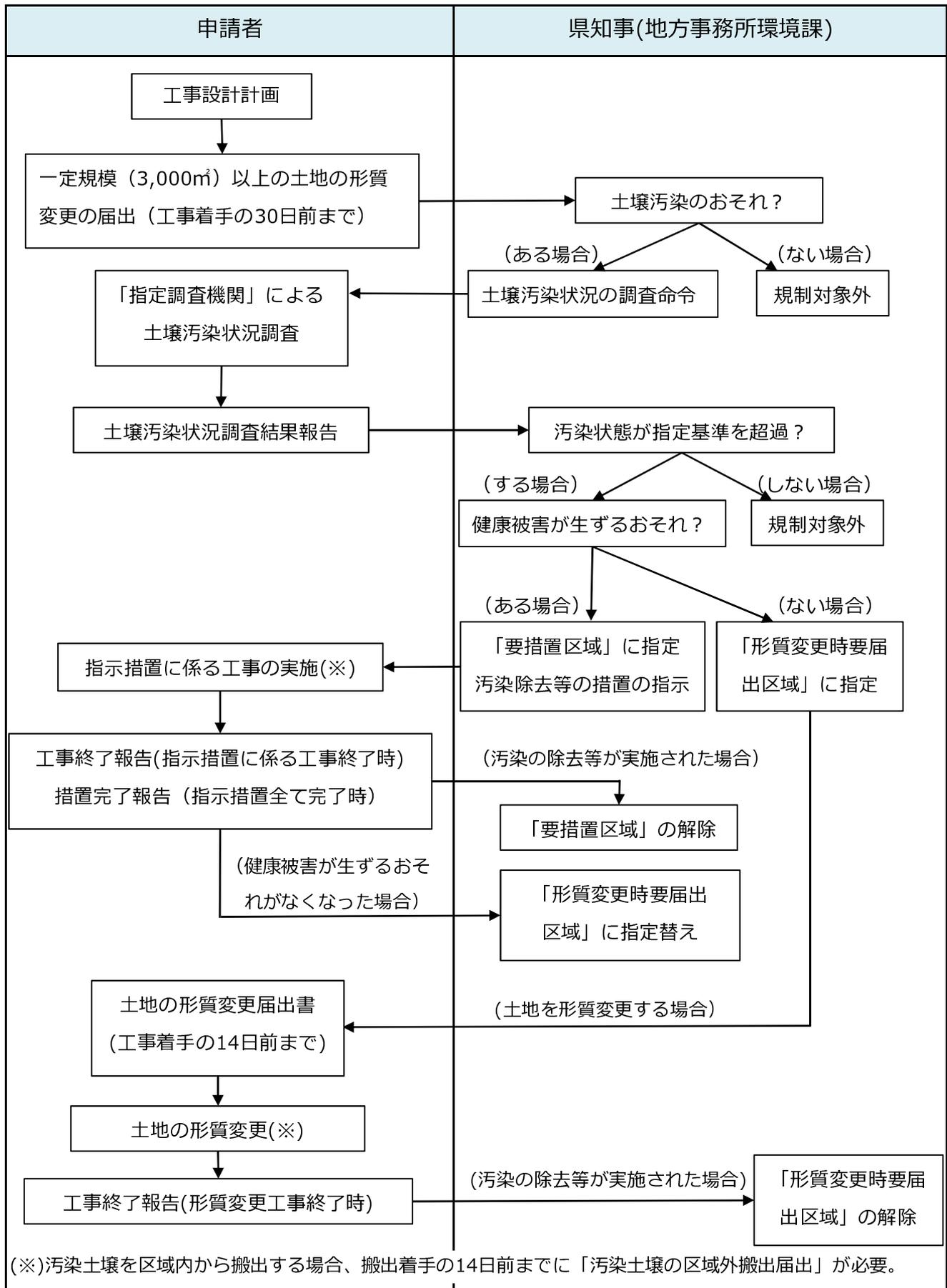
(参考：「再生可能エネルギー事業支援ガイドブック（平成28年度版）」資源エネルギー庁)



※長野市、松本市は市の開発許可担当部署

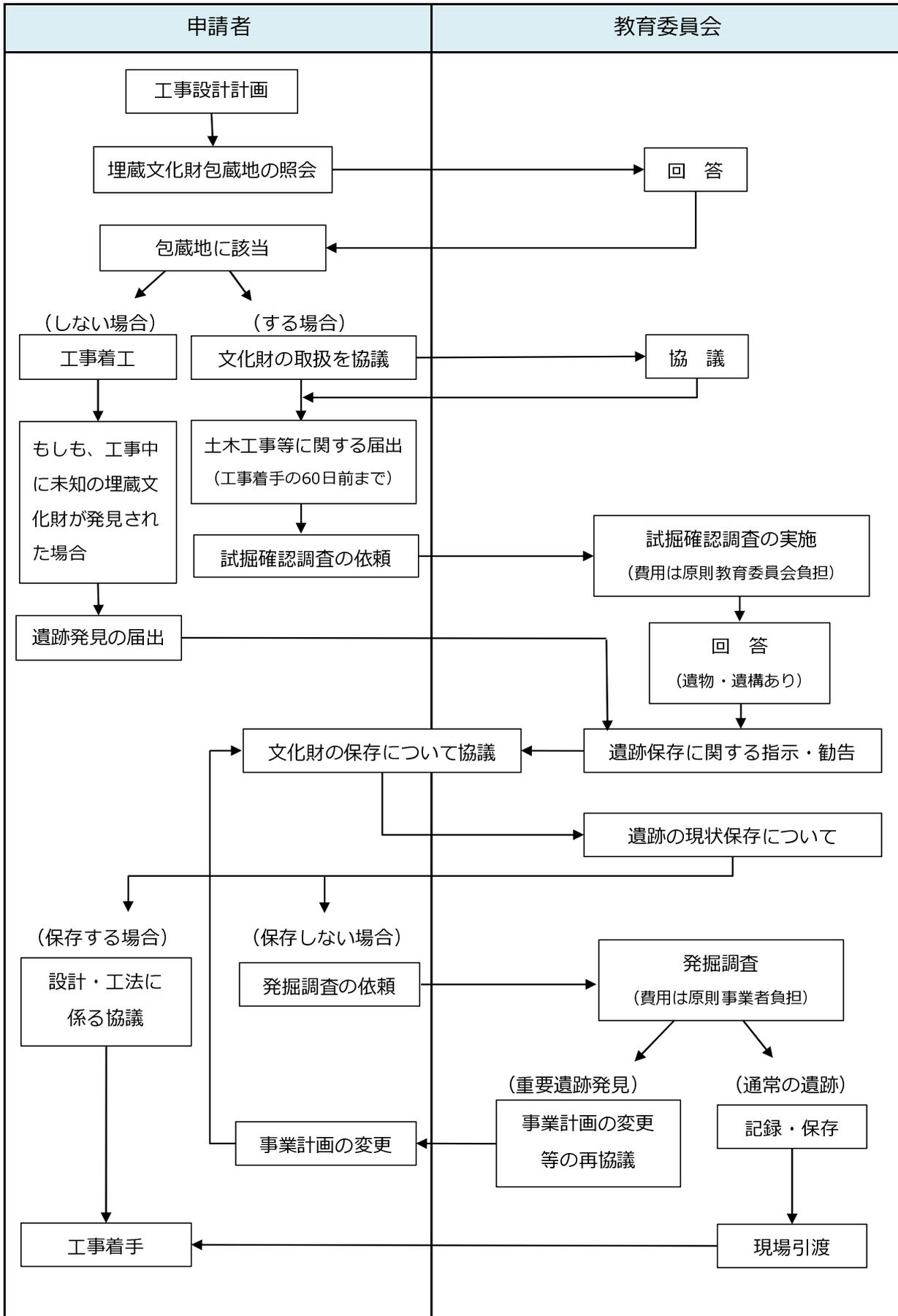
土壤汚染対策法に係る土地の形質変更に係る手順フロー

(参考：「再生可能エネルギー事業支援ガイドブック（平成28年度版）」資源エネルギー庁)



埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出に係る手続フロー

(参考：「再生可能エネルギー事業支援ガイドブック（平成28年度版）」資源エネルギー庁)



農山漁村再生可能エネルギー法に基づく制度の概要

(参考：「再生可能エネルギー事業支援ガイドブック（平成27年度版）」資源エネルギー庁)

- 地域主導により、計画的に農山漁村における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進する枠組み
- 農林地等の適切な利用調整と、売電収入の地域への還元により、農山漁村の活性化を図ることとしている。
- 各種法律の手続きを市町村を通じてワンストップ化できるとともに、第1種農地の転用不許可の例外措置が受けられるなどの場合がある。

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律 計画制度

基本理念

農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、

- ・ 地域関係者の相互の密接な連携の下、当該地域の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として行われなければならない。
- ・ 地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地等並びに漁港及びその周辺の水域の確保を図るため、適切な土地利用調整が行われなければならない。

基本方針（国）

農山漁村との調和や農林地等の適切な利用調整 等の方針

基本計画（市町村）

- ・ 農林漁業と調和した再生可能エネルギー発電による農山漁村の活性化に関する方針
- ・ 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域
- ・ 農林漁業の健全な発展に資する取組 等

協議会

- ①市町村、②設備整備者
- ③農林漁業者・団体、地域住民等 から構成

申請

認定

- ・ 手続のワンストップ化
- ・ 農林地等の権利移転の一括処理 等

同意

設備整備計画（設備整備者）

- ・ 発電設備の整備の内容
- ・ 農林漁業の健全な発展に資する取組 等

国・県

農地法、森林法等の本来の許可権者が各個別法の許可基準で判断

(5) 関係法令・条例の窓口（国、県、市町村）

（参考：「再生可能エネルギー事業支援ガイドブック（平成28年度版）」資源エネルギー庁）

手続 (関連法規)	手続が必要となる場合	確認方法・手続内容	問合せ先・提出先
（国土利用計画法） （土地売買等の届出） （事後届出手続）	土地売買等の契約（予約を含む）を締結した場合 ・市街化区域：2,000㎡以上 ・市街化区域を除く都市計画区域：5,000㎡以上 ・都市計画区域以外の区域：10,000㎡以上	土地に関する権利の取得者は、その契約を締結した日から起算して2週間以内に、法律に掲げる事項を、当該土地が所在する市町村の長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。	（提出先） 市町村の 国土利用計画法担当部署 （問合せ先） 長野県企画振興部 地域振興課（土地対策係） ☎026-235-7025
（都市計画法） （開発許可手続）	開発行為をしようとする場合 ・市街化区域：1,000㎡以上 ・市街化調整区域：全て ・区域区分が定められていない都市計画区域及び準都市計画区域：3,000㎡以上 ・都市計画区域及び準都市計画区域外の区域：1ha以上 ※再生可能エネルギー施設の建設にあたり、建築物の建築を伴う土地の区画形質の変更があれば開発許可が必要となるものであって、全ての再生可能エネルギー施設の建設が開発許可の対象となるわけではない。 ※太陽光発電設備(建築基準法上の建築物でないもの)の付属施設について、その用途、規模、配置や発電設備との不可分性等から、主として当該付属施設の建築を目的とした開発行為に当たらないと開発許可権者が判断した場合には、開発許可は不要。	都市計画図等の閲覧又は都道府県等の開発許可担当部局への照会等により、事業区域が左記区域のいずれかに該当するかを確認する。 左記要件に該当する場合には、都道府県知事(指定都市等の区域内にあっては、当該指定都市等の長)の許可を受けなければならない。	長野市、松本市→市の開発許可担当部署 長野市、松本市以外の市町村→最寄りの地方事務所の建築課 長野県建設部 都市・まちづくり課（都市計画係） ☎026-235-7297

手続 (関連法規)	手続が必要となる場合	確認方法・手続内容	問合せ先・提出先
<p>(農地法、農地転用許可手続に関する法律)</p> <p>農地法の農地転用許可手続の整備に</p>	<p>農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利を設定又は移転する場合。</p> <p>なお、農用地区域内の土地については、市町村が農用地区域から除外する場合に限られる。</p>	<p>土地登記簿の地目ではなく、その土地の現況により、田、畑等の耕作の目的に供される土地に該当するか否かを農業委員会に確認する。</p> <p>農業委員会を經由して、都道府県知事又は指定市町村長の農地転用許可を受けなければならない。</p>	<p>農地転用許可手続：市町村の農業委員会</p> <p>農用地区域からの除外を申し出るための手続：市町村の農政担当部署</p> <p>最寄りの地方事務所の農政課</p> <p>長野県農政部 農業政策課（農地調整係） ☎026-235-7214</p>
<p>(道路法)</p> <p>道路の占用許可</p>	<p>道路区域内で設置や施工をするために、道路を占用する場合</p>	<p>①道路占用許可申請書を提出し、管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>②道路に関する工事を行う場合には、道路に関する工事の設計及び実施計画承認申請書を提出し、承認を得た上で、自費で施工しなければならない。</p>	<p>国、都道府県、市町村等の各道路管理者窓口</p>
<p>(森林法)</p> <p>林地開発許可手続</p>	<p>地域森林計画の対象となっている民有林(保安林、保安施設地区の森林は除く)内において、面積が1ヘクタールを超える規模で開発を行う場合</p>	<p>市町村林務担当部署に問い合わせ、地域森林計画の対象となっているか否かを確認する。</p> <p>都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(なお、1ヘクタール以下であっても立木を伐採する場合には、あらかじめ市町村長へ伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。)</p>	<p>(伐採の届出・伐採後の造林の届出：市町村林務担当部署)</p> <p>林地開発許可：最寄りの地方事務所の林務課</p> <p>長野県林務部 森林づくり推進課 (保安林係) ☎026-235-7275</p>

手続 (関連法規)	手続が必要となる場合	確認方法・手続内容	問合せ先・提出先
行 為 自 然 公 園 法 等 手 続	(国立公園・国定公園) ①特別地域で工作物の新・改・増築、土地の形状変更、木竹の伐採等をする場合 ②特別保護地区で工作物の新・改・増築、土地の形状変更、木竹の伐採等をする場合 ③普通地域で大規模な工作物の新・改・増築、土地の形状変更等をする場合 (都道府県立自然公園) ④特別地域で工作物の新・改・増築、土地の形状変更、木竹の伐採等をする場合 ⑤普通地域で大規模な工作物の新・改・増築、土地の形状変更等をする場合	右記に問い合わせの上、公園計画図等により、自然公園法に規定される各地域等に該当するか否かを確認する。 ①国立公園は環境大臣又は都道府県知事の許可、国定公園は知事の許可を受けなければならない。 ②国立公園は環境大臣の許可、国定公園は都道府県知事の許可を受けなければならない。 ③国立公園は環境大臣又は都道府県知事への届出、国定公園は都道府県知事への届出をし、届出後30日を経過した後でなければ行為に着手してはならない。 ④都道府県知事の許可を受けなければならない。 ⑤都道府県知事への届出をし、届出後30日を経過した後でなければ行為に着手してはならない。	各地方環境事務所、自然環境事務所、自然保護官事務所又は最寄りの地方事務所環境課 長野県環境部 自然保護課 ☎026-235-7178
土 地 汚 染 対 策 法 係	土地の掘削その他の土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が3,000㎡以上の場合	当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他事項を都道府県知事等に届け出なければならない。	最寄りの地方事務所環境課 長野県環境部 水大気環境課 ☎026-235-7162
埋 蔵 文 化 財 保 護 法 手 続	周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合	埋蔵文化財のデータベース等により管理されているため、周知の埋蔵文化財包蔵地び該当するか否かを教育委員会に照会する。 発掘に着手しようとする日の60日前までに、都道府県・政令指定都市等の教育委員会に事前の届出等を行わなければならない。	市町村の教育委員会

手続 (関連法規)	手続が必要となる場合	確認方法・手続内容	問合せ先・提出先
狩猟の適正化に及びする法律に (鳥獣の保護及び管理並びに特別保護地区内における行為許可手続)	特別保護地区の区域内において一定の行為を行う場合 ※例えば、建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築する場合	鳥獣保護区等位置図により管理されているため、特別保護地区の区域内に該当するか否かを各地方環境事務所等に照会する。環境大臣が指定する特別保護地区(国指定特別保護地区)にあつては環境大臣の、都道府県知事が指定する特別保護地区(都道府県指定特別保護地区)にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。	各地方環境事務所、自然環境事務所、最寄りの地方事務所林務課 林務部森林づくり推進課 鳥獣対策・ジビエ振興室 ☎026-235-7273
(絶滅のおそれのある野生動物の絶滅のおそれのある種の保存に関する法律) (生息地の保護等区画管理地区内)	(管理地区) 管理地区の区域内において一定の行為をする場合 (監視地区) 生息地等保護区の区域で管理地区の区域に属さない部分の区域内において一定の行為をしようとする場合 ※例えば、建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築する場合	(管理地区) 対象区域内の一定の行為について、環境大臣の許可を受けなければならない。 (監視地区) 環境大臣に対象区域内の一定の行為に係る届出を行わなければならない。	各地方環境事務所、自然環境事務所、自然保護官事務所等
(消防法) (消防法に基)	危険物施設等に該当する場合 ※例えば、リチウムイオン蓄電池設備に用いられる電解液の使用数量によって、届出又は申請が必要。	当該施設が設置される区域の市町村長等の許可を受けなければならない。	市町村の消防担当部署
(道路車両制限法) (道路車両制限法に基)	建設時において幅、高さ、長さ又は回転半径が車両制限令で定める最高限度を超える工事車両を通行させる場合	特殊車両通行許可に関する申請書を提出し、管理者の許可を受けなければならない。	国、都道府県、市町村等の各道路管理者窓口

<p>手続 (関連法規)</p>	<p>手続が必要となる場合</p>	<p>確認方法・手続内容</p>	<p>問合せ先・提出先</p>
<p>景観法及び長野県景観条例の届出手続 (景観法及び長野県景観条例)</p>	<p>○太陽光発電施設を建設する場合 (一般地域) 太陽電池モジュールの築造面積の合計(一団の土地又は水面に設置される太陽光発電施設に係る太陽電池モジュールの水平投影面積の合計)が1,000㎡を超えるもの (景観育成重点地域) 太陽電池モジュールの築造面積の合計(一団の土地又は水面に設置される太陽光発電施設に係る太陽電池モジュールの水平投影面積の合計)が20㎡を超えるもの ○建築物の屋根、屋上等に太陽光発電施設(設備)を後から設置する場合 (一般地域) 太陽電池モジュールの設置面積が400㎡を超えるもの (景観育成重点地域) 太陽電池モジュールの設置面積が25㎡を超えるもの</p>	<p>○手続きが必要な区域 長野県景観計画の区域(景観行政団体である市町村の区域を除く区域) ○届出時期 景観法に基づく事前届出を、行為の着手の30日前までに、建設地の市役所(町村役場)を經由し県地方事務所に提出する。 (届出が受理されてから30日を経過した後でなければ当該行為に着手することができない。) ○建設地(設置場所)が「一般地域」、「景観育成重点地域」のいずれかに該当するかは、当該市町村に確認する。</p>	<p>(提出先) 建設地(設置場所)の市役所(町村役場)の景観担当窓口 (問合せ先) 建設地(設置場所)を所管する地方事務所建築課(商工観光建築課) 又は長野県建設部都市・まちづくり課(景観係) ☎026-235-7348 ※景観行政団体の市町村については、当該市町村景観担当窓口</p>

手続 (関連法規)	手続が必要となる場合	確認方法・手続内容	問合せ先・提出先
保 （安 電規 定事 業届 出法 ）手 続	事業用電気工作物に該当する発電設備を設置する場合 ※発電設備(出力50kW未満の太陽光発電設備を除く。)とその発電した電気を使用する設備の場合	業務を管理する者の職務及び組織に関する事、従事者に対する保安教育に関する事、保安のための巡視、点検及び検査に関する事などを記載した保安規定を定め、発電設備の使用の開始前まで(工事計画届出が必要となる発電設備の設置工事に関しては工事の開始前まで)に経済産業大臣に届け出なければならない。	中部近畿産業保安監督部（電力安全課）等 ☎052-951-2817
（電 気事 業法 ）主 任技 術者 の選 任 及 び届 出	事業用電気工作物に該当する発電設備を設置する場合 ※発電設備(出力50kW未満の太陽光発電設備を除く。)	事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、主任技術者を選任し、経済産業大臣へ届け出なければならない。 届出は発電設備の使用開始前まで（工事計画届出が必要となる発電設備の設置工事に関しては工事の開始前まで）。	中部近畿産業保安監督部（電力安全課）等 ☎052-951-2817
（電 気事 業法 ）工 事計 画の 届出 手続	事業用電気工作物を設置する場合 ※太陽電池発電所 (出力2,000kW以上)	工事の開始30日前までに「工事計画書届出書」を経済産業大臣に届け出なければならない。	中部近畿産業保安監督部（電力安全課）等 ☎052-951-2817
使 用前 （電 気事 業法 ）安 全管 理検 査手 続	工事計画の届出をして設置や変更の工事をする事業用電気工作物で、省令で定めるものを設置する場合	設置者は、省令で定めるところにより、定期的に、当該事業用電気工作物について自主検査を行い、技術基準に適合していることを確認し、その結果を記録、保存しなければならない（定期事業者検査）。 設置者は定期自主検査の実施に係る体制について、省令で定める時期に、国又は国の登録を受けた者が行う審査を受けなければならない（定期安全管理審査）。	中部近畿産業保安監督部（電力安全課）等 ☎052-951-2817

手続 (関連法規)	手続が必要となる場合	確認方法・手続内容	問合せ先・提出先
(建築基準法申請)	<p>○太陽光発電設備に係る手続</p> <p>①土地に自立して設置するもの 以下の場合を除き、建築確認が必要。 (1) 以下の(i)及び(ii)に該当するもので、高さが4 m以下のもの (i) 当該設備自体のメンテナンスを除いて架台下の空間に人が立ち入らない場合 (ii) 架台下の空間を居住等の屋内的用途に供しない場合 (2) 電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物に該当する場合</p> <p>②既存の建築物の屋上に取り付けるもの 架台下の空間に人が立ち入らない等のものについては、定期検査の対象として特定行政庁が指定するものを除き、建築確認が不要となる。 (※特定行政庁：建築主事を置く地方公共団体)</p> <p>○太陽光発電設備に付属する建築物に係る手続 以下の場合を除き、建築物を建築する場合、建築確認が必要。 ・当該付属施設がパワーコンディショナを収納する専用コンテナで、内部に人が立ち入らない等のものである場合</p>	<p>建築主は、建築確認の申請書を提出し、建築主事等の確認を受けなければならない。</p>	<p>特定行政庁・指定確認検査機関 ※特定行政庁：建築主事を置く地方公共団体</p>
(河川法) 河川の占用等許可手続	<p>(河川区域内) 河川区域内の土地を占用する場合及び河川区域内において工作物を新設等する場合。</p> <p>(河川保全区域内) 河川保全区域内において工作物を新築等する場合。</p>	<p>許可申請書を提出し、河川管理者の許可を受けなければならない。</p>	<p>国、都道府県、市町村の各河川管理者窓口</p>

手続 (関連法規)	手続が必要となる場合	確認方法 手続内容	問合せ先 提出先
地続為砂 管一及防 理砂び指 条防砂定 例法防地 一・設内 長備に為 野占お 県用け 砂のる 防許制 指可限 定手行	○砂防指定地内における以下の制限行為を行う場合 ①建築物、施設その他の工作物の新築、改築、増築、移転又は除去 ②立木若しくは竹の伐採又はそれらの滑下若しくは地引きによる運搬 ③切取り、盛土、掘削その他の土地の形質を変更する行為 ④たん水又は水を放流し、若しくは浸透させる行為 ⑤土石砂れきの採取、鉱物の採掘又はこれらの集積若しくは投棄 ⑥樹根又は草根の採取 ⑦牛馬その他の家畜の放牧 ○砂防設備の占用	右記に問い合わせの上、許可申請書を提出し、許可を受けなければならない。	最寄りの建設事務所又は砂防事務所 長野県建設部 砂防課 ☎026-235-7316
べる地 り制す 等限べ 防行り 止為防 法許止 一可区 手域 続内 一に 地お すけ	○地すべり防止区域内における以下の制限行為を行う場合 ①地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為（政令で定める軽微な行為を除く。） ②地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為（政令で定める軽微な行為を除く。） ③のり切又は切土で政令で定めるもの ④ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの（以下「他の施設等」という。）の新築又は改良	右記に問い合わせの上、許可申請書を提出し、許可を受けなければならない。	最寄りの建設事務所又は砂防事務所 長野県建設部 砂防課 ☎026-235-7316
害一お急 の急け傾 防傾る斜 止斜制地 に地限崩 関の行壊 す崩為危 る壊許険 法に可区 律よ手域 一る続内 災に	○急傾斜地崩壊危険区域における以下の制限行為を行う場合 ①水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為 ②ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 ③のり切、切土、掘さく又は盛土 ④立木竹の伐採 ⑤木竹の滑下又は地引による搬出 ⑥土石の採取又は集積 ⑦前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの	右記に問い合わせの上、許可申請書を提出し、許可を受けなければならない。	最寄りの建設事務所又は砂防事務所 長野県建設部 砂防課 ☎026-235-7316

窓 口 一 覧

○国の機関

管轄	機 関 名 (部 署)	電話番号	郵便番号	住 所
環 境 省	中部地方環境事務所	052-955-2130	〒460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2
	長野自然環境事務所	026-231-6570	〒380-0846	長野市旭町1108 長野第一合同庁舎
	松本自然環境事務所	0263-94-2024	〒390-1501	松本市安曇124-7
	志賀高原自然保護官事務所	0269-34-2104	〒381-0401	下高井郡山ノ内町大字平穂7148
	戸隠自然保護官事務所	026-254-3060	〒381-4102	長野市戸隠豊岡9794-128
	上高地自然保護官事務所 (冬季連絡先：松本自然環境事務所)	0263-95-2032	〒390-1516	松本市安曇4468
経産省	中部近畿産業保安監督部 (電力安全課)	052-951-2817	〒460-8510	愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-2
	商務流通保安グループ 電力安全課 新エネルギー班	03-3501-1742	〒100-8901	東京都千代田区霞が関1-3-1 (別館)
国交省	長野国道事務所(管理第一課)	026-264-7007	〒380-0902	長野市鶴賀字中堰145
	飯田国道事務所(管理第一課)	0265-22-5080	〒395-0024	飯田市東栄町3350
	千曲川河川事務所(占用調整課)	026-227-7768	〒380-0903	長野市鶴賀字峰村74番地
	天竜川上流河川事務所(管理課)	0265-22-5080	〒395-0024	飯田市東栄町3350

○県の機関

圏域	機 関 名	部署 (担当事務)	電話番号	郵便番号	住 所
佐久	佐久地方事務所	環境課	0267-63-3166	〒385-8533	佐久市跡部65-1
		農政課	0267-63-3144		
		林務課(林地開発許可)	0267-63-3156		
		建築課	0267-63-3160		
	佐久北部事務所	維持管理課	0267-63-3172		
	佐久建設事務所	維持管理課	0267-82-8271	〒384-0301	佐久市臼田2015
上小	上小地方事務所	環境課	0268-25-7134	〒386-8555	上田市材木町1-2-6
		農政課	0268-25-7125		
		林務課(林地開発許可)	0268-25-7139		
		建築課	0268-25-7142		
	上田建設事務所	維持管理課	0268-25-7164		
諏訪	諏訪地方事務所	環境課	0266-57-2952	〒392-8601	諏訪市上川1-1644-10
		農政課	0266-57-2912		
		林務課(林地開発許可)	0266-57-2921		
		建築課	0266-57-2923		
	諏訪建設事務所	維持管理課	0266-57-2935		
上伊那	上伊那地方事務所	環境課	0265-76-6817	〒396-8666	伊那市荒井3497
		農政課	0265-76-6812		
		林務課(林地開発許可)	0265-76-6827		
		建築課	0265-76-6830		
		伊那建設事務所	維持管理課	0265-76-6847	

圏域	機 関 名	部署（担当事務）	電話番号	郵便番号	住 所		
下伊那	下伊那地方事務所	環境課	0265-53-0434	〒395-0034	飯田市追手町2-678		
		農政課	0265-53-0413				
		林務課(林地開発許可)	0265-53-0428				
		建築課	0265-53-0433				
	飯田建設事務所	維持管理課	0265-53-0450				
木曽	木曽地方事務所	環境課	0264-25-2234	〒397-8550	木曽郡木曽町福島2757-1		
		農政課	0264-25-2220				
		林務課(林地開発許可)	0264-25-2226				
		商工観光建築課	0264-25-2229				
	木曽建設事務所	維持管理課	0264-25-2241				
松本	松本地方事務所	環境課	0263-40-1941	〒390-0852	松本市大字島立1020		
		農政課	0263-40-1915				
		林務課(林地開発許可)	0263-40-1931				
		建築課	0263-40-1934				
	松本建設事務所	維持管理課	0263-40-1963				
	安曇野建設事務所	維持管理課	0263-72-8398			〒399-8205	安曇野市豊科4960-1
犀川砂防事務所	砂防課	0263-62-3257	〒399-7102	安曇野市明科中川手4235			
北安曇	北安曇地方事務所	環境課	0261-23-6563	〒398-8602	大町市大町1058-2		
		農政課	0261-23-6510				
		林務課(林地開発許可)	0261-23-6520				
		商工観光建築課	0261-23-6524				
	大町建設事務所	維持管理課	0261-23-6533				
姫川砂防事務所	砂防課	0261-82-3100	〒399-9422	北安曇郡小谷村大字千国乙10307-3			
長野	長野地方事務所	環境課	026-234-9590	〒380-0836	長野市大字南長野南県町686-1		
		農政課	026-234-9512				
		林務課(林地開発許可)	026-234-9525				
		建築課	026-234-9530				
	長野建設事務所	維持管理課	026-234-9539				
	千曲建設事務所	維持管理課	026-273-5940			〒387-0007	千曲市大字屋代1881
	須坂建設事務所	維持管理課	026-245-1671			〒382-0073	須坂市大字須坂字中縄手1699-11
土尻川砂防事務所	砂防課	026-229-2511	〒381-3163	長野市七二会己973-1			
北信	北信地方事務所	環境課	0269-23-0202	〒383-8515	中野市大字壁田955		
		農政課	0269-23-0210				
		林務課(林地開発許可)	0269-23-0218				
		建築課	0269-23-0220				
	北信建設事務所 中野事務所	維持管理課	0269-22-3138			〒383-0022	中野市中央1-4-19
北信建設事務所 飯山事務所	維持管理課	0269-62-4111	〒389-2255	飯山市大字静間字町尻1340-1			
【総合窓口】	環境部	環境工ネルギー課	026-235-7179	〒380-8570	長野市大字南長野字幅下692-2		

(6) 設置に係る基準、ガイドライン等

「10kW以上の一般用電気工作物太陽光発電システムの基礎・架台の設計・施工のチェックリストと留意点」 2015年5月 一般社団法人太陽光発電協会作成

○10kW以上の太陽光発電システムが、安全・安心に使用されることを目的に、設備導入にあたりチェック又は留意することが望ましい事項等を事業者・投資家、SI・企画立案者、設計者及び施工者の4者を対象として整理し、設計や施工に際してのチェック項目及び内容等を整理した業界自主資料。

URL : http://www.jpea.gr.jp/pdf/150529_JPEA_checklist.pdf

「太陽光発電システム保守点検ガイドライン【10kW以上の一般用電気工作物】」 2014年5月 一般社団法人太陽光発電協会作成

○10kW以上の一般用電気工作物の太陽光発電システムについての保守点検の指針を示すことにより設置者の安心、安全、保安の確保を図るための業界自主ガイドライン

URL : <http://www.jpea.gr.jp/pdf/upper10kw.pdf>

「公共・産業用太陽光発電システム手引書」 2013年3月 一般社団法人太陽光発電協会作成

○設備技術者、電気技術者等の専門家に限らず、一般建築関係者向けの手引き

URL : <http://www.jpea.gr.jp/point/index.html>

「地域における再生可能エネルギー事業の事業性評価等に関する手引き（事業者向け）
～太陽光発電事業編～」 2014年6月 環境省地球環境局 総務課低炭素社会推進室作成

○地域における再生可能エネルギー事業を振興するためにノウハウが蓄積されていない事業者等向けに、参考となる情報を整理

URL : <http://www.env.go.jp/press/files/jp/24651.pdf>

